

令和5年度

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

開会：令和6年9月10日

閉会：令和6年9月12日

福岡県東峰村議会

令和5年度東峰村議会決算審査特別委員会

招集年月日 令和6年9月10日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和6年9月10日 9時30分
委員長 黒川 隆康
閉会日時及び宣告 令和6年9月12日 10時17分
委員長 黒川 隆康

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	樋口 修一	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
農林建設課長	田嶋 一洋	災害対策室長	前田 光輝
住民福祉課長	梶原 孝司	教育課長	國松 直美
総務企画課長補佐	矢野 正己	総務企画課係長	泉 健人
総務企画課係長	熊谷 貴範	総務企画課主任主事	鳥居 翔平
ふるさと推進課長補佐	和田 勲	ふるさと推進課係長	岩下 玲礼
ふるさと推進課係長	池田 啓讓	ふるさと推進課主任主事	福島 彰隆
ふるさと推進課主任主事	室井 佑介	ふるさと推進課主査	城 辰也
ふるさと推進課主査	室井 英信		
農林建設課長補佐	古賀 英彦	農林建設課係長	阿波 正治
農林建設課係長	杉野 秀行	農林建設課係長	靱井 紀彦
農林建設課係長	井上 大祐	農林建設課主任主事	梶原 真有子
住民福祉課長補佐	眞田 しのぶ	住民福祉課係長	熊谷 英一郎
住民福祉課係長	井手 絵美	住民福祉課係長	森山 敦史
住民福祉課保健主査	井上 美由紀		
教育課係長	和田 貴弘	教育課主査	室井 紀代子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	坂本 浩志		

村長提出議案の題目

認定第 1号	令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第29条第1項による。

9番 黒川隆康議員

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和6年9月10日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和5年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和6年9月10日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 議席番号の指定

日程第 2 会期の決定

日程第 3 認定第 1号 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 2号 令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 3号 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 4号 令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>決算審査特別委員会の委員長に推薦いただきました、黒川です。</p> <p>本委員会に付託を受けました案件は、重要な案件でございますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、10名です。</p> <p>なお、梶原委員におきましては監査委員でありますので、本来であれば本委員会への出席を要しませんが、従来より本委員会は全員で構成することといたしておりますので、最後までよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、定足数に達していますので、ただ今から決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(11時30分)</p>
委員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 議席番号の指定を行います。</p> <p>議席番号は、本会議の議席番号とします。</p>
日程第2	
委員 長	<p>日程第2 会期の決定を議題とします。</p> <p>本決算審査特別委員会は、本日10日から12日までとしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本特別委員会の会期は、本日10日から12日までとすることに決定しました。</p>
日程第3～ 日程第6	
委員 長	<p>日程第3 認定第1号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第4 認定第2号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第5 認定第3号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第6 認定第4号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>を、一括して議題とします。</p> <p>本日は、決算審査報告のため本田代表監査委員に出席をしていただいておりますので、令和5年度東峰村一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査の報告をお願いします。</p> <p>それでは、本田代表監査委員さんお願いいたします。</p>
代表監査委員	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今、ご紹介をいただきました監査委員の本田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>議員各位及び執行部の皆様には、日ごろから本村発展のためにご尽力をいただき、一村民としてお礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>本日は、令和5年度の決算審査特別委員会ということで、将来を見据えた審議になるよう重ねてお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今から令和5年度一般会計・特別会計の決算報告をいたします。</p> <p>お手元に、東峰村一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況審査意見書が</p>

配布されていると思います。これに基づきまして、説明を申し上げたいと思います。まず、1ページをお開きください。

審査についてでございます。

審査対象につきましては、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算、令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、証書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書を審査対象として行っております。

決算書の調整及び提出期日につきましては、法定内の期限内に提出されておることを認めております。

審査期間につきましては、令和6年8月21日、22日の2日間で行っております。

この審査にあたっては、次の項目に重点を置いて行いました。

まず1つ目は、歳入歳出決算額は証憑書類と一致しているか。

次に、決算書、その他の付属書類の係数は正確であるか。

支出済額は、証憑書類と一致しているか。

会計年度独立の原則は守られているか。

会計間の独立は侵されていないか。

違法または不当な支出はないか。

事務の合理化、経費の節減に努力しているか。

予算の流用は適正に処理されているか。

財産管理は適切に行われているか。

財政運営は健全かつ適正になされているか。

以上の項目を審査しました。

審査結果並びに決算の概要につきましては、2ページ以降に記載をされているところでございます。これにつきましても一読願いたいと思います。

決算審査の内容につきましては、33ページに結びとして総括まとめをしておりますので、朗読します。

令和5年度の一般会計及び特別会計（簡易水道・国民健康保険・後期高齢者医療）歳入歳出決算の4会計並びに基金の運用状況の審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、係数に誤りもなく正確であると認めるものである。

また、財政も健全に運営されていて、財源の確保、健全な財政運営を図り、財政収支の均衡保持に努められた結果であります。

日本経済の現状では、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いているものの、今後は景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。

経済財政運営にあたっては、まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引き上げ、最低賃金の引き上げを実行する。

そのうえで、定額減税により家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を確認に作り出す。併せて、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革、生産性向上に向けた国内投資の拡大などを通じて、潜在成長率の引き上げに取り組むとした。

このような状況下で、村においては平成29年の九州北部豪雨災害から令和5年7月豪雨による災害の復旧・復興が進み、一定の進捗が図られたところであるが、

	<p>昨今は異常気象により災害の頻発化・激甚化など災害がいつ、どこで起きるか予期できない状況であり、今後も将来に向かって健全・堅実な行財政運営を行う必要がある。</p> <p>特に、村税等の自主財源確保に努め、総合計画の長期展望の村づくりと、総合戦略等の各種計画のもと、成果・効果を検証し、次世代に受け継いで行ける行政財運営の効率化に取り組んでいただき、産業の振興や人口減少対策、子育て支援、高齢者福祉の向上と、さらなる村勢いの発展に寄与されるよう、一層のご尽力を望むものです。</p> <p>以上、監査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>ただ今、決算審査等の報告が終わりました。</p> <p>ここで、本田代表監査委員には退席していただきます。お疲れ様でございます。(本田代表監査委員 退席)</p>
委員長	<p>次に、各課長より、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算について、令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>最初に、8月27日の決算説明会時にですね、説明不足しておりました部分について、ご説明をさせていただきたいと思っております。成果説明書のほうで説明させていただきます。</p> <p>成果説明書の28ページ、決算書では33ページになります。</p> <p>2款1項28目まち・ひと・しごと創生事業、こちらのほうが抜けておりました。事業費19万460円、前年比較216万9,820円の減額でございます。主な支出としましては、外部検討委員さんの報酬並びに旅費でございます。</p> <p>前年と比較しまして、下がった理由としましては、ウォーキングマイレージ事業がこちらのほうから出ておりましたが、4款1項9目に支出変更しております、その分の減でございます。</p> <p>それからもう1カ所、成果説明書の38ページ、決算書の45ページになります。</p> <p>3款4項1目災害救助費704万4,425円、前年対比669万4,425円の増額でございます。</p> <p>こちらのほう令和5年度災害が災害救助法の適用の指定を受けたことによりまして、災害救助法の補助メニューでございます。全半壊以上に対します住宅応急修理の補助としまして、修繕料34万3千円、それから、地域において土砂撤去等をした地区に補助としまして、土砂等の撤去、これは地区数が6件でございます。121万8,761円でございます。</p> <p>その下の貸付金返還につきましては、こちら平成29年の貸付金の返還部分でございます。こちらのほうが、説明が不足しておりました。</p> <p>続きまして、徴求資料について、簡単でございますが、ご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>総務企画課分の徴求資料ということで、先にお配りをさせていただいていると思っておりますので、そちらを見ていただきたいと思います。</p> <p>各課徴求資料がありますけれども、総務企画課分の徴求資料ということで、よろしゅうございますか。7項目ほど徴求資料のほうがございました。</p> <p>①番の説明書の17ページになります。14款1項1目一般寄付金55万2千円につきましての、その内容についてということでございました。</p> <p>こちらのほう平成29年災の義援金を、1回令和3年度にですね、義援金基金の</p>

ほうに7, 341万6, 141円積み立てした後にですね、その義援金の口座のほうに寄附された金額でございまして、令和5年災もございましたので、その分を一括して義援金基金のほうに繰り入れたものでございます。

支出先としましては、成果説明書のほうの38ページ、3款4項2目の再建支援費の義援金基金積立のほうに55万2千円積み立てしております。

その下でございます。②番、成果説明書の18ページ、決算書では18から19ページになります。ふるさと基金の繰入金の充当先と義援金基金の残額はいかほどかということでのご質問でございました。

先に、義援金基金のほうの残額でございますが、資料の2ページをお願いします。

オレンジ色に着色しておりますが、義援金基金のところ、期末残高としまして5, 127万184円が残高として残っております。

それから、ふるさと基金の基金繰入先でございますが、その下の3ページのほうに基金の取り崩し先の充当された項目の内容を記しておりますので、お目通しお願いしたいと思っております。

ふるさと納税額としましては、3億2, 360万5千円、基金の寄附をいただきまして、2ページの当年の取り崩し額2億1, 587万2千円につきましての充当先が3ページのほうに示しております。お目通しをお願いしたいと思います。

それから、③番のほうをよろしゅうございますか。説明書の52ページになります。決算書では64ページになりますが、9款1項2目、危機管理マニュアルの策定業務委託について、530万2千円の部分でございますが、こちらのほうの内容でございますけれども。

こちらのほうが東峰村の地域防災計画中の危機管理対応計画において、村の施設であります水道施設の詳細な危機管理マニュアルが策定されておりました。

そのため県の指導もありまして、水道整備室の指導の下にですね、簡易水道の危機管理マニュアルを作成したところでございます。

内容につきましては、総務企画課の資料のほうですね、5ページから17ページまで入っております。基本的には320ページほどありますので、ちょっと一部抜粋という形で付けさせていただいております。

それから、その下でございます。④番、説明書の23ページ、決算書では28ページです。

2款1項5目の中にあります竹布造林事業464万8, 600円の内容ということでございました。こちらのほうがですね、令和3年度に村有林の伐採事業を行っております。その後、保安林にあたりますので、植林等がですね、森林法により義務付けられておりますので、そちらの方の植栽事業を行ったものでございます。面積としましては2. 19ha、杉が4, 380本の植栽を行っております。

それから、その下の5番でございます。

説明書の24ページ、決算書では28ページになります。

2款1項6目APUインターンプロジェクト、及び筑紫女学園大学の棚田キャンプの支出内容についてということでございます。

まず、APUの業務内容それから支出決算等ですね、資料の18ページから19ページに記載しております。お目通しをお願いしたいと思います。支出先は東峰村観光推進機構でございます。

それから、その下でございます。筑紫女学園大学のほうの計画、それから収支決算のほうを20ページから22ページに記載させていただいております。こちらのほうの支出先が東峰村棚田守り隊のほうに委託させていただいております。

それから、その下⑥でございます。説明書の38ページ、決算書では45ページ

	<p>になります。先ほどのとちょっとダブるんですけども、修繕費の内容ということで先ほどちょっと言わせていただきましたが。</p> <p>こちらの資料の23ページのほうに、一応地区名と応急修理と土砂撤去のほうを書いておきますので、お目通しをお願いしたいと思います。</p> <p>それから、その下でございます。最後7番目、成果説明書の52ページ、決算書では65ページです。</p> <p>9款1項3目消防施設費の中の防災行政無線の整備工事の進捗状況についてということで、こちらのほう、資料の一番後ろになります。3番を開いていただきたいと思えます。</p> <p>縦軸が作業項目でございます。横軸が月日を表しております。</p> <p>令和5年度から契約して、令和6年度途中ではございますが、令和5年度中ではですね、ほぼ機器製作、受注生産ですので、機器製作類に費やしております。今年度6月ぐらいにそちらが終わりまして、赤いほうがですね、進捗率になります。</p> <p>ちょっと8月まででございますが、8月、ちょっと字は小さいですけど、8月まで一応68.48%の進捗率となっております。今現在村内のほうに入りまして、各箇所を展開しているところでございます。</p> <p>総務企画課からは、以上でございます。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>住民福祉課の徴求資料は2部でございます。</p> <p>総務企画課の資料24ページ、⑦の後ろ2枚でございます。</p> <p>敬老者記念事業補助申請者名簿一覧というものです。こちらにつきましては、令和5年度の16団体、行政区、自治公民館、各集落、団体でご活用いただきまして、446人の方にご利用いただきました。金額としまして55万110円を補助したところでございます。成果説明書では37ページ、3款3項5目に記載してございます。</p> <p>続きまして、2枚目の令和5年度宝珠の郷施設修繕等に係る負担金計算表でございます。成果説明書では38ページ、3款3項9目でございます。</p> <p>これは、令和5年度に宝珠の郷施設の修繕及び電気設備の更新工事を行いまして、指定管理協定の負担区分に応じて負担額を算定した資料でございます。</p> <p>住民福祉課からは、以上でございます。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらからは、8月27日の合同常任委員会に係る徴求資料のほうについて、若干説明させていただきたいと思えます。</p> <p>ふるさと推進課分というところで、ひとまとめにしている分をお配りしていると思えます。各資料ごとにですね、ホチキス止めをしておりますので、右肩に資料番号等を打たせていただいております。それごとにご説明いたします。</p> <p>まず、資料1でございます。こちら2款1項22目光地域情報通信費の分でございますけれども、番組制作委託料関係の内容というところでございましたので、東峰テレビ制作番組の仕様書と、それから、東峰村魅力発信番組制作のほうの仕様書のほうを付けさせていただきます。</p> <p>続きまして、資料の2のほうでございます。こちら2款1項26目地域おこし支援事業の分でございます。地域おこし協力隊の起業支援補助金の内容というところで、こちらのほうの一覧表を付けさせていただきます。</p> <p>それから、資料3のほうでございます。こちらは2款2項1目税務総務費になります。</p> <p>ふるさと納税に係る分、各委託事業者の委託料の内訳をというところでござい</p>

	<p>ましたので、一覧表でまとめさせていただいております。</p> <p>それと合同常任委員会の中でご質問がございましたインボイス関係、スターシードのインボイス関係でございますけど、下段のほうに書かせていただいておりますけれども、スターシードが取り扱う返礼品に対するインボイスについては、登録事業者以外の事業者については、スターシードが負担をしておるところでございます。</p> <p>続きまして、資料4の1、4の2でございます。こちら地域通貨の運用事業というところで、7款1項1目商工振興費に係る分でございますけれども、地域通貨の運用業務、それからシステム業務と業務のほうを分けさせていただいておりますので、こちらの内容の確認をしたいというところでございましたので、業務委託の仕様書のほうを付けさせていただきます。</p> <p>それから、資料5の1、5の2ですね、こちらは観光事業費、7款2項1目に係る分、東峰村観光サイン整備基本計画、こちらのほうを昨年整備いたしました。</p> <p>村内のサインの調査等を行いまして、既存のサインに係る分の補修で使えるもの、やはり修理しなければならないもの、不用なもの、また新設のもの、こういったところと、あとデザイン的なものですね、そういったものトータルでガイドライン等のほうを作成したものです。</p> <p>5の1、5の2と分かれておりますのは印刷の都合上で、本来これは1冊にまとめられているものとなっております。</p> <p>それから、同じ観光事業費の中の資料6のほうになりますけれども、こちら観光プロモーション事業に係る、昨年度10件ほど申請がございました。支出のほうございましたけど、そちらのほうの内容の一覧となっております。</p> <p>以上、資料の説明でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>農林建設課長</p>
<p>農林建設課長</p>	<p>農林建設課のほうからは一般会計として3点ですね、後日配布させていただきました資料について説明させていただきます。</p> <p>1つが15款2項17目の農業振興基金繰入金、農業振興基金の実績、残額ということで、一般質問でもありましたが、宝珠山地区を対象にした仕分けごとの支払実績と残額の内訳ということで、質問の中では残額を知りたいということで、一覧表にまとめたものをお配りしているところでございます。</p> <p>続きまして、6款2項1目、成果説明書は44ページになります。</p> <p>林業総務費の有害鳥獣広域捕獲対策強化補助金とはどういうものかというご質問がありまして、資料としましては1枚にまとめているんですけども、6万7千円、令和5年度歳出とありまして、これは、有害鳥獣が市町村の境界をまたいだ分布、または活動をしているということもございましてですね、近隣市町村と捕獲強化期間ということで、8月から3月までの期間を設けてですね、捕獲する県の補助金でございます。具体的には、狩猟に要する経費として、銃の玉代とかの補助となっております。</p> <p>プラス令和5年度の朝倉広域鳥獣対策防止協議会の負担金として5千円、計6万7千円を支出しているということでございます。</p> <p>続きまして、6款2項8目、成果説明書は45ページになります。</p> <p>荒廃森林整備事業費の強度間伐とはどんなものかというご質問がありまして、それに対して、県のほうのですね、荒廃森林整備事業の案内資料の抜粋を付けさせていただきます。</p> <p>強度間伐は、通常より多めに間伐をすることで、広葉樹の発生を促してですね、定期的な手入れをしなくても広域的な機能が保たれる森林へ誘導するとなっております。</p>

	<p>ます。 以上でございます。</p>
委員長	災害対策室長
災害対策室長	<p>災害対策室のほうからはですね、主要施策成果説明書の59ページ、決算書で言いますと76ページになります。</p> <p>11款1項2目公共土木施設災害復旧費、R5村単独災害復旧22件、2,862万1千円の現場写真・地図等の一覧表ということをおっしゃったので、一応2枚用意させていただいております。公共土木施設災害復旧費、R5村単独災害復旧一覧、工事名、工事概要、金額、2枚目が位置図、現場の写真を付けさせていただいております。以上でございます。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>教育課の資料としましては、R5年度決算成果説明質問回答資料ということで、教育課の資料A4、1枚の資料でございます。</p> <p>成果説明書の28ページ、2款1項35目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業につきまして、ご質問としまして、学校給食の無償化に伴い給食会計の会計報告と今後の方針について、ご質問がございました。</p> <p>こちらの回答としまして、現状としまして、学校給食会計につきましては、東峰学園で管理をしております。収支報告につきましては、年度ごとにPTA役員により監査を行い、翌年度のPTA総会において会計報告を行っております。</p> <p>年度末の残金につきましては、繰越金として、さらなる物価高騰の際の費用不足に備えている状況です。</p> <p>今後の方針といたしまして、令和6年度につきましては、5年度までの会計管理体制を継続いたしまして、7年度に向けて次の内容を検討する予定です。</p> <p>まず、1番としまして、会計管理体制につきまして、現在、学校におきまして、会計を管理いたしておりますが、この内容を7年度以降も継続していくのかどうかということ、それから、繰越金を現在通帳内に、会計内に据え置いておりますが、これをどのようにしていくのか、費用に充てていくのか、管理していくのかということについて検討いたします。</p> <p>それから、補助金の支出時期について。</p> <p>現在、毎月1回村からの補助金を学校給食会計に支出しておりますが、こちらにつきまして、例えば、給食会計の費用不足等に備えまして、例えば6カ月に1回とか3カ月に1回とか、その辺の支出時期を検討してまいります。</p> <p>参考までに、給食費の金額につきまして、令和5年の12月まで、それから、令和6年1月から7年の2月までの予定について、補助金と保護者負担について計上しておりますのでご覧ください。</p> <p>それから、2番目のご質問です。</p> <p>キャリア教育のキッズニア体験活動費の支出根拠ということでご質問がありました。</p> <p>これにつきましては、村から直接の支出ではなくて、大藪基金から支出しているというふうに回答をしております。</p> <p>その中の経費としまして、総額が8万8,850円、対象児童につきましては、小学1年生から3年生までの児童を対象にこの事業を行っております。</p> <p>それから、成果説明書の55ページです。</p> <p>10款1項9目地域学校協働本部事業費の中のスポーツ少年団競技別の指導者人数、子どもの人数はというご質問をいただいております。</p> <p>各種目、野球、フットサル、ミニバスケット、それから、部員数、児童数、指導者</p>

	<p>数、指導時間、謝金について、ここに計上をいたしております。</p> <p>反対側をめぐっていただきたいと思います。</p> <p>こちらは決算書のほうの69ページをお願いいたします。</p> <p>10款2項3目小学校教育振興費、それから、決算書の70ページの10款3項2目中学校教育振興費でございます。</p> <p>学力テストの補助金として計上しておりましたが、全国学力学習状況調査とどのように違うのかというご質問がありました。</p> <p>全国一斉の学力学習状況調査は国が行うものでございますが、それにつきましては、また学園独自に民間の業者のほうに委託をしまして、テストの実施を行っているところでございます。小学部、中学部ごとに対象学年と実施回数を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>それから、続きまして、成果説明書10款4項5目青少年育成事業費につきまして、令和4年度から5年度の東峰ジュニアみらい塾の実施回数につきまして、回数は減少していますが、経費が増額している理由ということでご質問がありました。</p> <p>こちらにつきましては、令和4年度につきましては、村内のみの活動を行っておりましたが、5年度につきましては、地引網体験ということで、糸島のほうにバスを借り上げてまして事業を実施いたしました。そのためバスの借上料、それから、地引網を行うための費用等がございましたので、増額となっております。</p> <p>それから、最後に大藪基金の目的内容をということ、それから、管理につきまして、東峰学園の現在が、東峰学園学校長と、それから会計監査は教育委員会としておりますが、こちらについて第三者に会計監査をしてもらおうべきではないかというようなご指摘をいただきました。</p> <p>こちらにつきましては、大藪基金について、ご説明をしますが、大藪基金につきましては、株式会社大藪組さんから東峰学園に対する寄附金として頂いたものでございます。東峰学園特別会計、大藪基金規約のもとに運営をしております。</p> <p>目的としまして、こちらに記載しておりますが、学園の児童生徒の健やかな成長、及び、そのためすべての教育活動の実現を円滑に行うものとして実施をしております。</p> <p>内容につきましては、寄附の趣旨を踏まえて、学校長が必要と認めた経費を支出するとしております。</p> <p>実績としまして、頂いた寄附につきましては、令和4年度100万円、5年度につきましても100万円となっております。</p> <p>監査につきましては、教育委員会において会計監査を実施しております。</p> <p>監査のあり方につきましては、今後検討してまいります予定でございます。以上でございます。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>特別会計の簡易水道事業について、補足説明させていただきます。</p> <p>資料のほうは、後日お配りした資料で説明させていただきます。</p> <p>タイトルで令和5年度年間配水有収水量という資料があるかと思うんですけども、事前の決算説明会の際の質問に関しては、各地区浄水場の漏水率を教えてくださいいただきたいということでございましたので、まとめた資料でございます。</p> <p>表の見方としましてはですね、上段にですね、水道料金システムの、俗に収納状況の表としてですね、地区別に書かれた流量になっております。</p> <p>下段のほうがですね、実際浄水場から配水したものとしてですね、水道監視システムのほうから出てきた資料ということで、上段と下段を差引いた金額、量がですね、下のほうの下段で無効水量という表現があると思うんですけども、これが俗</p>

	<p>にいう漏水量という表現となっております。以上でございます。</p> <p>続きまして、最後にもう1点ありまして、地方公営企業法適用移行支援業務についてですね、どういった業務をしたかというご質問がございました。</p> <p>そのときの業務の発注のですね、仕様書のほうを提出させていただいております。</p> <p>内容としましてはですね、業務概要のところに第4条で概略的なことを書いているんですけども、1番として、固定資産整理及び評価としての内容と、あと2番として、法適用移行事務支援の業務ということで、二本柱でですね、業務のほうを発注してですね、実施してございます。</p> <p>これは、官庁会計からですね、地方公営企業法に基づく公営企業会計移行にあたっての業務となっております。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>以上で、各課の補足説明を終結いたします。</p> <p>これもちまして、本日の審査は終了します。</p> <p>明日11日は、午前9時30分から再開します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(12時16分)</p>

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和6年9月11日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和5年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和6年9月11日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 認定第 1号 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2号 令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3号 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4号 令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 認定第1号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」を、質疑を行います。</p> <p>課ごとに質疑を行いたいと思います。</p> <p>なお、最終日の総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。また、各課における答弁で回答が得られていない件については除きますので、特段のご協力を賜りますよう、心からお願いいたします。</p> <p>最初に、総務企画課、議会関係の質疑を行います。</p> <p>歳入に関する質疑につきましては、それぞれ所管の歳入費目についてとします。</p> <p>歳出については、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。質問者は、最初にページを指定して、質疑を行っていただきたいと思います。</p> <p>なお、質疑については、簡潔明瞭をお願いします。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>2番 樋口委員</p>
2 番	<p>説明書の22ページをお願いします。</p> <p>一番下の段の2款1項1目一般管理費の中で、区長会の開催のところですけど、よろしいですか。</p> <p>ここで視察研修としてですね、2月に香春町の採銅所地域コミュニティ協議会を視察しております。</p> <p>今年からですね、村のほうもコミュニティ協議会づくりということで大変だと思えますが、この採銅所は日田彦山線でも繋がってしまっていて、よくそこは通ってたんですけども、やっぱり村がこれから非常に、大いに参考になる地域じゃないかなと思って、コミュニティ協議会ですね、ホームページもありますのでちょっと見せていただいたら、非常に立派なものでしたし、手書きの部分で非常に親しまれるものもありました。この村からも村長さんや副村長さん、そして区長さんたちが視察に来られた、そういった視察の実績も載っていました。</p> <p>それで、これからやっぱり、この村でのコミュニティづくりをより良くするために、このとき参加した区長さんの感想とかがありましたら、分かる範囲でですね、説明願いたいということと、実際行かれた職員の皆さん方の感想とか、あるいはこの東峰村で活かされるものがあったら発表をお願いしたいと思います。</p>
委員 長	矢野課長補佐
総務企画課長 補佐	<p>実際に区長さんで参加された方のご感想といたしましては、非常にもう地区で独立してですね、私たちの感想も含めてですが、地域で独立してすべての行事、イベント、それと地域活動、そういったものがですね、完結しているということで、そこうまく行政が絡んで、そのお手伝いをしているという状況を見せていただきました。</p> <p>それで、一番理想的にはですね、この村もそういうふうになっていけばいいなという感想を持っております。</p> <p>なかなかですね、今の現状としては高い目標ではあると思うんですが、非常に目指すべき姿だなというふうに感想を持ちました。以上です。</p>

委員 長	矢野課長補佐
総務企画課長 補佐	出席人数もでしたですかね、すみません。 当初予定しておりました1月下旬に雪が降りましてですね、2月になった関係で、最終的な出席人数は、区長さん6名で、行政側が村長を入れて3名ということになりました。以上です。
委員 長	7番 大蔵委員
7番	コミュニティ協議会、去年予算組みしましたけれども、結局何もしないままで終わりましたけれども、今の視察についてはコミュニティ協議会の予算なんぼか出ましたね、650万、その予算の中から使ったのか、どこから予算が出たのかお聞きします。
委員 長	矢野課長補佐
総務企画課長 補佐	この視察の予算につきましてはですね、区長会の毎年計上しております区長会の視察研修、その中から経費を支出しております。以上です。
委員 長	6番 高橋委員
6番	監査意見書のほうからご質問させていただきたいと思います。 10ページをお開きください。 性質別歳出決算の状況を確認させていただきました。その中で物件費の伸びがちょっと顕著に伸びているのではないかなと思うところなんですけれども。 この物件費が約1億7,900万ほど上昇している、この要因というのは分かりますでしょうか。
委員 長	熊谷係長
総務企画課係 長	先ほどご質問いただきました物件費につきまして、決算統計というのが毎年あっているんですけども、そちらのほうの性質別でですね、増減要因というのを書く欄があります。 こちらのほうでしましたところ、日田彦山線 BRT 関連の業務委託費もしくはA I オンデマンドの交通委託料、プレミアム商品券のデジタル化の委託料というのですね、増の主な要因となっております。
委員 長	6番 高橋委員
6番	これらに関しては、今聞く限りでは一時的な要因と捉えていいんでしょうかという質問と、併せて今、物価がかなり上昇してきているかと思います。人件費等に関しては、それに併せた上昇率はパーセンテージとして読める部分はあるんですけども、今後この物件費等であったり、その他、項目に関しても物価上昇の影響というのが出てくる部分があるかなと思います。 その部分に関しての、大まかな予算組みであったり支出関係ですね、の歳出の削減であったり、そういった取り組みというのは何か、検討されてたりするものはあるのでしょうか。
委員 長	総務企画課長
総務企画課長	全体的な経費の削減という形にはなってくるとは思います。 物価上昇で分かるもの、要するに、ちゃんと法令上がりますよとか、そういうのは加味して予算組みしているところなんですけれども、工事関係とかですね、なかなか物価上昇、人件費とかの形が分からないところもあります。 ただ、そこ辺は一応見据えたところで予算計上しているところでございます。 削減という形をどう努力していくか、というところにはなるとは思いますけれども、一般的ではございますが、予算をまずうちの課で精査して、その後、首長を含めて精査しております。その中で本当に必要なものを、これからも行っていきたいと思っております。以上です。

委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>説明書の8ページ、一般会計財政収支の状況のところ質問していいですか。実質公債費比率が、30年度が5.5、そして令和5年度が7というふうになってきております。</p> <p>監査委員の意見書を見たら、全体としては改善の兆しがあるというふうに書いてはいるんですけども、この公債費比率が増えてきていますけれども、この中身について、どのような内容で増えているのか教えてください。</p>
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	<p>先ほどご質問いただきました実質公債費比率につきましては、地方公共団体のですね、地方債の返済額の大きさをですね、地方公共団体の財政規模に対する割合ということで割っております。</p> <p>今回、パーセンテージのほうが上がっている、それと実質公債費比率につきましては、一部事務組合並びに広域圏等ですね、広域圏事務組合のも一緒に合わせた公債費率というようなことになっております。</p> <p>今回、増の要因としましては、災害復旧事業債の償還のほうが始まっている部分があります。令和2年度にですね、借りました単独の災害復旧事業費のほうが5,000万以上ですね、償還のほうがスタートしているというところもありまして、この辺り比率が上がっている要因になっていると思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっと今の公債費に関係するところで質問したいと思います。</p> <p>成果説明書の60ページをお願いいたします。</p> <p>12款1項2目公債費の利子に関するところですね。長期債利子なんですけれども。この近日ゼロ金利政策が解除されてまいりました。今後金利に関しても上がってくる部分があるかと思えます。</p> <p>ちょっと令和5年度の数字があればのところですが、直近でも構いません。現在、長期借入をする、起債をする際のパーセンテージが大体どれぐらいで推移しているのかというところ、分かりましたらお答えいただけますでしょうか。</p>
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	<p>現在ですね、村のほうでは財政融資資金もしくは地方公共団体金融機構のほうからですね、借りているお金があります。</p> <p>財政融資資金で借り入れるものと地方公共団体金融機構から借り入れるものとしたことで、ちょっと分かれている部分があるんですけども、財政融資資金につきましては、5年度災害復旧事業債等を借りておりますが、そちらの方は大体0.6%、地方公共団体金融機構のほうからでいきますと、大体1%程度というのが上がっております。</p> <p>ただ、前年よりもですね、やはり昨今の金融市場の関係もありまして、若干上がってきているのかなというのは感じておるところです。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>説明書の24ページです。</p> <p>東峰村とAPUの学生さん、それから筑紫女学園大学の学生さんたちとの交流の件ですが、村の予算としてはこういうふうになってはいますが、参加する学生さんたちからの参加費みたいなものは取っているのでしょうか。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>APUと筑紫女学園大学と2つ事業を行っておりますけれども、どちらもAPUに関してはですね、各学生さんからですね、負担金等を徴収して、そのAPUのほうで使っているという形になっております。こちらのほうが頂くわけじ</p>

	<p>やなくて、大学の中で他の経費に使っているという形。</p> <p>筑紫女学園大学に関しては、昨年度は大学からの経費が出ておまして、それに関しても村がですね、支出した以外の経費に使っていただいているような形になっております。</p>
委員長 6番	<p>6番 高橋委員</p> <p>ちょっと説明がいまいよく分からなかったんですけども。</p> <p>この資料に関しては、徴求資料の中の18ページ及び22ページを見るかぎり、この受託者という形でこの名前が出てきているんですけども、この団体の方々にもそもそも委託をされていて、その方々がこの事業を展開しているという形よろしいんでしょうか。</p> <p>主催者は、主は村が企画をして、その事業をこの事業者に委託をしているということなんですか。</p>
委員長	<p>泉係長</p>
総務企画課係長	<p>村と受託団体とが委託契約を結んで事業を実施しております。</p> <p>APUに関しては、APUの学生等をですね、村内をガイドしたり、それから宿泊とかですね、体験の手配をしたり、そういう形ですね、観光推進機構のほうと契約を結んで実施をしております。</p> <p>それにかかわる経費に関してですね、村のほうから観光推進機構に委託費を払って行っているという形です。</p> <p>それ以外にですね、かかる経費が結構ございますので、それに関しては大学のほうで支出をいただいているという形になります。</p> <p>それから、筑紫女学園大学のほうに関しては、棚田守り隊と契約を結んで実施しておりますけれども、これに関しても、その棚田キャンプというもののですね、中の一部を村のほうから委託費を払っているという形で、その他の経費に関しては筑紫女学園大学のほうで支出をしているという形になります。</p>
委員長 6番	<p>6番 高橋委員</p> <p>どちらの収支決算書にもですね、支出の部の下から2番目に出てくる諸経費、委託経費というのが同じく3万円ずつ上がっているんですけども、これはいったいどういった種類の支出になるんでしょうか。</p>
委員長	<p>泉係長</p>
総務企画課係長	<p>こちらのほうはですね、委託事業に関わるいろんな経費を諸経費という形で上げておりますけれども、各受託団体ですね、が実施をする場合に人件費等がかかると思うんですけども、それを経費という形でお支払いをしております。</p>
委員長 6番	<p>6番 高橋委員</p> <p>官民協働事業ということなんで、委託形式を取ってるんで、基本的にはこの収支計算書も、なくてもいいような形ではあるかと思えますけれども。</p> <p>やはりこの支出関係に関しては、特に明瞭にしておいたほうがいいかなと。どれぐらいの人が関わっての人員費であったりというのが、やっぱり目に見える形でこの事業が展開されたほうがすっきりするかなと思えます。</p> <p>やっぱりなんかこの諸経費という部分が、利益に相当する部分かなという部分にも見えますし、委託契約をする際はこういった諸経費というのを、あるというのはもちろん存じ上げておりますけれども、ちょっとこういう事業形態のときには、やっぱり営利的事業ではないとも思いますので、ちょっとそこは慎重に諸経費扱いは取り扱ったほうがいいんじゃないかなと思えますが、どうでしょうかというところ です。</p>
委員長	<p>泉係長</p>

総務企画課係長	<p>そうですね、そのような形も分かるんですけども、実際、人件費等を厳密に計算すると、もっとかかると思います。</p> <p>それで、諸経費という形で、このぐらいの額でですね、お願いをしているという形が実際のところになります。</p>
委員長 6番	<p>6番 高橋委員</p> <p>もう1点だけお尋ねしたいと思います。</p> <p>東峰村観光推進機構に関しては、代表の方が、確か教育委員さんだったかと思えます。教育委員さん公職にもなりますが、こういう受託契約、請負みたいな形が大丈夫なのかというところ。大丈夫だからされているんだと思えますけれども。</p> <p>そこら辺の関係性というのをお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>詳細はですね、教育課でない法律上のことは詳しく分かりませんが。</p> <p>教育委員に関してはですね、村と議員さんとかと違って選挙とかではないので、何と言いますか、利害関係というか、があるものではないと考えております。</p>
委員長 10番	<p>10番 伊藤委員</p> <p>成果説明書の25ページの2款1項9目交通安全対策費の関係で、一番下にあります高齢者急発進防止装置設置促進事業補助金という形で、これ令和4年、5年、6年と、同じ予算をずっと付けてきております。</p> <p>その中で、一度もこれを支出されたことがないというのが今現状かなど。4年度も決算の折には0でした。5年度も0と、6年度も同じ予算で26万付けている。</p> <p>ただ、0、0と、せっかく良い予算の中ですよ、こういう予算も付けているんだけど、全く利用がなかったと。</p> <p>これ、元々ベースが事業者からか申請者側からかといったような考え方はあるかとは思いますが、今、非常に踏み間違い等起こって、高齢者等に必要な事業だということを、しっかり一昨年折にも話があったかと思えます。</p> <p>ただ、決算ベース全く0というのが、補助金はなかったというようなことは、何か対策を打つとか広報していくとかいうようなことは、あってもよかったんじゃないかと思うんですけども、この辺りのところの取り組みはどんなふうになっているのか、まず教えていただきたいんですが。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>先ほどのご意見ごもっともだと思っております。</p> <p>ただですね、ちょっと決算書のほうの、こちらのあれかもしれませんけれども、30ページのほうでは2万9,300円という形で、申し訳ございません、上がっておりますして、そこら辺の詳細を早急に調べまして、後ほどご報告したいと思っております。</p> <p>ただ、確かに利用が低いというところで、すばらしい補助だと思っておりますので、広報等を行っていきたいとは思っております。以上です。</p>
委員長 10番	<p>10番 伊藤委員</p> <p>ちょっと、はっきりしない説明になっていると思うんですよ。</p> <p>実質その、先ほど総務企画課長が言った、良い事業ですからどうかしていきたいということは分かりました。</p> <p>結局この説明書の中ではやったと。昨年は2万6千なんぼあったんですか。成果説明書の中では0とはっきり明記してあるとよね、2年とも。決算ベースの中でもたぶん4年度はなかったのかなど。</p> <p>じゃあ、どういうベースでやっているのかというところは、ちょっと説明の中ないので、そのところはどなんですか。</p>

委員 長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(9時55分)</p>
委員 長	<p>では、再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時00分)</p>
委員 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>先ほどの25ページの交通安全対策費、高齢者急発進防止装置設置促進事業、こちらのほう申し訳ございません。決算書のほうには1名上がっております。2万9千円。こちらの成果説明書への記載が漏れておりました。申し訳ございません。実績的には1件あるという形でございます。対象者は個人でございます。</p>
委員 長	10番 伊藤委員
10番	<p>私がですね、お尋ねしたかったのは、これは個人さんですから、個人の車ですから、そういうことになるんでしょうけど。</p> <p>要するに、こういうものを推進して、せつかくの予算を組んで進めるのであれば、どこかでやはり利用していただく形を取らなきゃいけないと。ただ、ただ予算を上げとったら、来たらできますよという話じゃないんじゃないかなと。</p> <p>村にも今は2軒自動車屋さんありますよね。そういうあたりにも、自分のところが取り扱いよるとに、こういうのがあったら勧めてでもやったほうがいいんじゃないですかというようなこともね、やっていかなきゃいかんじゃないか、ということがあって、こういうことを今、私が質問したところです。</p> <p>ベースはどこかで来るのかと、それは個人が言うてこな、誰も何も知りませんよと。予算はこうやって付けておりますけど、という話も知らないという形のものもある可能性がありますからね、これ高齢者の方ですから。</p> <p>ですから、そういうところをどこかでPRして、せつかく付けた予算は使っていただくような形をですよ、できるだけ取っていただいて、安全な村づくりのためにもなるんじゃないかと、いうところで質問させていただいたところです。</p> <p>ですから、1件あったということだけは分かりましたけれども、そういうところをしっかりとやっていただきたいなと思っております。以上です。</p>
委員 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この急発進防止の装置につきましては、私が総務課長のとき、5年か6年前に導入を始めたものでございます。</p> <p>その当時ちょうどサポカー補助金というのが国の制度で始まる直前、やっぱり村でも何とかするべきじゃないかということで始めた事業でございました。</p> <p>制度の建付け上、今はもう補助金一覧のほうに掲載をさせていただいているところではございますが、新規購入のときに付いている分については、どこの自治体もそうですけど、補助の対象ではない。ですので、今買っている方については、当然付いているものであるかな。</p> <p>新しい車については、後付けでできる装置がないということで、比較的古いと言うと申し訳ないんですけど、そういった形でご相談に来られて、カタログ等を打ち合わせしたうえで、取り付けをして補助金を交付しているというところで、昨年1件の実績があったというふうにご了解いただきたいと思っております。</p> <p>先ほど伊藤委員さんも申されました。やっぱり制度として継続する以上の、やっぱりPRですね、補助金一覧にのっけているだけでいいのか。</p> <p>最初2年ぐらいはちゃんとしたチラシを配ったりしておりましたので、そういった部分について、今一度総務企画課担当のほうと打ち合わせ等をさせていただいて、</p>

	普及も対象になるものがないとなれば、役目、効果は終わったのかなというふうにはございますけど、そこまでの調査はできませんので、ある程度が目途がつくまではですね、やはり普及促進についての行動と申しますか、は行っていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。
委員長 3番	3番 佐々木委員 同じところですか。 1つ上の自主返納支援助成金なんですが、令和4年は12名で7万6000円の補助、5年度が13名で24万6千円、これは返納した方が返納した年だけの補助なのか、積み重なっていくのか。あるいは補助はどういうふうに変っていくのか。返納した方への補助ですから、ずっと続くのか、どういう形になるのかを教えてください。
委員長	鳥居主任主事
総務企画課主任主事	こちらの免許証の自主返納補助金についてですが、基本タクシー券を3万円分お一人に配布しております。 今、委員さんおっしゃられたとおり、年度で使用された金額が違うのはですね、有効期限を1年間として配布しておりますので、年度で締めた形で金額が増減しているような形になります。以上です。
委員長 3番	3番 佐々木委員 そしたら申請した方に補助していくということになるでしょうから、その申請数の数が違うということで捉えていいですね。年度ごとで金額が違うのは。
委員長 村長	村長 この自主返納については、先ほど担当が申しましたとおり、免許証を自主返納した後に、役場のほうに返納しましたという免許証に穴が開いたやつとかを持って来て、それで申請を行って、それから、タクシー券を3万円分交付して、その時点から1年間使える券になります。 ですので、5月にされた方、10月の方、3月の方で、それぞれ使う期間も違う、使ったときも違いますので、件数については、交付した年度に関する件数と教えてください。 実際の金額については、それを1年間の間で使った金額になりますので、その内数になるということで、やっぱり変動と言いますか数字の違い、要するに実績数ですね。実際に交付した金額ではなくて、実際にタクシー券として使用した金額ということでご理解ください。以上です。
委員長 3番	3番 佐々木委員 しつこくすみません。 返納したときのことは分かりました。 そしたら返納した後の次の年からは、また違う形の補助があるということで捉えていいんでしょうか。
委員長 村長	村長 返納、もう1年間でございます。その次については、免許証を持ってない方ということで、通常の外出支援タクシー、そういった部分の補助の対象になるということでございます。以上です。
委員長 4番	4番 高倉委員 成果説明書の52ページ、9款1項3目の蔵貫防火水槽道路付属物設置工事で24万9,700円上がっておりますが、これはどこの工事が教えてください。
委員長	鳥居主任主事
総務企画課主任主事	蔵貫の防火水槽の場所ということですけども、国道沿いの玉来橋より少し下流側

任主事	<p>というか、の国道沿いのところの防火水槽。 防火水槽の標識であったりとか、そういうものを設置した工事になっていたかと思ひます。道路付属物ということです。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>監査意見書のほうをお願いしたいと思ひます。17ページです。 17ページの一番下にですね、財政諸指数の推移の中で、一番右側に財政力指数の令和2年度から令和5年度までの推移が書いてあります。 令和2年度が0.135、令和5年度が0.126、残念ながら少しずつダウンしているところがございますが、説明の中では標準値として、1に近いほど良好というふうに書いてあります。 ただ、これについてのコメントはないんですけども、財政力指数が下がっているということは、これで分かると思ひます。 県の状況とですね、実は比較してみたんですけども、県庁のホームページから開けるのは、当然まだ令和4年度しかですね、広報されてませんから、令和4年度でいくと東峰村が0.13、やっぱり県下では一番、残念ながら低い数字になっております。 0.1台が、あと赤村の0.16と大任町の0.18の3町村ですね。それから、0.2台が嘉麻市、添田町、糸田町、上毛町でございます。 これは、現状のですね、財政力指数を表すんですけど、これ、下がっていることを、やはり少しずつでもですね、上げるような工夫が必要だと思ひますけども、今年度から来年度に向けてですね、こういったことを改善していく取り組み等があれば、ご説明をお願いしたいと思ひます。</p>
委員長	村長
村長	<p>財政力指数の捉え方は、議員さんもお存じのことと思ひます。 自主財源がですね、標準財政規模に対してどれだけあるのか、その分について過去3年間の平均を出して、この数字が取られているものであります。単年度だともうちょっと動きがあると思ひますけど。 その中で、一番大きいものは税収でございます。それを上げるにはどうするのがいいのか、今、景気については、過去最高の税収とか国のほうは言っている分がございすが、やはり中小企業に対するそういった給与の反映がなかなか鈍い、少ないという部分、この実情がこの数字にもちょっと表れているのではないかなというふうに思っております。 そういった個人、企業の給与をどうにか上げられないかとかいう部分、そういう要請はできるかもしれませんが、それについては、やっぱり企業の判断になるのかなというふうには思っております。 最も劇的というか、一番大きな部分については、やはりどれだけの企業が村内にあるか、そこに尽きるというふうには思っております。 ですので、そういった部分については、先日来からの一般質問の中でもいくつかあったところではございますが、やはりそういった部分、あとは手数料等、使用料等になりますが、そういった部分をどう伸ばしていくか、ただ、使用料については、指定管理施設についてはやはり利用権、利用料制度ということで、指定管理施設のほうに入っておりますので、その数字は、歳入としては見れない。そういった部分もございしますので、そういった部分を見ながら、どうにか上振れする方策、直接的に行政が努力して数字が上がる部分というのは非常に少ない。 例えば、住宅使用料を上げさせていただくとか、そういった部分ではあるんですけど、そしたらやっぱり逆の影響もあるかもしれないということで、今については</p>

	現状を分析する部分が手いっぱいではないかなというところが、現状としてはですね、そういった課題でございます。以上です。
委員長 2番	2番 樋口委員 成果説明書の78ページをお願いします。地域協働の村づくり補助金のところでございます。 この中でですね、昨年火災警報器のことを全地区にですね、呼びかけてされて、これを見るかぎり、全地区がですね、応募して、全地区で火災報知器が整備されたということは、良いことだとは思いますが。 ただ、これは、昨年の防災会議、久しぶりあった防災会議でですね、消防署の方が警報器の家庭用警報器の非常に重要なこととお話をされて、そして、これを地域協働の村づくり補助金でしますというふうなことがありました。 ただ、区長さんがですね、やはりなかなかそういった、この地域協働の村づくり補助金の申請に慣れている方、慣れてない方、2年ごとに交代しますから、そういったことが、やはり非常に事務的な文書を作ることにやはり不得手とか、そういった方も確かにいる状況だと思います。 そういったことで、この警報器のですね、一番最初に出したところが東福井上地区で令和5年7月1日に申請しております。一番最後はですね、令和6年1月30日です。やっぱり半年の開きがあるわけですね。 やはり先日も火災がありましたけど、これの設置は非常に大切だと思っていて、実は昨年の防災協議会が終わった後、この説明がありましたので、私は当時の課長さんに、できれば不慣れな地区に対しては地区担当職員の方たちが積極的にですね、地区の区長さんたちに働きかけて、そういった申請の援助をしてもらったらどうでしょうかという話はしたんですけど、それがされたかどうかは分かりませんが、今後ですね、こういったことが全村的にあれば、やはり区長さんだけの力量に頼るだけではなくて、やっぱりそういった地区担当職員がですね、各地区にせっかくいるんですから、そういった応援ができないかをお尋ねします。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	地区担当職員の利用と言ったら何ですけども。 今回の火災警報器に限らずですね、地区の要望とか、もうしている地区はあります。要するに、全部が全部しているかと言えば、ちょっとあれなんですけれども。 うちのほうとしては、職員のほうにですね、できるだけその担当地区のほうは、出向くことはないんですけども、もし来られた場合は担当地区職員をですね、利用してくださいというか、事務的な利用を行ってくださいということは言っておりますので、ぜひですね、そういう場合はお願いしたいと思っております。以上です。
委員長 7番	7番 大蔵委員 成果説明書の23ページ、2款1項5目財産管理費の中の工事請負費。 旧宝珠山小学校が解体されました。そのままになっておりますが、危険性はないのか、また、今後その場所を整備する計画はあるのか、お聞きします。
委員長	旧宝珠山中中学校ですね。 総務企画課長
総務企画課長	旧宝珠山中中学校の解体後でございますが、議員さんからも言われましたけど、後ろにですね、水路というか、とかも通っているんですね、実は。 ですので、それが今、かぶった状態とかになっておりますので、そちらの水路の現状を見たんですけど、素掘りみたいな形なんですけど、要するに水路を通すような形とかは、今後やっていかなければいけないと思っております。 ただ、その法面とかになりますとですね、ちょっとJRの土地になってくるのか

	<p>など思っておりますので、そこまではちょっと、今のところ予定はございません。以上です。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>危険性と言ったのは、あそこ美星保育所の子どもたちがおりますからね、あそこに行ったときに危ないかということで、危険性がないかということでした。斜面のことは関係ないんですね。</p> <p>それと、私が言いたいのは、旧宝珠山小学校のグラウンドと繋がってまして、毎年歴代PTA会長会、課長もね、そのメンバーですけれども、毎年1回掃除しますね、掃除、草刈りを。</p> <p>そもそも景観として非常に良くないと思います。村民センターには毎週よその地区からバスケット等々で人が来ます。見たときに、何だここのグラウンドは、草だらけじゃないかと、そういうことがあります。</p> <p>だから、歴代会が草刈りするだけじゃなくて、総務企画課のほうで考えて、除草また木の剪定、そういったことをやる必要がないか、お聞きします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員さんのご意見、プラス区長さんからもですね、結構そういうご意見をいただいております。</p> <p>年度当初に整備して、もうかなり草が生えているような現状は見ておりますので、その整備というか、とあと、旧宝珠山中学校校門側の木のほうも住民からの苦情というの承っておりますので、併せてですね、対策なりを考えていきたいなと思っております。はっきりとはここでは申しませんが、以上でございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>先ほど同僚議員が質問をした地域担当の職員について、再度お尋ねしたいと思いますが。</p> <p>今現在、地域担当職員に、どのような地域での活動と言いますか、担わしているのか、お尋ねしたいと思います。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>一番はですね、強制的ではございませんけれども、春と秋の村の除草ですね、には出席してくださいという、上からの要望は行っております。</p> <p>ただ、強制力がありませんので、全員行っているかどうかはちょっと分かりませんが、そういうのと、あとは地区担当として要望書の作成をですね、できるだけ区長さんを通して、うちの地区担当のほうと協力して上げてもらいたい。</p> <p>要するに、その事務関係はどうぞ使っていただきたいということで、区長会等では行ってはおります。以上でございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>地域の草刈りとかそういうものについては、参加はもちろん自由参加ということですが、結果的に地域で地域担当職員が、どのような地域の支えをしていくのかが、近ごろはあまりはっきりしてないのかなというふうな気がします。</p> <p>今度地域コミュニティあたりも、やはり地域でそういうふうな行政職員なりいろんな方たちがどのような支えをしていくのか。これによって地域が、どのような活性化をしていくのかというのがあろうと思います。</p> <p>ですから、先ほどの同僚議員の質問もありましたように、地域担当職員が地域の中で、年間を通してどのような活動をしていくのかは、ある程度はやっぱり明文化しとったほうが活動しやすいのではないかなというふうに思っておりますので、それについてはよろしくお願ひしときます。</p>

委員 長	10番 伊藤委員
10番	決算書の64ページ、9款1項2目の18節です。 この中に消防団自動車運転資格取得促進事業7万6千円かな、があるかと思いません。これのですね、まず内容を教えていただきたいんですが。
委員 長	鳥居主任主事
総務企画課主任主事	補助金の内容ということですが、今、消防団のほうで若い方、消防団だけじゃないんですが、若い方が免許取った際は、普通自動車免許が標準というか、がほとんどになっております。 消防団の車両のほうですね、準中型の免許が必要な車両がほとんどとなっておりますので、そういうものを運転するために、消防団の普通自動車免許の方を対象として、自動車が限定解除というか、自動車が乗れるように自動車学校に通う経費だったり、そういうものを補助している補助金になります。以上です。
委員 長	10番 伊藤委員
10番	限定解除という形で言われておりますが、今、オートマしか免許がないとかいうようなことを言われて、消防自動車を変えておりますよね、オートマに。 今現在、じゃあ、限定解除しなきゃいけない分団は、分団車両というのはどんだけあるのかと。これは、また更新にかかってくるからね、その辺りのところは、今、現状としてはどうあるのかと、いうところを教えていただきたいんですが。
委員 長	鳥居主任主事
総務企画課主任主事	先ほどお話しした準中型、大きい車両なんですけども、ポンプ車自体は村内2車両のみとなっております。その他は軽であったり、可搬積載車になりますので、今お話しした大きいものというのは2台なのかなと思います。 ただ、委員言われるようにオートマ限定で取っていたというような方もいらっしゃると思いますので、そのようなものも含めて補助の対象にはなっていたかと思えます。以上です。
委員 長	10番 伊藤委員
10番	オートマ限定だから、限定解除という形と、結局その車両の大きさによって違うと。それも解除のためにこの補助事業を出しているというようなところの話かなとは思いますが。 そうすると、もう今後については、装備車両としては、もうオートマしかできないと。オートマしかできないうえに、また重量で変わってくるということで、捉えとっていいんですかね。 結局、消防車更新の折に、これ、いつも考えるところになってくるわけですね。今の免許制度が少し変わっているというのはあるかもしれないけど、その辺り認識として捉えるのは、そういう捉え方しかないということでもいいんですか。
委員 長	村長
村 長	この資格取得の部分については、先ほど来、消防主任が言ったところでございます。準中型がポンプ車になっております。 今、現に更新して購入している車両は、基本的にすべてオートマチック車、軽にしる積載車にしるなっておりますが、もう過去10年以上前の部分については、まだ現役でやっている分がマニュアルとしてありますので、そういった方についての部分については、まだ全部なくなるということはないのかなというふうに思っております。 これ、確か全額じゃなくて2分の1の補助だったというふうに認識しておりますので、そういった形で、やはり消防に携わる方、特に機関員については、やっぱり1人じゃですね、実際のときに動けなくなりますので、そういった分について取り

	<p>組むという形で行っております。</p> <p>これについても、先ほど伊藤議員さん言われたとおりの動向を見ながらですね、効果を測定、その後の部分について、ただ、これがゼロになるというところはちょっと、どんどん、どんどん若い団員さんが入ってくるようになりますので、ゼロになることはないのかなというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴求資料の23ページをお願いいたします。</p> <p>3款4項1目の災害救助費の部分です。</p> <p>住宅の応急修理に関しては意味合いが分かるんですけども、この土砂等の撤去の部分、6件についてお伺いしたいと思います。</p> <p>この6件について、対象がどういったものになるのか。例えば住居、宅地の土砂等になるんで、どこまでのことがこの撤去にあたるのかというところであったり、その対象の住宅であるならば、半壊とか床上浸水とか、そういう対象はどういうふうになっているのでしょうか。</p>
委員長	鳥居主任主事
総務企画課主任主事	<p>先ほどおっしゃられた補助の対象ですけども、宅地内に入った土砂が対象になっております。機械等を使って除去しなきゃいけないというような程度のものを、補助としてオペレーターの代金であったり機械のリース料を補助しております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>その補助についての補助率であったりというのと上限に関しては、どうなっていますか。</p> <p>結構その補助額の上限が、ここに出てきている額の差がありますので、どうなっていますでしょうか。</p>
委員長	鳥居主任主事
総務企画課主任主事	<p>上限はなかったかと記憶していますが、すみません、確認して、また回答いたします。</p>
委員長	村長
村長	<p>この土砂等の撤去については、平成29年の九州北部豪雨災害のときと同じ組み立てというのか、それで行っております。</p> <p>個人宅の土砂撤去でなくて、地域で機械を借りて、オペレーターさんを雇って、対象の宅地内の土砂を撤去するという事業でございますので、その事業1件1件に対しての限度額は設けてないということでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>災害救助法の関係というのも、少し説明ではお伺いしたような気がしますが、災害救助法自体は、1世帯当たり13万5,400円以内というのと、10日以内の作業というのがありますけど、それとは全く関係ないというのか、それとは全く別の事業の、この6件という意味合いで捉えていいのでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>そのとおりでございます。</p> <p>災害救助法に関しては、できる部分、非常に入口から玄関までと台所とか、そういうもう必要最小限というようなものすごい縛りがありました。</p> <p>その中で29年のときに、それ以上に土砂がものすごかったんで、その土砂をいかに効果的に撤去するかという形で始めた。そのスキームをそのまま活用している分でありまして、今回の部分については、災害救助法は適用の要件も確かあったと思います。</p>

	<p>ちよっとすみません、記憶にないんですが。</p> <p>その災害救助法の適用範囲外の部分について、この土砂等撤去を行ったというふうにご理解いただければというふうに思っております。</p> <p>ただ、災害救助法適用の部分については、今回はなかったということで、よろしくをお願いします。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の19ページをお願いいたします。</p> <p>17款4項雑入の42番、朝倉地域広域連携プロジェクト推進会議解散清算金についてです。</p> <p>決算説明の際に、この説明がなかったかと思えます。ふるさと推進課のほうで聞いたら、これは総務企画課だと言われまして。</p> <p>以前からこの朝倉地域広域連携プロジェクトは、あったのは記憶しているんですけども、どういった事業を行っていた部分が解散、どういった理由で解散になったのかの、ご説明をいただければお願いいたします。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>こちらがですね、朝倉地域、朝倉市、筑前町、東峰村でですね、福岡県と一緒にしていた事業になりますけれども、県内でもですね、各圏域のほうでですね、さまざまな事業が行われておりました。</p> <p>こちらのほうが県とですね、市町村とお金を出し合ってますね、負担金を出し合ってますね、事業を行っているというものになりますけれども、事業自体はですね、いろんな、さまざまなものが行われておりました。</p> <p>例えば、朝倉地域で言いますと、民泊とかですね、朝倉地域をPRする事業とか、その年、年によってですね、その地域で話して事業を決めていたという形になっております。</p> <p>この事業がですね、福岡県全体で終了することになりまして、朝倉地域で続けるのであれば各市町村で行ってくださいという形になりましたので、朝倉地域としては、この事業自体をですね、昨年度で終わるという形で合意をしまして、解散をしたという形になっております。</p> <p>そのときに負担金の残金がありましたので、各市町村に返金があったという形になっております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>もう1点、決算書の26ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項1目、25節の寄附金、能登半島災害義援金についてです。</p> <p>この歳入部分に関してが、予備費から計上をされております。大変な被害があった地震でもございます。村も以前の災害での応援していただいた経緯からというのは分かるんですけども、この70万円という義援金の額を決められた経緯と、予備費、3月定例会でも上げられたのかなとか、そう思ったりはするんですけども。</p> <p>予備費が使われた経緯について、お尋ねしたいと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>この寄附金につきましては、能登半島地震を受けて、2月の庁議で、やはりあちらのほうの町村会から義援金を頂いたという経緯もございまして、やはり何らかの応援をしなければいけないという部分で、課長会というか庁議の中で検討いたしました。</p> <p>対象が、町村会としては、被害を受けたところが8町中の7町あったということで、町村会に出すというよりは、やっぱり被害を受けたところでですね、1町当たり10万円を寄附という形で義援金を出そうという決定をしたところでござい</p>

	<p>す。</p> <p>実際に振り込みというか支払いは2月の20日ぐらいに行いましたので、ちょっと財源について、本当であれば補正予算等での対応もあったと思うんですけど、そういった時系列の流れの中で、予備費のほうから充用させていただいて、支出を行ったという経緯でございます。以上です。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>決算書33ページ、2款1項28目の12節委託料。</p> <p>予算どおりにその他委託料で100万円、地方創生事業実施計画サポート業務というのがありました。</p> <p>これじゃなくて、官民連携事業で16万上がってますけど、これは同じものですか。どういったことですか、お聞きします。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>こちらのほうがですね、同じ事業になりますけれども、一部ですね、11万6千円のほうが、二重払いが後で発覚しまして、こちらのほうをですね、払った分を戻していただいて、雑入で入れさせていただいております。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>先ほどの同僚議員のですね、地区担当職員のこれからの活動というか、それには大いに賛成するものでございます。ただ、やっぱり地区担当職員によっては、仕事の質とか量がかなり違うのではないかなと。</p> <p>大行司地区にはですね、年2回のいわゆる道路・河川愛護ですね、環境美化には来ていただいて、きちんとやって、それはありがたいんですけども。今年からやっぱりコミュニティ協議会の設立のことがあります。それにやっぱり地区担当職員がどのように関わるかによって、この地域コミュニティ協議会のありようが若干変わってくるのではないかな。</p> <p>今のところ地区担当職員の行動について、何も指針がたぶんないのではないかなというふうに思っているんですけど、そういったところはきちんとまとめて各地区担当職員、いわゆる職員が共通認識のもとで情報交換しながらやっていくことが適切ではないかなと思いますけども、村としてどのように考えているかお尋ねします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>コミュニティ事業というか、今後のですね、コミュニティの形成に対しましてですね、9月の26日に全職員を集めまして、地区のコミュニティ委員さんが3名ほど出ていると思いますけれども、その方たちと一緒にですね、できるような形の研修、コミュニティの説明できる研修をですね、まずしようと思っております。</p> <p>10月以降にですね、各担当の地区職員を中心として各地区に入っていこうという計画でございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>研修があることは私も知っております。コミュニティ協議会設立についてはそういった研修会があることは分かるんですけども、なかってもやはり地区担当職員がどういったことで地域に関わって、地域の底上げをするというかね、地区の区長さんをはじめとした人たちの力になる。そういったところが各地区担当職員で共通認識があっているかどうか、そこは、私たちはどうなのかなというふうに思ってます。</p> <p>そういったことをきちんと指導しているのか、あるいは文書があるのか、そういったところをお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>地区担当職員につきましては、議員さんのほうはご存じというか詳しいかもしれませんが。行革のときに確か立ち上げたかなと思っておりますので。</p>

	<p>そのときに作っていた地区担当職員の役割という部分、これについては毎年配っているわけではないんですけど、一応共有の認識を持っているというふうに理解している部分と、それぞれ年度当初の区長会の中で、それぞれの地区の地区担当職員の紹介と、その中でどういう業務、要するに、地域の助けとなる役場とつなぐ職員という位置付けでございますので、そういった活動を行ってますから、どんどん利用してくださいという形では言うんですけど、やはり地区ごとの温度差というか理解度の差というのは確かにあると思っております。</p> <p>ただ、今回コミュニティ協議会の設定の中で、従前からずっと言われていた部分、やっぱり地区担当職員が地区に根差して、やっぱりただ地区担当職員が引っ張っていくんじゃないで、やっぱり地区担当職員がお尻を叩くんじゃないですけど、そういう役割をしっかりと認識するための研修会を、今度行うというふうに理解しておるところです。</p> <p>それに基づいて、それぞれ今回地区の中に説明会という形で入っていきます。通常コミュニティ協議会の策定は、今4地区から5地区の区分の中で話し合いの場を設けましょうという話をしておりますけど、その前段として、やっぱり各地区に地区担当職員が、コミュニティ協議会がどういう役割をするんだという部分についての、そんなに難しい説明じゃないですけど、そういうのをしっかりとできるスキルアップと共通認識を持つという形で今後進めるという形です、始めたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>よく分かりました。地区でも温度差があるし、地区担当職員でもやはり温度差があるんじゃないか、そういったところはやはり上司のほうがですね、きちんと指導していただきたいと思えます。</p> <p>1つ先ほども聞きました地域協働の村づくり補助金のことで、先ほどは火災警報器の話でしたけど。</p> <p>実は私の経験で、非常用持ち出しセット、これをですね、6年前に申請してもらいました。大行司地区はですね、そのとき地区も5万ぐらい負担して、一定の非常用持ち出しセットを全地区の家庭に配布したんですけども、その後いろんなところからもですね、非常用持ち出しセットの申請があって、かなりのところに配布されたと思いますけれども、後々比較して見ると、どちらかというと大行司地区は世帯数が多いので、上限額に対してやはり割り算すると、非常用持ち出しセットの質がかなり落ちるわけなんですね。よその地区の世帯数の少ないところを見ると、こんな立派なものがあるのか、いいなというふうにちょっと思ったもんですから、やはりそういったところは上限額があるならあるで、例えば、世帯数の多い地区であれば、集落ごとに申請したほうがもっといい非常用持ち出しセット等もできたかなと思ってます。</p> <p>それで、そういったことの基準、1つの単価ですね、1セット当たりの単価とか、あるいはこれもまた何年かしたら古くなりますから、何年経過したら再度申請していいですよと、そういったことをですね、村のほうで決めているかどうか、決めてないならぜひですね、そういったこともこれから決めていただいて、やはり古くなるとですね、使えないようになりますから、ぜひ、ご検討をお願いしたいというふうに思うところでございます。その件についてよろしくお願ひします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>先ほどの件でございます。</p> <p>確かにですね、地区で人数が多いところは、なかなか助成額の上限がございますのでですね、その中でやりくりしていかなければいけないと。</p>

	ただ、ちょっと無限にというのはなかなか難しいんですね。詳細は村長が答えます。すみません。
委員長	村長
村長	<p>地域協働の村づくり、自主防災事業の関係ということで、上限20万という事業の中でですね、持ち出し袋については、やはり地域の中でどういうものを、みんなと話して使って、どういうものを予算の中で考えてという、そういうプロセスを重視したいなということでやってたんですけど、実際に今回の火災報知器の関係、特にやっぱり防災持ち出し袋とか火災報知器は、やはり一応地域協働の村づくりという事業を、補助事業を使っていますけど、やはりできるだけすべての方に使っていただきたいということで、やっぱり軒数の多いところ少ないところで不公平じゃないかというご意見もいただきまして、火災報知器については、単価についてはある程度のものでありますので、よほど高い分についてはちょっとおかしいですねとか言いますが、一応上限額を撤廃という形でやっております。</p> <p>ただ、だからと言って、20万を50万とか言われると、ちょっとおかしいですねという話になります。中身については精査をいたしますけど、一応20万という部分については持ち出し袋と火災報知器ですね、その分については超えても要相談。要相談と言ったら曖昧になるんですけど、という形で運用させていただいています。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	それから、非常用持ち出しセット、もううちの地区は7年前だったんですけど、かなり古くなっています。また再度申請する期間、猶予期間と言いますかね、そういったのはお決めにしているかどうかをお尋ねいたします。
委員長	村長
村長	<p>具体的な年数というのは決めておりません。中身については、やはり3年とか5年とかありますので、地区によってはそれを持ち寄って防災訓練のときに使って、ローリングストックじゃないですけど、もう1回事業を使って補充をするという事業も行ってはいるみたいです。</p> <p>それはちょっと、具体的な事業としてこういうのもありますよというのを、やっぱり区長会の中でお示しをしたいなというふうに思っております。</p> <p>袋については、やっぱり個人にお渡ししたものですので、これが、古くなるのが何年で古くなるかというのはちょっと分からないですけど、それについては経過を見ながら、やっぱり要綱については柔軟に対応させていただかなければいけないなと思っています。以上です。</p>
委員長	ないようですから、住民福祉課に移ります。
休憩	
委員長	11時5分まで休憩いたします。 (10時55分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、住民福祉課の質疑を行いたいと思います。 (11時05分)
委員長	<p>所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 住民福祉課の質疑はありませんか。 3番 佐々木委員</p>
3番	説明書の34ページ、ここの3款1項15目価格高騰緊急支援給付金のところなんですけども、令和4年はこの委託料144万だったのが、5年度は242万と。これシステム改修ということになっていますが、やっぱりこんなにたくさんのお金

	がかかるものかどうかお聞かせください。
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	これにつきましては、お手元資料にも書かれておりますが、内訳として3万円の給付、それから7万円の給付ということでございまして、一昨年に比べまして改修する回数ですね、こちらのほうが複数回なっておりますので、結果としまして委託料の増加ということとなっております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書10ページをお願いいたします。</p> <p>1款2項固定資産税の収入未済額に関係するところでお聞きしたいと思います。</p> <p>決算説明会の折にもこの辺の説明がありました。相続に関する部分であったり、その方々が村外に在住されていてという話があっていたかと思います。</p> <p>今後そういった方が増える傾向と、さらに相続登記がうまくいっていない場合、対象者が多くなったりというところがあるかと思います。</p> <p>現状のところの村としての対策、そういった、もう村外にいるような方々への対策ですね。特にこの収入未済額で上がってきている方々へは、どういうふうなアプローチをされているのかお尋ねします。</p>
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>委員おっしゃいますとおりですね、年々亡くなられた方に対するの納税者という方が、村外にいらっしゃるといふケースが多々増えております。</p> <p>こちらといたしましては、まず、基本的なことになるとは思います、納税者が他にいらっしゃらないかというところで、追跡をまずさせていただいております。</p> <p>そういったなかで、やはりどうしても納めることが難しいという方、それから、近年ではよく相続放棄、破産とかそういったものが増えておまして、なかなか納めていただく機会というのが減っているということもございまして。</p> <p>村といたしましては、そこまで具体的にですね、どなたがいくら納められるかというところも把握しながら進めておまして、あと収納対策アドバイザーの活用も行っております。そういった中で、いかに固定資産税の滞納額を減らすかという努力はさせていただいておりますので、これにつきましては、今後も、どこまで納めていただけるかというところは、これまで以上にですね、追及して、それに応じた対応をこれからも行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>本当に難しいです、これ一生懸命やればやるほど、かかる経費もかなり上がってくる部分の痛し痒しがあるかと思います。</p> <p>知りたいところとしては、どういったタイミングで収納できない状況が発生しているのか。要は、例えば、村外にいらっしゃる人が納税者になって、その頼りにしていた方が亡くなられたりということであったりとか、ケースバイケースあると思うんですけども、どうなっていったときに収納ができないような状況に発生しているのかという部分をお教えしていただけるケースがありましたらご説明ください。</p>
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>委員がおっしゃられている中にも内容があるんですけども、やっぱりどうしても、亡くなった方の相続人をまず探したときにですね、もう既に配偶者の方、それからお子さんまでが亡くなってしまっているというケースがありまして、そこからいかに収納していただく方を探すかというところが、こちらとしても今現在苦慮しております。</p> <p>その方が、さらに村外ということになりますと、こちらも追跡する範囲がですね、</p>

	<p>どうしてもそこまでしかできないというところもありますので、その辺りをですね、いかに減らすかというところも考えておりますけれども。</p> <p>現状、配偶者それから子どもさん亡くなっているというところがありますので、それから先の追跡というのがなかなかできていないということもありますので、どうしても納めていただける対象が狭くなってしまっているというようなところになっております。以上です。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>今の成果説明書の10ページの軽自動車税の収入未済額が31万9千円あります。これは、私ども車に乗っているときに、税金納めなかったら車検が受けられなかったりすると思うんですが、この方たちは納めてない、この未納の方たちはどういう車、軽に乗ってて、実際それに乗られているのかというのをお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>委員ご指摘の未済額の内訳ですけれども、基本的には6名の方が対象になっておりまして、それぞれ一般的な軽自動車それから軽貨物等々ございます。</p> <p>基本的には今、委員もおっしゃいましたように車検を通すためにですね、複数年未納がある方については車検が受けられないという理由でですね、そのときに納めていただくようなことになっておりますので、基本的に、金額的にはあるんですけども、その都度納めていただくようにこちらとしては努めておりますので、基本的には車検を通すためにですね、複数年未納があっても、これから先乗れないということがありますので、基本的にはこの未済額も解消されるのではないかとこのふうには感じております。以上です。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>車にそういう工夫をされてまで、税金を納めなくて車に乗る、そういうことが可能なのか。</p> <p>やっぱりもう税金が納められなかったら、もう車は廃棄するとかということになるべきではなかろうかというふうに、私は判断いたしますが、そうやって納めてもらって、車検を受けてもらうということになるということをおっしゃっているんですね。</p>
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>そうです。おっしゃるように、基本的には納めてもらうということが前提になりますけれども、委員がおっしゃるようなところまでは、廃車にしたりとかですね、そういったところまではいきませんので、基本的には納めてもらうということしかないかと思ひます。</p>
委員長	村長
村長	<p>罰則的に申しますと、無車検、無保険については強力な罰則がございます。</p> <p>税の滞納については、車検が受けられないというペナルティはありますが、その分について、当然税の関係はありますけどですね、それで車を乗れないとかいう部分は、それはもう国とか県に働きかけをするしかないんですけど、そういった形になっているところですね。</p> <p>先ほどの分で軽自動車に限りましたら、決算書を見ていただいたら分かるんですけど、現年分というのは8万円ほど。滞納繰越の分ですね、これについては、もう転出されて車が流されているというか、そういったものがやっぱり累積があるというところで、現年については、先ほど係長申されたとおり、やはり車検のときに2年に1回払うとか、そういった方もいるというところ。また、車検が必要な車だけではございません。農耕用の車とかありますので、そういった部分も細かく見れば</p>

	あるということをご理解いただきたいと思います。
委員長	6番 高橋委員
6番	その軽自動車の関連なんですけれども、車検の継続の証明書というか通知が、今年8月ぐらいに届いたんですけれども、なんかもう少し早くも早かった記憶があったんですが、ちょっとなぜ遅くなったのかということと、もう1点、さっき車検の絡みの話があったんですけれども、ちょうど自分が8月に車検を受けるときに、その証明は、今、通すときに必要ないですよみたいな形を言われて、システム上どういうふうに変ったのか、お伝えいただいてよろしいでしょうか。
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>まず、軽自動車の任意継続の証明が遅くなった点でございますが、こちらのほうですね、実は今、軽自動車協会のほうでシステムでも納税したかどうかというのが、確認できるようなものが導入されております。</p> <p>こちらといたしましては、そちらのほうで対応できるものと考えておったんですけれども、なかなかシステムとこちらからのデータのやり取りがうまく行っていない部分もありました。</p> <p>実際、委員がおっしゃるように、車検が、納めているけれどもというような連絡もいただきまして、そういうことに至りましたので、こちらといたしましては改めてですね、納税証明書のほうを皆さんに、口座振込に関しましては納税証明書を送らなければいけないというふうに判断しましたので、その点遅くなりましたが、8月に通知したというような経緯になっておるところでございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	システム上できるということ、今年度はそれがうまくいかなかった部分もあったということなんですけれども、今後証明書自体は発行する方向で行くのか、もしもなくても行けるという場合は、やはり村民の方への周知がないと、やはり混乱を来すかなと思います。その辺のご回答をお願いいたします。
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>委員がおっしゃいますようにですね、システムのほうがですね、今、そういう状況でございますので、こちらもちょうと反省しておるところもありますが、基本的にはまた6月ぐらいにですね、口座引き落としになられた方に対しては通知をするというふうにしたいと思っております。</p> <p>また、システムのほうもですね、随時確認しながらになりますが、きちんと軌道に乗るということが確認できればですね、また皆様のほうにも広報紙等を使って、そういうシステムでの通知のやり方があるということは周知したいというふうに考えております。以上です。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	成果説明書の38ページ、3款3項9目宝珠の郷の工事ですね、徴求資料をいただきました。そして、負担割合ですね、これ説明があったのかどうか分かりませんが、2分の1だったり1だったり、3分の2だったり、その理由というか、どういったことでこんなふうになっているのかお聞きします。
委員長	眞田課長補佐
住民福祉課長補佐	<p>宝珠の郷の管理施設の修繕につきましては、1件当たり60万以上のものについては、村と宝珠の郷それぞれ2分の1を負担することになっております。</p> <p>1件当たり10万以上60万円未満のものについては、村のほうで3分の1、宝珠の郷のほうで3分の2を負担して、1件につき10万円未満のものについては、宝珠の郷が自己の費用として、責任において支払うということに、協定書のほうで定めております。以上です。</p>

委員長	6番 高橋委員
6番	<p>監査意見書のほうからお尋ねしたいんですけども、16ページです。税の関係ばかりお聞きして非常に申し訳ないんですけども。</p> <p>この村税等滞納関係調書ということで、税に関わる場所すべて出ている項目になるかと思います。住民福祉課が対応する部分というのは、おそらくこの上のほうの3項目ぐらいではあると思うんですけども、国保税等々もあります。</p> <p>要は、滞納されている方が重複して滞納されているケースというものはあるかと思えます。そういうケースが大体どれぐらいの件数あるのかということと、他課に係る、例えば水道、住宅、ケーブルテレビとか諸々、そういった部分の連携というのは、現時点でどういうふうに図られているのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>委員がおっしゃるところの部分ですけども、こちらにつきましては、年2回ぐらいですね、納税推進会議というのを持っておりまして、その中で住民税ですとか固定資産税、それから住宅使用料、それから、こちらで言うと国民健康保険税等々ですね、ケーブルテレビ等まで含めてですね、どなたがどれぐらいの滞納があるのかというところの情報交換と言いますか、その方が抱える状況というのを把握する会議を持っております。</p> <p>この中で、1人の方がですね、複数滞納があるとか使用料の納めができていないとかですね、そういったところまで把握しておりますので、そういう横の繋がりでですね、滞納者に対しては対応しているというような状況でございます。</p> <p>重複する件数は、ちょっとすみません、手元に資料がございませんので、後日でも提出したいと思えます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>すべては一般会計、特別会計の部分もありますけども、その会計に反映されてくるんですが。</p> <p>例えば、優先順位とか、どこから優先してお支払いしていただくとか、そういうふうなところまでいろいろ検討されていく会議なのでしょうか。</p>
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>委員おっしゃいますようにですね、まず、一番身近なものというのがありますので、そういったところの水道ですとか、急に止めてしまうとですね、生活がままならないとかもありますし、こちらで言いますと国民健康保険、こういったものがないと医療費の負担増に繋がりますので、それから、あと古いものですね、そういうところを考えながら、税の充当をしていっているというような状況でございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>先ほど同僚議員からですね、固定資産税の滞納等がありました。</p> <p>固定資産税は、相続が発生して、なかなか所有者が断定できなくて、前の所有者に納付書を送らざるを得ない。こういったこともあるのではないかと思いますし、私も現職でいろいろ道路の用地交渉をするときにですね、相続できてない土地がなかなか多くて、非常に用地交渉に苦慮したことがあります。やっぱり相続をうまく進めるための村の取り組み、啓発が、私は必要ではないかなというふうに思っています。</p> <p>私は、かつてやったのは、昔、高齢者学級、いわゆることぶき大学というのをやってみまして、そのときに日田の公証人ですね、いわゆる公証役場の公証人に講師で来ていただいて、公正証書遺言の話をしていただきました。もう30年ぐらい前の話ですけどですね。</p>

	<p>やっぱり私自身も相続を経験して、やはり公正証書遺言が一番その後の親族に問題が少ない相続のあり方ではないかなというふうに思いますし、先日同僚議員とも話してましたけども、やはり公正証書遺言はいいなというふうな話でした。</p> <p>これからやはり税金をきちんと納めてもらうためには、先ほど言ったように相続がきちんと行く。そのためにはやはり教育委員会が主管するのか、税の主管課であるところがするのかは別として、そういった住民啓発、相続がうまくいくような住民啓発をしようと、非常にそれが後々ですね、こういった徴税にもいいようになるのではないかなと思います。</p> <p>私も高齢者を抱える人たちに。</p>
委員長	樋口委員、簡潔にしてください。
2番	<p>ごめんなさい。</p> <p>だから、その啓発をですね、これから行っていただきたいと思いますが、どのように考えているかお尋ねします。</p>
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>まず、相続に関してですけれども、ここ一昨年ぐらいからですけれども、相続に対してきちんと進めていくようにですね、法務省だったと思いますけれども、国のほうからですね、相続をきちんと行いなさいというような、制度も今始まっております。これを進めないと、やっぱり今はありませんが、罰則とか、そういったところまで今後繋がっていく可能性もあります。村としてもそれにつきましては、固定資産税等ですね、納付書を全戸配布しておりますが、その中にも啓発として入れさせていただいておりますので、そういったところもうまく利用してですね、今後相続がスムーズに進むようにですね、併せて周知も行っていきたいというふうに考えております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の38ページをお願いいたします。3款4項2目再建支援費についてです。災害義援金の関係です。</p> <p>この9月議会の補正予算でも上がってきている部分もあるんですけども、現状のところ、1回目のこの配分と言いますか、この支給で令和5年災の義援金の配布というのは、一旦閉じるような形になるのでしょうか、という問いです。</p> <p>あんまり義援金の額が、7年前の災害ほどではなかったというのをお聞きしております。7年前の災害の折には配分が何回かあった部分もありますので、今後の方針についてお伺いいたします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>今回補正で5件、50万円補正をかけさせていただいております。</p> <p>それとは別にですね、今、県のほうで、豪雨によって被害を受けた商工事業者の施設設備の復旧を支援しますという補助事業等がございます。</p> <p>これについてはですね、9月末が申請期限ということで、昨年からずっとですね、申請日がずっと延び延びになってきてございます。それで、村のほうからもですね、その申請に2件ほど予定をしているというようなことも聞き及んでいますので、そういった申請額が分かりましたら、また義援金配分委員会の中で検討するということになっておりますので、再度義援金の配分委員会を開催しまして、この方たちにですね、どういった義援金を配分するかという議論をしていただくという予定でございますので、また、この分がですね、補正という形で上がってくるかもしれません。そういう状況でございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	今に関連です。

	<p>実は、私の個人的な議会だよりのアンケートの中にですね、やはり義援金についての要望があっていました。</p> <p>それは何かというと、住宅の義援金と、そういった商工業のいわゆる窯元さんであったり商店であったりする義援金の差が、被災された方から見ると、ありすぎるのではないかと。</p> <p>ぜひ、今回は分かりませんが、今後のために、やはり生きる糧をと生み出しているそういう施設ですね、住宅ではないにしても。そういったところを十分配慮して、現場も担当者に見に来ていただいて、もう少し住宅までは行かないにしても、配慮したことをお願いしたいというアンケートがですね、誰か分かりませんが、2件ありましたので、そういったことも十分考えていただきたいというふうに思います。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>議員おっしゃるとおりですね、そういうご意見をいただきましたので、義援金配分委員会の中でも十分に検討させていただいております。</p> <p>他の自治体の義援金の配分を見ましてもですね、工場が被災したところに対して、配分をしたところがあるところが多いという状況でございました。</p> <p>またですね、今回新たにですね、福岡県のほうが、小規模事業者については、3分の2を補助するという、この補助金をですね、出しましたので、そういった補助金をご活用いただいて、その残額等についてですね、義援金配分委員会の中でご協議いただければというふうに考えているところでございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>成果説明書の33ページをお願いします。</p> <p>3款1項8目保健福祉センター管理費のところでございます。これもアンケートの中でご指摘があった分です。</p> <p>それで、この表を見るとよく分かるんですけど、村外の大人の方が2,275人ご利用になっている。村内の大人は894人です。</p> <p>それはどういったアンケートだったかということ、自分たちが入浴に行くときにキャンプ場利用者とか、そういった方が非常に多いので、自分たちが利用できないので、どうにかならぬだろうかとという要望でございました。村としてですね、何か考えがあればお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>村外の利用者が大変多いということで、やはり保健福祉センターお風呂等がごございますので、キャンプとかですね、村外から訪れた方が、特に夏場が多いのではなからうかと思っております。そういった中でいろいろ混み合ってますね、地元の方にご迷惑をおかけしているという点はあるかと思っておりますけれども、何とかですね、譲り合いの心を持ってですね、皆さんご利用いただければと思っております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>関連で。</p> <p>村外の方々のマナーの部分、相変わらず指摘を受けるところであります。これは、以前の決算等でも言わせていただいた部分で、なかなか一見さんと言われる、1回来て、その後続けてというわけじゃないので、なかなかその辺言ってもその場限りの対応になってしまう難しさはあるかと思っております。</p> <p>村外の方に来ていただくのはいいんですけども、燃料費の高騰とかを考えてですね、もう少し村内と村外との利用料金の区別であったり、そういった部分も検討すべき部分でもあるのかなと思っておりますが、今のところ料金区分を変更したりとか、そういった部分の考えはありますでしょうか。</p>

委員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	保健の運営等につきまして協議する運営委員会がございます。そういったところで、何か問題が出てくれば、その委員会の中でご検討いただくという形になっておりますので、今、そういったご意見があるということであればですね、課内で協議いたしまして、必要に応じて運営委員会の中で協議いただければというふうに考えております。
委員 長	4 番 高倉委員
4 番	成果説明書の37ページ、3款3項4目の高齢者等住宅改造助成事業、住よか事業で30万円の助成が1件あります。これは、例えば、高齢者と一緒に住んでいる家庭で、例えば、非課税じゃないとできないとかいう条件があるんでしょうか。それと、限度額は30万円なんですか。
委員 長	井手係長
住民福祉課係長	こちらの住よか事業の件なんですけれども、この要件が、県から補助が出るんですけれども、非課税世帯のみというふうになっております。 例えば、世帯分離をしているお宅とかがあると思うんですけれども、対象者が非課税であったとしても、同居の方が課税であったりすると、こちらの対象にはなりません。以上です。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	成果説明書の41ページをお願いいたします。 4款1項8目母子保健事業費の新生児聴覚検査費、数年前からこの検査実施されているかと思えます。この検査に関しては、大体100%村民の方の出生に関して申請というか受給されているのかお尋ねいたします。
委員 長	井上保健主査
住民福祉課保健主査	新生児聴覚検査につきましては、出産された産院さんのほうで、この検査のほうは実施されておりまして、100%こちらの補助のほうは行わせていただいているところです。以上です。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	先日の一般質問の折に、5歳児健診のいろいろ調査する中で、新生児のマススクリーニングに関しても、交付税措置だったか補助金だったか忘れちゃいましたが、補助がおそらくこの令和6年度あたりから始まっているような話を聞いております。 そういった部分で、さらなる新生児の検査等ですね、あり方の検討というのはされていますでしょうか、お尋ねいたします。
委員 長	井上保健主査
住民福祉課保健主査	新生児マススクリーニング検査については、こちらは今現在はですね、個人負担による検査のほうで産院のほうで希望があれば、行われているというのが現状になります。 議員のおっしゃってある新生児マススクリーニング検査に関する実証事業というところで、令和7年度から新規の事業として、当初予算で今請求がされております。国のほうですね。 一部推進枠という形での実施になりますので、国の動向等を見ながらですね、村としてこちらの事業が活用できるようなものであれば、前向きに検討させていただきたいなと思えます。以上です。
委員 長	10 番 伊藤委員
10 番	決算書の40ページ、3款1項8目の保健福祉センター管理費の中で警備委託料というものが毎年同額で入っております。これのですね、内容について説明をお願い

	いしたいんですが。
委員長	眞田課長補佐
住民福祉課長補佐	こちらにつきましては、警備会社のほうに警備を委託しております。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>そうするともう、巡回警備という形の中で、いずみ館だけを別個に払っておるという理解でいいんですか。</p> <p>全体的な警備については総務企画課のほうでですね、2款のほうで払っていると思うんですよ。</p> <p>ですから、その切り分けがですよ、業者さん、たぶん違うんだらうなというのは分かっているんですけども。じゃあ、もう巡回警備と。中でこれだけの金額がかかっているということに理解してよろしいんですかね。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	いずみ館の警備についてはですね、職員が帰った後は機械警備という形で、カードでピッとしたら警備をするというタイプの警備の仕方をしているところがございます。庁舎の巡回警備とは全く別物で契約をしているというものでございます。
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>要するに巡回警備というのは、拠点があって、その人たちが何かあったときに来ると、巡回しながらやるというのが巡回警備なんですよ。</p> <p>おる人たちがね、常時おる人が巡回する、その警備じゃないという意味で言ったところですけども、そういう意味でよろしいんですね。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	すみません。そのとおりでございます。
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>成果表の41ページ、4款1項9目健康増進事業について、これは井上保健師のほうにお尋ねをしたいんですが。</p> <p>ここに令和5年度の受診者とその数字が出ております。私は、こういう場で言うのもなんですが、自分ががんになって、やはりこの村のがんのあり方とか、この胃がんとか大腸がん、それから男性で言えば前立腺がん、それからマンモ等があるんですが、この健診によって、この村のこの健診によって、どれだけ充足度があるのかとか、この5年度の健診結果によって、やはり異常と言いますか、何か問題がある方がどの程度見つかっているのか、お尋ねしたいと思います。</p>
委員長	井上保健主査
住民福祉課保健主査	<p>佐々木委員さんのご質問にありました住民健診の実績につきましては、成果説明書のほうに記載させていただいているところです。</p> <p>まず、村の充足度、受診率ということで控えさせていただきましたら、健診項目によっては多かったり少なかったりということはございますけれども、おおよそ、約20%から低いところで10%というところの受診率になっております。</p> <p>これはですね、住民さんの人口当たりで、東峰村の行った健診を受けた方の割合になりますので、職場の健診等で受けられた方がその中には含まれておりません。そこを把握する手段も私たちのほうは持ち合わせておりませんので、国の基準に基づいて、その年度の人口に対して、村の健診を受けた方の割合ということで、全国的にこの指標で評価をされているということになります。</p> <p>福岡県内におきましては、東峰村は比較的がん検診につきましては高い位置を、今、水準はしておりますけれども、まだまだ20%程度の受診率となっておりますので、皆様積極的に健診を受けていただきたいなと思っております。</p>

	あと、その健診を受けた中での発見率というところにつきましては、国の報告の中で報告するようになっておりますが、本日ちょっと手持ち資料で持って来ておりませんので、また後日、資料として提出させていただきたいと思っております。以上です。
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>人間誰でも病気にはならないほうがいいんですが、住民福祉課の事業の中の健康マイレージ等もして、やはり村民がいかに健康であるのがいいのかと、病気になってしまうと、やはり高額な医療といろんなもので、当然村にも負担をかけてしまいます。</p> <p>ですから、やはり村民が健康なうち、それから、ステージが早いうちにこういうふうなものが見つければ、一番いいのではないかなと思った質問であります。</p> <p>今後についても健康のほうについては、十分に村民に周知をしながら、そういうふうな病名もきちんと分かるような形で、これからも行っていただきたいなというふうに思っております。これは質問ではありませんので、回答は結構です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>成果説明書の39ページをお願いします。</p> <p>4款1項3目環境衛生費の中の下3行ですね、災害廃棄物処理委託事業、災害廃棄物収集処理事業、そして宝珠山グラウンド災害土砂・木くず処理処分撤去、それから、一番下が災害家屋等解体撤去補助金、かなり高額な金額があります。</p> <p>まずは、2つの2行の災害廃棄物の処理委託事業、これが、村が大変なことだったと思いますけど、これについての国庫補助として12ページの保健衛生費国庫補助金の2,100万があるのかなと思います。そこ辺を詳しいところをきちんと説明していただきたいのと、もう1つは、災害家屋等の解体撤去補助金5件ですね。これが、撤去を公的にする何か基準があるのか。それから、これに対する国の補助金等、あるいは交付税とか、そういったのがあるのかどうかをお尋ねします。</p>
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>委員ご指摘の点につきましては、まず、15ページにありました災害等廃棄物処理事業補助金ですね、国庫補助になりますが、こちらのほうの補助率が2分の1になってございます。</p> <p>それから、災害家屋等の解体撤去の補助金ですが、こちらのほうは全壊が補助対象ということで、先ほどの15ページの2,100万の中にこちらの経費は含まれております。</p> <p>他の解体撤去の補助金に関しましては単費というものになりますので、基本的には全壊だけが補助対象ということになってございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の29ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民登録費です。</p> <p>この事業自体というよりは、その数字的な部分で、村としての取り組みをお尋ねしたいと思っております。</p> <p>婚姻なんですけども、届出の数字だけがすべてにはならない、他市町村の部分もあるんですけども。届出の数字だけで言うと令和5年度が3件、前の年度で言うと4件ということで、この数字というはある程度増えてこない、なかなか人口増であったり、今後の村づくりの部分でも関わるかなと思います。</p> <p>婚姻に関係する部分の村としての取り組みというのは、現時点何かありますでしょうか。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	村としましても、新婚世帯を応援するというので、県の補助事業がございます。新婚応援補助金といったものがございまして、これは年齢によって20代と30代

	<p>まで、年間60万といった形での助成額の上限はありますけれども、そういった補助金をですね、昨年度新設をして、新婚世帯を応援しているところはございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>昔は婚活等々あったかと思います。いろんな事情でなくなって行って、そもそも担当課が違うと言われるところではあると思うんですけども。</p> <p>新婚世帯に関する補助金は、新婚した人たちがここに居住という部分に関しては、理は通るんですけども、やはり出会いという部分であったり、なかなか村であっては、ないところもあるかと思いますので、そういった取り組み等に関しては、現状ないのか、今後そういった考えはあるのかどうか、お尋ねいたします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>村としてはですね、特段事業は行っておりませんが、先ほど申しました新婚生活応援事業、この中で県のほうがですね、そういった3市町村で、そういう昔で言えば婚活みたいなイベントを開いて、マッチングをするというイベントをしております。</p> <p>聞き及んでおるところではですね、昨年ぐらいに1件、東峰村でも事業の中でですね、カップルになったというようなことを聞き及んでおるところでございます。</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>引き続き、認定第3号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>認定第4号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>決算書の117ページをお願いいたします。3款1項1目保険料還付金です。</p> <p>昨年末ぐらいから、この過誤納金の話がありました。過年度分に関しても、一旦の方向性が示されたところでありまして、現状のこの還付の状況ですね、の報告が、できる範囲のところをお願いいたします。</p>
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>昨年度ですね、この還付の件に関しましてですね、さまざまな議論をさせていただきまして、2つ、平成20年度から29年度分の還付の分と、これはもう償還金の分ですね。と平成30年度から令和4年度分の還付分の2つの還付結果について、今の現時点でのですね、報告させていただきます。</p> <p>まず、平成30年度から令和4年度にですね、2月に通知した分でございますが、今のところですね、還付の率については94.6%ということで、金額にして62万8700円のほうがですね、還付済額として上がってきているところでございます。進捗は94.6%の、全額ですね、保険料が62万6700円に対して62万8700円の還付を行っておるところで、先ほどの94.6%は還付済みということでございます。</p> <p>もう1件の償還金のほうでございます。平成20年度から29年度の返した分につきましては、金額にしてですね、全体で48万3,440円のところですね、今現在43万5,710円の還付を行っておりまして、還付率にしましては78.6%が今現在還付済みでございます。</p>

	残りに関しましても、再度ですね、還付の請求がございましたら、随時返還をしていくところでございます。以上です。
委員長	ないようですから、教育課に移ります。
休憩	
委員長	13時まで休憩いたします。 (11時55分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、教育課の質疑を行いたいと思います。 (13時00分)
委員長	認定第1号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 質疑を行います。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 教育課の質疑はありませんか。 2番 樋口委員
2番	徴求資料の最初のページをお願いします。見出しのページですね、総務企画課、住民福祉課、そして3番目に教育課があります。 その教育課のことなんですけども、ちょうど中段の下に10款3項2目、英検は学習補助4万2,700円から支出、不足分を大藪基金から支出をする。大藪基金とは、令和4年度から年間100万円の寄附があり、東峰学園学校長が管理。大藪基金の会計報告の提示というふうにあります。 少し経過は分かるんですけど、どうして東峰学園の学校長が管理になったか。 学習費補助は一般会計ですね、そして一般会計とその基金を抱き合わせて補助している、これが適切か。 それからまた、1指名業者の名がついた基金の名前がある。そういったところが若干疑問でありますのでですね、まずは、東峰学園学校長が管理するに至った経緯を、ご説明をお願いしたいと思います。
委員長	教育長
教育長	大藪組さんのほうから令和4年度ですね、被災した子どもたちに向けて、応援をしたいというふうな趣旨で寄附の申し出がありました。 その際に、前村長、そして今の村長も含めてですが、ぜひ、学校で有効に活用するようにというところで、そういう背景のもと寄附をしていただいたという経過です。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	経緯は分かりましたが、校長がその基金を管理する。そこ辺の詳しい経緯をもう少しお願いしたいと思います。
委員長	教育長
教育長	基本的に学校の中で、いろんな意味で教育委員会の予算を使っていくというのが、普通の筋ではあります。 ただ、現実問題、学校のいろんな教育活動を特色化していったり、子どもたちに還元していくうえでは、ある程度自由裁量なお金がぜひとも必要です。私も含めて佐々木孝議員も、その経験は十分分かるのではないかなと思います。 学校にはなかなか自由に使えるお金というのがありません。そういった関係で、やっぱり突発的に、またいろんな来訪者が来たりすることもあります。そして、年度途中でどうしても必然的にこの物を買わなければいけないとか、例えば子どもたちがキャリア教育で体験すると非常に価値のあるキッズニアの体験とか英語村の体験とか、そういったことも出てくるわけです。

	<p>そのような経過で、学校長の自由裁量権の獲得という意味合いから、学校長のほうで使うと、考えて使うと。</p> <p>ただし教育委員会にも相談はあります。こういう形で使ってよろしいかと。そういうときに、これが子どもたちのためになると判断した場合は、使うようにしております。</p> <p>基本的に、繰り返しますが、学校現場には、そういう自由裁量なお金は一切ありません。もうこれが困るんです。</p> <p>特に昨年度はですね、沖縄から、いろんなところから来訪者が来ました。また、ボランティア活動とかでいろんな方をお呼びすることがあります。急須のお茶を1本飲ませて、はい、じゃあ、さよならというわけには、なかなかいかんのですよ。</p> <p>ですから、そういった自由裁量なお金を多少なりと必要です。</p> <p>だから、他の学校ではですね、後援会費、それとか賛助会費とかいう形、それから、PTA会費の中からそういうお客さん方のためにとか、子どもたちのそういった英検受験のためにとか、そういったことで、いろんな予算を組んでくれています。それがあからまあいんですけど、うちの場合はありません。東峰学園。</p> <p>先生方も一生懸命頑張っております。子どもたちも頑張っております。ですから、それを応援したいというふうな趣旨で、大藪組さんのほうからあったわけです。</p> <p>またこれに関しては、大藪基金の活用状況という、これを学校長がまとめて、教職員で共有しています。実際にいろんな花植え活動とか、それから学力向上のための事業とか、それから熱中症対策のための事業、コロナ対策のための備品とか、そういったものを、だんだん、だんだんいろんなことがありましたので、コロナ関係のときに、令和4年度そういった備品を買ったこともあります。</p> <p>そのような形で子どもたちに還元するというので、学校長のほうが一応管理すると。ただし、きちんと会計監査はやっております。</p> <p>そういった意味で、ぜひ、東峰学園をしっかり特色のある学校にしていくうえで、どうしても必要なお金であるというふうに考えております。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>特色のある学校をするために、必ずしも自由なお金が必要か。それはやはり考えるのではないかなと思います。</p> <p>今までも東峰学園できて何十年も経ちます。東峰中学校ができて何十年も経ちます。しかしありませんでした。</p> <p>ただ、今教育長が話した後援会、これは旧宝珠山村ではありました。旧宝珠山村ではすべての世帯からいくらか負担をしてもらって、学校後援会がありました。</p> <p>しかし、中学校の統合とともにですね、それはなくなって、ずっと経緯しております。</p> <p>やはり公立の学校ですからですね、私の考えで言えば、正しい正しくないじゃなくて、私の考えで言えば、やはり村が予算化して、必要に応じてそれを歳出する。議員が全部、それは予算のときも歳出もチェックします。監査委員もおります。それがやはり一番あるべき姿ではないかなと。</p> <p>もちろん自由なお金があるに越したことはない。けど、やはりそれを予測してですね、準備しておくとか、また後で補うとかですね、それは、やり方によってはいろんなことができるのではないかなというふうに思っているところです。</p> <p>ですから、今までの経緯はですね、尊重しながらも、これからはやはり伊藤基金のように、やっぱり一般財源化して歳入に入れる、歳出の予算に入れる。</p> <p>そういったのがやはり、これからの校長先生もですね、やっぱり転勤するわけですね。3年に一度ぐらい転勤するし、教育長さんも教育委員さんも変わってきます</p>

	<p>ね。そういったときに過去のことが分からないようになる場合もあります。</p> <p>村であればきちんとですね、そういった会計上の規則とか、いろんなことの制約の中で成り立ってますのでですね、そういったふうにするのが、私は適切ではないかなという思いでございます。以上です。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>それも確かにいろんな不正をですね、食い止めるためには必要かと思えます。</p> <p>ただ、かなりいろんな第三者機関とかの監査とか、そういうのを厳しくするとですね、どういうことが起こるかと言いますと、もう使わないんです。使えないんです。めんどくさくて。</p> <p>実際の私知ってる学校で、私、区長とかもしてましたので、300何万あるんですよ。全然使ってない。</p> <p>なんでかという、いろんなところでお伺い立てなきゃならない。そういうふうなもう、それならはっきり言って意味がないじゃないかって。やっぱり必要なときに、急なときの出費のときに、やっぱり校長の判断で、そして教育委員会と合議した形で使っていくというところが、非常に学校長としても裁量権が広がり、そして、より特色のある教育活動ができる。そして、それが子どもたちに還元されて、子どもたちは伸びる。</p> <p>ぜひ、学校を信じていただきたい。子どもたちを信じていただきたい。それです。信じましょうや、よろしくお願いします。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>全く信じてないとか、そんなことは発言しておりません。ですから、そこは誤解のないようにお願いします。</p> <p>ただ、やっぱり公立学校ですし、公的に皆様の税金をお預かりする。あるいは寄付金をお預かり。そうするとやっぱり皆さんが監視した中で、歳出なり歳入を決めていく、これが一般的に、特に公立学校の在り方ではないかなというふうに、私の経験からではそんなふうに思っているところでございます。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>議員さんの、今の個人的な考えではそうかもしれません。</p> <p>ただ、一般的にですね、高橋議員、分かるでしょう。十分分かるでしょう。使えないんですよ、本当に。</p> <p>それはもう本当にお伺い立てて、たまって、たまって、何も使わんならどうしますかということなんです。</p> <p>だから、はっきり言って、これ来年貰えるかどうか分かりません。一応4年度、5年度は貰いました。6年度貰えるか、7年度は分かりません。だから、今たまっている分を有効活用していきますと。</p> <p>ですから、これはもうはっきり言って、教育委員会がきちんと監査していきます。必要ならばPTAとか学校運営協議会とか、そういったことに監査のほうをお願いすることもあるかもしれません。</p> <p>ただし、それが議員さんとか村長さんとか、そういったお偉い方になると、なかなかできないんですよ。それをぜひ、ご理解いただきたいと思えます。以上です。</p>
委員長	村長
村長	<p>1つの考え方として例示されたものであると理解しております。</p> <p>その理論で行けば、これは売り言葉に買い言葉じゃありませんが、では、協力会でしたっけ、そこから頂いたお金も学校が管理するのはおかしいんじゃないとか、大藪さんについては、何らかの形で災害を応援したい。子どもたちの教育に自由に</p>

	<p>使ってほしいということで、それこそ言われました教育振興基金、伊藤基金と言われますが、あれとはちょっと経緯が違っていましたので、伊藤基金のほうは、役場のほうに来られて、村として教育に使ってほしいという話があって、村として受け入れた。そういうのがございます。</p> <p>違いましたっけ、違うようでしたら訂正してください。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>分かりますかという話ですね、私も経験がありますので、よく教育長が言われることは分かります。</p> <p>ただですね、額がやっぱり大きい。この大藪さんですかね、から頂いたということですけど、2年続けて頂いているということ。今後どうなるのかはちょっと分かりませんですね。来るかも分からないし来ないかも分からない。</p> <p>来たときは、また100万ぐらいなるんだろうと思いますけど、ちょっとあまりにも学校が保管するには高額すぎはしないかなという気もするんですね。</p> <p>今、教育長が言われたようにですね、視察とか来られたりお客さん来たときね、あるときには自分のポケットマネーからお菓子を買って出すとかいうようなことは、当然学校長としてね、これまでもやってきたこともあります。</p> <p>そういう自由になるお金がいくらかでもあれば、それは本当にありがたい。それはもう教育長おっしゃるとおり。</p> <p>ただ、額も大きいし、私がちょっと引っかけたのがですね、さっき伊藤基金という名前も出ましたけど、この伊藤さんという方は自分の名前を伏せてくれと、いうふうな形で寄附したということも聞いたことがありますが、でも、それじゃ悪かろうということ、今、伊藤基金というような呼び方をしていると思いますけども。</p> <p>敢えて企業が寄附したお金に対してね、名前を付けて公に言うことがどうだろうかという気はしております。</p> <p>だから、学校がどうしてもそういう裁量でできるお金が必要であればね、それはそれできちんと予算化する。そして、やっぱりこの寄附については、教育基金がありますので、そこに1回納めてね、そこに入れて、学校長裁量予算かなんかというふうなことでね、するとどうかというふうに思いますが、いかがですか。</p>
委員長	村長
村長	<p>失礼いたしました。</p> <p>それこそ名前出さないでくれということでしたので、教育振興基金という基金でございます。</p> <p>この、実名が何回も出ておりますけど、企業にあたる部分の基金につきましても、寄附のときに、売名行為ではないので名前は出さないでほしいという、確か話はあったんですけど、どうも流れの中で、もうその名称が出てきてますので、名前についてはですね、どういう取り扱いをするか。実際に名称がそういう名称で置かれているのかどうかというのは、自分としてはちょっと存じ上げないんですけど。</p> <p>いずれにいたしましても、学校が管理する部分において、しっかり管理、監査を行って、適切に使用していただくという部分で、その管理の考え方については、先ほどいただいた部分も1つの考え方としてですね、今後どういう形で持っていくのか、これは学校と教育委員会で話していかなければいけないというふうには思っております。以上です。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>私も付け加えさせていただきます。</p> <p>この大藪基金というか、その名称についてですね、問題じゃないかということについては、真摯に反省をしていきたいと思っております。</p>

	<p>実際渡すときに、前の梶原校長が、これを作って、今、こういう形で使わせていただいていますということで説明されたんです。</p> <p>それを見たときに、はっきり言って、売名行為でやっているわけではないから、もうこれは言わんでくれと。保護者にも村民にも言わんでくれということを言われました。</p> <p>ただ、学校長としても、また私としても非常にありがたいお金でしたので、広報紙にも2回連続載せております。既に。もうご存じだと思います。皆さん。</p> <p>そういうふうな経過もあって、もうできるだけ学校のほうでは、保護者にもそういう形での説明はしておりません。ただ、こういう形で寄附を貰って、それを使わせていただいていますというような形でやっています。</p> <p>ただ、今の件に関しましてはですね、ちょっと考えていく必要があるかと思えます。ありがとうございました。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>ぜひ、良い方向にですね、変に勘繰られるようなことのないように、しないといけないと思いますので、よろしく願います。</p> <p>併せて、同じところのキッズニアへの子どもの訪問ですね。というのは、学校でしてるから、これがこの予算案に出るのが、決算上出てこないということもありましたのでね、そういうことで、基金に入れたらそういう形に出てきますから、やっぱり出した方がいいんじゃないかと思うんですけど。</p> <p>このキッズニアの体験なんですけども、1年生から3年生が対象ということで、子どもたちにとっては非常に良い体験場所になってますから、このことについては、私も大賛成なんですけれども。</p> <p>小学1年生から3年生が対象でいいのかどうか。例えば、1、3、5とか、やっぱり低学年のときに経験することと、中学年、高学年、あるいは中学生で体験することでは、体験する度合いが違うというふうに思いますので、ぜひ、そこは見直したほうがいいんじゃないかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>まだ始めて間もない段階ですので、実際そのことで、どのように子どもたちに影響、いろんな気付きとか学びがあるかということを検証しまして、また、1、3、5とか学年の間隔を上げてですね、発達段階が高学年で感じ取るものと、低学年、中学年で感じ取るもの、違いがあるかと思えますけど、それについては、また学校と検討、検証したいと思えます。ありがとうございました。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっとさっきの続きでお聞きしたかった部分、巻き戻して非常に申し訳ないんですけども。</p> <p>基金のあり方についての話じゃないです。その経緯の部分についてもう一度お尋ねしたいんですけども。</p> <p>最初、この令和4年度に初めて頂くときに、前村長と現村長にご相談をしてという話が出てきました。</p> <p>なぜ、前村長がここに同席をされるのかなと思ったんですが、この案件自体は前村長から持って来られた案件なのか、大藪組さんが持って来られた案件なのか。なぜ前村長がそこに同席をされているのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>すみません。その辺の記憶がちょっとあれなんですけど。</p> <p>貰ったのが令和4年度に貰って、その前からその話が出てたんです。確か、前の村長のときにその話を聞いた覚えがあります。</p>

	<p>そして、これは学校で、まだ今は貰ってないけど、今度社長さんが来て、貰うようになると申し出がっているから、それは学校で使うようにということで、聞いてた覚えがあります。村長は全然ないですか、私も記憶があれですけど。</p>
委員長	村長
村長	<p>先ほどの話、大藪さんが来て学校長と話したときに、前村長がいたという記憶は全くないというか、元々村長室で公式のときに一緒に話すことはまずありませんというか、事実としてありませんので、先ほど教育長が言われた流れになるのかなというふうに思っております。</p> <p>自分としても4年、村長になって、寄附をいただくというところで、それを学校が、先ほどの経緯の部分ですね、最初の。その部分については、申し訳ないですけど、自分は確か協議の場にはいなかった。それが3年度の話か4年度の話か、これについては、今のところ私の記憶の中にもちょっとございませんというか、申し訳ないですけど。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>もう1点確認なんですけれども、最初の最初、この大藪組さんが話を持って来られたときは、村に対して寄附をしたいという話だったのか、もう最初から東峰学園に寄附をしたいという話だったのか、どっちなんですか。</p>
委員長	教育長
教育長	私の記憶は、もう学校に、子どもたちに、ということは明確に覚えております。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>この9月定例会の補正予算においても、この大藪組さんが入札、応札した案件もあつたりします。実際にこの公共工事を請けられている企業からの寄附ということになるので、やはりこの経緯であつたり状況というのをしっかりと整理しておかないと、この寄附自体どういった性質のものなのかなという、やっぱり勘繰りが入ってしまってもおかしくないと思います。</p> <p>ましてや大藪基金という冠を付けてしまっている。先ほどもその整理の部分は話がついているので、あるんですけども、その辺の違和感というのを整理しとかなないと、寄附していただいた側に対して、何かしらか、どうなのかなと思うことがあつたら非常にもったいないのかなと思いますので、ぜひ、ちょっとこの9月定例会中じゃなくてもいいんで、この大藪基金の経緯というのをしっかりとお伝えいただきたいなと思います。</p> <p>そこが分からないと、ちょっと今、記憶がないみたいな部分もおっしゃられると、どういう経緯でこれ貰ったんですかというのが、ちょっとはっきり、今の感覚では、それ本当に正しい答弁なんですかという、ちょっと疑念を抱きますので、ぜひ、整理をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>即答というか、どういう形で書類が残っているかという部分の確認ができるかどうか、まずそこからちょっと入らせていただきたいと思いますが。</p> <p>きっちり経緯については、ご報告できるように準備してまいりたいと思います。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>先ほどの教育振興基金の基になったものですね、あれも寄附者は、最初は学校長に持って行ったんです。それを一緒に同席したのは私の母です。それはなぜか、同級生だったから校長先生を紹介してくれて、そういう寄附の話は一切無しですね、紹介してくれということで校長室に連れて行った。</p> <p>校長先生は、多額のお金で自分のところではどうしようもないから、教育委員会なり村のほうで管理してくれということで持って来たんですね。</p>

	<p>そういう経緯がありますから、あのとき寄附者が教育委員会に持って来たのではない。まずは、やっぱり学校長に持って行って、学校長が自分のところではできないからということで、村のほうに持って来た、そういう経緯です。</p>
委員長	村長
村長	<p>経緯につきましては申し訳ございません。</p> <p>自分もちょうど総務課のときだったかな、受領証等を作った記憶がございましたので、村であるというふうには思っております。</p> <p>その詳しい経緯、だいぶ十数年前、20年前ぐらいですかね、話になりますけど、しっかり記憶していただいてありがとうございます。</p>
委員長	<p>他にありませんか。</p> <p>3番 佐々木委員</p>
3番	<p>説明書の54ページ、地域学校協働本部事業費のところ。資料をいただいております。社会体育というか、スポ少関係ですね。</p> <p>部員も相当減ってきているということで、野球は2名、フットサル11名、ミニバスケットが2名というような、本当に試合もできないような、練習も十分できないような状況の中で、指導者数も1、3、2というようになっているようですが、指導謝金が12万とか28万、10万というような形になっていますね。</p> <p>これは、子どもさんが、例えばミニバスケットの場合2人で、コーチが2人で練習しているのか、もうこういう練習にもならないような状況なので、よそに出ているのか。例えば杷木とかね、ああいったところのチームと一緒に練習しているから、指導者が車で例えば連れて行くので、その分の旅費とかも含めて、こんなに高い謝金になっているのか、その辺りまず聞かせてください。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>野球部と、それからミニバスケットにつきましては、部員数が少ないということで疑問の点もあるかと思うのですが、実際、基本は村内で活動をされるのと、併せて、さっきおっしゃったとおり、人数が少ないので他市町村のチームと合同で練習会をやったりとか、そういったことも実施内容として、実績として上がってきている状況でございます。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>あんまり細かいことまで聞くといかんのだろうと思いますが、子どもさんの親御さんが指導者というようなことはないのでしょうか。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>子どもさんの親御さんも保護者として練習に参加はされているんですけども、実際、指導者の謝金としてお支払いすることはありません。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴収資料のほうの1番目ですね、学校給食の無償化の会計の関係です。</p> <p>公会計化に関して課題を抱えている現状は、これで把握ができます。</p> <p>令和6年度ですね、結局この令和5年度の交付金を繰り越した形になっているかと思えます。その区分も、節も負担金補助の関係でありますので、実際にどうする、どうなっていくのかなというのは、ちょっといまいち把握できないんですけど。</p> <p>要は、使った額に対して、補助した額という差額ですね、その分がどういうふうな会計処理に、最終的になるのかお尋ねいたします。</p> <p>ごめんなさい、聞き方が悪かったです。</p> <p>要は、補助した、学校給食会計に補助した額に対して、令和6年度使った額の差額が発生した場合に、その差額は、最終的にどういうふう処理されるのでしょうか。</p>

委員 長	教育課長
教育課長	給食会計のほうに村から無償化の交付金を、村を通して会計のほうに入れまして、そして、実際給食でかかった費用を歳出として出します。その後、年度末に残った分は繰越金として、最終的には残ることになるかと思います。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	余った額は、また繰り越す予定の給食会計なんですか。 令和6年度は完全に無償化されているはずなので、すべてが公金を扱っての給食会計という意味合いで、こちらも捉える頭ではあるんですけども、一応検討中にはなっているんですね。 一応今の方向性として、令和6年度、要は、補助した額に対して余った額は、また令和7年度に繰り越すという意味合いでよろしいですか。
委員 長	村長
村 長	ちょっと自分の理解がもし間違っていたらごめんなさい。 公会計化、結局無償化という部分は、もう当然すべての費用を村が持つことになりますので、当然そこで会計をすっきりする、学校の負担を減らすということで、公会計化についても当然行うという形で、自分も説明していたと思います。 この徴求資料の中の話というのは、これまで保護者さんからいただいてた給食費がどうしても余るので、それを繰り越して、そのの整理をどうするかという話だったというふうに理解してたんで、もし今がその会計、学校の会計でされているのであれば今年度中に、やっぱりもう繰り越して、それを使っている形にはなっていますので、それをまた来年度に繰り越すというのは、ちょっと考え方としてあり得ませんので、来年度は完全に公会計化に向けて進むべきであるというふうに、もし今、負担金でするのであればですね。それは、会計上はそこまで問題ではありませんので、そういう形で自分も理解しておりましたので、そういう形でしっかり共有したいと思います。すみません。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	そうであれば問題ないかなと思いますので。 国の交付金にもなってますので、やはり残額が発生した場合に、会計処理上ですね、残額をまたプールしているという部分に関しては、ちょっと理解しがたい部分があるかなと思いますので。 今までの繰越金に関しては、PTAさんに今まで報告してたり、その辺があるので、ぜひ、オープンのままその辺の協議結果等をですね、報告していただきたいなと思います。いかがでしょうか。
委員 長	教育長
教育 長	基本的に、年度をまたぐ場合は、1週間分の食材費とか、それは残しておかなければいけないんです。それが決まりなんですよ、給食会の、給食会計として。でないと食べれないからですね。 だから、そういった意味合いで、それは含めて、その残りも含めて、ちゃんと残しておいてくださいということなんです、年度をまたいで。そういうふうな取り決めなんです。 ですから、その辺りがぎくしゃくするかもしれませんが、これはもう絶対そうしなければいけないような形になっているんです。それをご理解ください。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	もう一度たぶん、村長に整理していただかないと、ちょっとこれ、全然違う話になっていますので。すみません、お願いします。もう1回整理してください。
委員 長	村長

村 長	<p>先ほどの教育長の話は、通常給食費会計というのが学校にあるときに、やはり全額使ってしまうわけにはいかないの、やっぱり残余というかですね、いようなお金を残すという決まりか、そういう指針なのか分かりませんが、それはもう当然のことだと思っております。</p> <p>昨年については、交付金もその給食会計に入っているし、皆さんから頂いた給食費も入っている。村からの給食費補助も入っている。その部分の繰り越しを今年度に繰り越して、最終的には今年度それを使ってしまおうというか、整理をして、すっきり公会計ということで、役場のほうから支出をしていくという形に、来年度にはもう、もし今年度の形が違ってれば、きっちり整理をしたいというふうに思っています。</p>
委員 長	3番 佐々木委員
3 番	<p>今のを整理すると、去年度のやつを今年度にいくらか繰り越してますよね。それは実際使っているけれども、その補填は村からやってしまうので、残しとった分については、また清算するというので、確認しとっていいんですね。</p> <p>だから、今年度からは、もう全然保護者負担はないということで、確認します。私の質問いいですか。説明書の56ページです。</p> <p>56ページですね、10款4項2目公民館費の中の図書費ですが、例年55万ぐらいでやってきていると思うんですね。最近本代もかなり高額になってきて、高くなってきてますよね。</p> <p>ということは、この値段で買うと、買う量が減ってきてるんじゃないかという想像を勝手にしているんですが、やっぱり本というのは、その地域の文化度も見るような状況もありますけども、やっぱり村の人たちがたくさん本を読むためには、いろんなジャンルの本も必要でしょうし、冊数も多く必要だと思いますので、私はちょっと安いというか、少ないんじゃないかと、55万ぐらいじゃですね。と思うんですけども、本年度もこの予算内でたぶん購入し始めているんだらうと思いますが、増額してもいいんじゃないかというふうには私は思うんですけども、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。</p>
委員 長	教育課長
教育課長	<p>図書購入費につきましては、おっしゃるとおり本代の単価が少しずつ上がってきているというふう感じております。なかなか十分な、読書を希望される方に対して、十分な種類、内容、そして冊数が行き渡っているのかどうか、ここがまだ私どもで十分に整理ができていないところがございますので、今年度中にそこはきちんと整理して、来年度の予算の段階で検討したいと思っております。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>決算書の68ページをお願いします。</p> <p>10款2項1目学校管理費の12節委託料の中にICT支援員業務委託があるかと思えます。</p> <p>もう東峰学園と言えばICTの本当に推進校というので、県下でも名だたるところという説明も聞いてきております。子どもたちも積極的に使っていると思えますけれども、そのICT支援員の方の業務ですね、どういった業務を日々していただいているのかというのと、なかなか人材の確保というのも難しい部分があるかと思えますが、どういった方がこのICT支援員になれるのか、資格というよりかは、どういった方がなるのかという部分をお尋ねいたします。</p>
委員 長	室井主査
教育課主査	<p>ICT支援員の業務委託料ですけども、現在麻生情報さんと委託契約を結んでおりまして、その方が派遣していただいております。</p>

	内容といたしましては、学校のいろんな支援の補助、先生方の補助、生徒の補助等を行っております。以上です。
委員長 6番	6番 高橋委員 前は人員を、確か報酬というか、そういう形で、委託じゃなかったような気がするんです。こういった部分を委託に変わったんでしょうか。 すみません、ちょっと記憶があいまいなんですけど、元々委託でこういうことをされてたんでしょうか。
委員長	室井主査
教育課主査	3年前か4年前は、ICTが依然始まった時期は、タブレットを購入する時期は、詳しい先生をうきは市のほうから派遣していただいて、その先生に業務をお願いしたと思います。その先生が忙しい理由でお断りになられましたので、コロナの予算もありましたので、コロナの業務の予算をいただいて、ICTの支援員を前回まではそちらの予算のほうから組まさせていただいて、今年はこの学校の予算から委託業務を行っているところでございます。
委員長 6番	6番 高橋委員 委託となると、また内容がどうなのかという、最初の質問の回答が来てなかったもので、どういった業務内容、仕様になっているのかというのを、最後お尋ねしたいなと思います。 感覚的に人材派遣的に人員を派遣していただくような委託なのか、業務として、こういう業務を行ってくださいよという委託なのか、そういった部分も含めてお願いいたします。
委員長	教育長
教育長	基本的に授業の補助、新しいいろんなアプリとかできましたら、それをどのように使えば有効活用できるか、それが1つ基本的なベースになります。 あとは、いろんなパソコン、タブレットとかのアカウントを取得して、全部定期的に入れ直したりしなければ、更新されますので、そういう補助的なサポート業務もあります。 全体的には授業の補助ですね、有効に先生方が効果的に使えるように、また、子どもたちにも一緒にですね、こうやって使うと非常によく分かるよという補助をしていただいていると。 これによって、非常にやっぱり進みました。やっぱりなかなか教員だけではですね、難しい面があります。以上です。
委員長 2番	2番 樋口委員 先ほどの図書購入費の関連です。 私も図書の購入に携わったことがあります、やはり村の予算は少なすぎるというふうに思います。 昔、福岡県です、苅田町図書館というすばらしい図書館があつて、区長さん方にも何度も視察していただきました。 そのときの図書館を担当していた方が、退職後に全国の図書館に呼ばれてですね、図書館によるまちづくりをして、今は帰ってきて前原に住んでいるんですけどですね。 どういふことかと言ったら、その方は予算の1%を図書費にするぐらいの意気込みじゃないと、その町は駄目だということです。 私たち議員がですね、宮城県の七ヶ宿町を定数の関係で視察しました。そのところに図書館とカフェレストランが一体となった、人口は東峰村よりも少ない町なんですけどですね、すばらしい図書館がありました。

	<p>今、やはり少子化とかですね、移住者が少ないということで、あの図書館があるから東峰村に行ってみたいなということも不可能ではないと思います。</p> <p>そういったところはですね、村長さんのほうからですね、これからの図書行政について、どういった考えを持っているかをですね、お聞きしたいと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>図書館についてはですね、これまでのいきさつ、議員の皆様もご存じのことだと思います。元々図書室があったものが、今はロビーに図書コーナーという形で置かれている。</p> <p>図書に関しては、やっぱり文化発信、文化の吸収という形で、やはり今の形は、はっきり言って何と申しますか、物足りないというふうに思っています。</p> <p>それも含めた形で、ちょっとこの話は自分の構想だけではあるんですけど、やっぱりどこかに公民館機能、ここをしっかりと公民館とするか、例えば宝珠山小学校とか、そういった部分をするとき、そういう時間を過ごせる、寝っ転がって読めるというのはあれなんですけど、そういった部分については、やはり必要なのかなと思っております。</p> <p>ただ、言われるような、ものすごいデザインのすごい図書というところまでは、ちょっと手が届きにくいというのが、実感としてございます。</p> <p>やっぱり数年中にはそういった部分もですね、しっかり取り組んでいかなければいけないな、というふうに思っているところではございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の54ページをお願いします。</p> <p>10款1項9目地域学校協働本部事業費の中の報償費の学習支援塾、アフタスクールプラスについてお尋ねしたいと思います。</p> <p>かなりこの事業も長年続いてきて定着して、講師の方もですね、継続して行っているの、非常にこの事業自体は安定してきているのは感じております。</p> <p>昨日も取り上げて、非常にいろいろ言った部分の、令和5年度の第2回東峰村総合教育会議の議事録もしっかり読まさせていただいて、非常にこのアフタスクールの意義と、あと、そこから見えてくる現状の課題という部分、非常に興味深い議論をされておりました。</p> <p>受験の環境がですね、非常にその受験スタイルと言いますか、推薦なのか一般入試なのか、そういった部分が絡んできてという部分はあります。</p> <p>現状のアフタスクールの課題的な部分のご説明をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>アフタスクールの現状の課題として感じることにしましては、やはり講師の方がなかなか定着が難しいというかですね、やっぱり人材不足というところが大きいかなというふうに思っております。</p> <p>1名のメインの講師の方と、そこに補助的に大学生の方とかですね、そういった方を配置してるんですけども、なかなか時間的に中途半端、3時間だったりとか、そういう状況があつて、なかなか決まった方が、特に村の方で講師になっていただく方がいない現状があるというふうにあります。</p> <p>そういう人材育成というか、その部分が非常に大きな課題ではないかと感じているところです。</p> <p>あと、また学習面で、皆さん大部分の、9年生の方が参加はさせていただいているんですけども、ご自分の苦手な部分を克服するために、このアフタスクールに参加をしますということで、皆さん最初に言われるんですけども、なかなか細かい、</p>

	個人個人で苦手な部分というのが、同じ教科でもやっぱり違っていて、そこをこのアフタスクールで少しでも改善ができればと考えるとところがあるんですけど、なかなか学校との細かい連携が、まだ十分取れてないなというふうに感じているところです。
委員長	教育長
教育長	<p>課題と言いますか、最近の高校入試の選抜の仕方が、非常に特色化選抜という形ですね、自己推薦という形になったものですから、結局一般入試を受ける生徒さんが非常にもう少なくなっている。結局2月の上旬にはほぼ決まるんですね。</p> <p>私としては、その後も勉強したがいいぞという話はします。</p> <p>結局一般入試を受けて、そしてきつい一般入試を突破して行った、高校に入学した子どもが伸びているんですよ。</p> <p>ですから、そこまではしっかり頑張ろうね、というようなことを言いますが、どうしても子どもたちも、合格したら万歳となりますので、そうならないようにモチベーションをですね、継続するというのが1つの課題かなと。</p> <p>一番の課題は、やっぱり指導者。もういろんなところに声かけて集めてますけど、今は塾経験者の方とかですね、村内の方をちょっとでもいいからって、それとか大学生に声かけて何とかやっておりますけど、もう少し人数が多ければですね、いいのになということが課題です。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>先ほどの入試のあり方というか、本当に一昔前と様相が変わってきているというのは、非常に伝わってまいります。</p> <p>アフタスクールもやっぱり入試が終わると、どうしても参加者が減ったり、そういった現状があるんでしょうかというのと、アフタスクールのいつまで、やっぱり入試が終わってしまうと、どうするのというような態勢があると思うので、何か今後の方針として、入試が終わった子たちの対策であったり、そういった部分でのアフタスクールのあり方という部分の、ちょっとご意見を伺いたいと思います。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>基本的に3月上旬、一般入試の子が1人でもおるなら、そこまでは絶対、いなくてもできるだけ3月上旬ぐらいは引っ張りたいというのが私の本音です。</p> <p>実際、でもこれがですね、一般入試を受ける子が1人とか、あとみんな合格しているとか、そういう場合がですね、非常に苦しいですね。やっぱりその子がなかなか行きづらい、というふうになってしまう可能性があります。</p> <p>だから、これは学校の先生方と連携しながらやっていくということが、今後の課題かと思います。以上です。</p>
委員長	ないようですから、ふるさと推進課に移ります。
休憩	
委員長	14時まで休憩します。 (13時52分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、ふるさと推進課の質疑を行いたいと思います。 (14時00分)
委員長	<p>所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。</p> <p>ふるさと推進課の質疑はありませんか。</p> <p>3番 佐々木委員</p>
3番	成果の17ページです。

	14款1項の寄付金のところでですけど、ふるさと納税が減ってきておりますが、担当課としてどのように分析しているのか、今後どのような取り組みを考えているのか、お聞かせください。
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	令和5年度ですね、去年よりも若干減っておりますが、その要因としましては、令和5年10月より対象経費がワンストップ特例申請や寄附金受領書発行に伴う事務の経費とする改正がありまして、それに伴いまして返礼品率の見直しをしております。それでですね、寄附金の4年度分よりも若干下がってきたと思われまます。 県共通返礼品にですね、頼っているところもありますので、まだふるさと納税として登録されてない東峰村の品物をですね、返礼品として寄附金を増やしたいと思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	関連質問で、徴求資料の資料3のふるさと納税委託料について、お伺いしたいと思います。 スターシードが扱う返礼品のインボイスについての質問で、この記載のとおりの内容は理解をさせていただきました。 その他のサイトですね、1番で言うと、さとふるさんであったりですね、ふるなびさん、ふるさとチョイスさんとかいろいろあるかと思ひます。そういった事業者のインボイス関係というのは、どういうふうになっているのかお尋ねします。
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	インボイス関係につきましては、各種事業者さんがですね、負担というよりも、返礼品の提供者が事業者であれば登録をですね、インボイスの分はですね、お支払いをしていると思ひます。あと個人事業主であればですね、インボイスをしてないということで、ないと思ひます。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	基本的には、小さい事業者さんはスターシードにお願いするパターンが多いかと思ひます。 今後ですね、インボイス、今は特例として控除額の引かれるパーセンテージが8割ぐらいから始まるのでいいと思うんですけども、スターシードさんが今後も、そういったインボイス対応じゃない事業者さんからの返礼品の扱いというのを継続していただけるのかどうか、お尋ねします。
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	インボイスをしてない小事業者についてもですね、今のところスターシードとして、事業者として取り扱うというところでございますので、インボイスのほうはですね、スターシードさんのほうが負担をしているというところでございます。以上です。
委員長	他にありませんか。 2番 樋口委員
2番	今の質問の、徴求資料の前の質問の、その前のページ、資料2ですね、東峰村地域おこし協力隊起業支援補助金一覧です。 これは、1件当たり100万というふう聞いておりましたが、事業計画とか事業報告とか、そして、あとき1回話題になりました、決算説明会のときにですね、住所要件がないというようなことがありまして、それは、住所要件は、東峰村の地域おこし協力隊だった人だからですね、なんかあるべきではないかなというふう思っているところなんですけど。 そういったところを、やっぱりこの東峰村に事業として還元できるというんです

	かね、そういったところが一番ではないかなというふうに思ってますので、今後どんなふうを考えているのかお尋ねします。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>地域おこし協力隊起業支援金、こちら100万円の分になるんですけども。</p> <p>こちらはですね、地域おこし協力隊退任後に申請をいただいて、当初事業計画を出していただいて、承認したものからですね、概算で100万円お支払いして、3年間はですね、事業の報告をしていただくようになっております。</p> <p>もう1件、住所要件についてなんですけれども、今の現状を申し上げますと、村外に転出しておりますも、事業所を村内に置いていけば補助の対象としておるところです。</p> <p>実績としましてですね、今まで協力隊退任後に村に定住したいという方はいらっしゃったんですけども、実際住む家がないとかですね、そういった事情もございましたので、現状としては村の活性化に寄与する事業であればですね、補助の対象としているところなんです。</p> <p>今後はですね、委員さんおっしゃられるとおり、村内に住所を置くとかですね、そういったことを検討していく必要があるかなと考えております。以上です。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>この支援金・補助金一覧の方々、この中に7名おられますよね。今、先ほどの話の中では3年間の縛りがあるというようなことと言われておりましたが、実際に、じゃあ、事業もあまりやっているのかなと、住所もこちらにあるのかなというような形のものが、多々見受けられるような気がするんですが、これについて、この縛りが超えた場合というか、約束を破られたということがあった場合についてはですね、これは返納ということで謳ってあるんですかね。その辺りどんなふうになっております。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>この地域おこし協力隊起業支援金なんですけれども、返納の要件としては、交付の要綱に記載があるところなんです。</p> <p>実際ですね、申請上では村に事業所を置いてというような申請をいただいているような状況ですので、年度ごとに報告書をいただいておりますので、その中で確認をさせているところなんです。</p> <p>もし、そういう問題があればですね、起業支援に関しては返還というものを求めるようにしております。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>その要綱というのは、具体的に説明できます、今。</p> <p>要綱はありますけどということだけじゃ、なかなか納得しがたいところがあるんですけど、もし、それが説明できればお願いしたいんですが。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>補助金の返還の要件につきましてはですね、申請するにあたってですね、虚偽の申請をしたとか、そういった場合に返還を求めるというようなことでしております。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>東峰村地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の、補助金の返還という、第13条になるんですけども、村長は、偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があったときは、その全部または一部について返還を求めるといった要綱になっております。</p>
委員長	10番 伊藤委員

10番	これは条例の中で謳っているだけでしょ。 だから、要綱としてどういうのが全部あると。それのただ補助金の要綱の話じゃないと。何をしたら返還してくださいよという、具体的なものは何ですかということ、私は聞きよと。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	具体的な要件についてはですね、こちらに記載はないんですけども、例えば起業したという申請があって、それが実際してないとかですね、そういった虚偽があれば返還を求めるところです。 具体的なことはですね、要綱上はあまり定まっていないところが現状です。
委員長	村長
村長	要綱については、虚偽の場合等ございましたが、実際の話としては、先ほど申したとおり、事業所が村内にあることですね、これは謳われている。住所要件は、先ほど来から、ないということでした。 返還の要件としては、やはり廃業した場合、もう事業をしないという場合については返還を、3年間しなきゃいけないという部分がございますので、それは求められる条件になるのではないかなというふうに思っております。 実質、会社を置いて、外に転出されて、そこが拠点になるような場合でも、やっぱり村の中の事業所で何らかの活動をされていれば、それは継続しているという判断になるのではないかなというところで考えております。 実際に特別交付税という形で100%来るものでございますので、その国の返還基準というものを、ちょっと自分が今、ここで説明できるものを持っておりませんので、その辺りについても確認をさせていただきたいというふうに思っております。
委員長	10番 伊藤委員
10番	村長、今言われたようにね、きちっとしたのをもう1回出してください。 そうせんと、我々としても確認がしづらいし、その要件が合うとるかどうかということがですね、諸々ちょっと気になる点がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
委員長	他に。関連ですか。 2番 樋口委員
2番	住所要件はないけども、事務所が村内だということをお聞きしました。 村内の事務所で、昼間そこで具体的に働いているのか、あるいは事務は自宅ですて、看板だけそこに事務室を設けたようになっていようなのがないのか。そこ辺がですね、もっときちんと、ふるさと推進課で確認しているのか。そういったところをお尋ねいたします。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	先ほど申し上げましたようにですね、事業の報告、3年間していただいておりますので、こちらとしてはですね、その事業計画書の中でですね、登記はどこにあるとかという要件を確認しているところであります。
委員長	2番 樋口委員
2番	これからですね、やっぱり具体的な事実を、現地できちんと調査するというかですね、そういったことを確認していただきたいと思ひ、事業所もやっぱり住所要件を含めていただきたいというふうに思ひますが、これからの方向性についてお尋ねします。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進	こちらの件に関しまして、起業支援補助金、確かに現地等をですね、確認する。

課長	<p>こういうのは重要なことだと思いますので、そういったところから進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>また、事業者の住所要件ですね、事業者の住所は確かに今、要件として規定されておりますけど、本人さんのですね、住所要件等は、特段縛るものはないというところで、今のところ進めております。</p> <p>ここら辺のところはですね、事業を村で起こしたいけれども、今、担当も言いましたように、家がないから、場所がないから、ちょっと難しいとかいうところもございまして、ここら辺をもう少し慎重に検討のほうをさせていただきたいというふうに感じているところです。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	もう明らかに1年で村から出て行かれた方もおられるようですが、この方もよそで事業しててもこっちにはないわけですから、返金を求めるのかなと思ったけど、その返金はなかったんでしょう。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	報告上はですね、村内に事業をしているということでありましたので、返還は求めていないところです。
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>今、課長言われたように、実際にどうなっているのかというのは、きちんと確認をするべきだろうというふうに思います。</p> <p>起業するときには、はりきって起業するんですね、村の中でも。ところが、やっぱりいろんな仕事の内容等々で、やっぱりこういうふうに1年で終わるとか、2年で終わるとかいう形がありますけども、もう起業するからには、何というかな、その人任せでなくて、やっぱり村も何らかの形で支援していくというかな、そういった部分もあっていいんじゃないかと思うんですね、相談を受けるとかいう形で、できるだけ村内で事業が続けられるようなフォローをですね、ぜひ、させていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	委員さんおっしゃられますようにですね、今後はそういったフォロー等の対応をですね、していきたいと思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>同じく地域おこし協力隊の件なんですけれども、今の起業支援ではなく住居関係の件です。</p> <p>以前から住居が硬直化しているという話で、空き家のほうにもかかわるんですけれども、その辺の対応であったり、対策は進みましたでしょうか。ご質問です。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>今現在はですね、空き家は、基本的に村内で空いている住居等があれば個別に相談をして、協力隊の借家としてですね、利用させていただいているところが現状でございます。</p> <p>今後のですね、何と言いますか、協力隊の空き家というのは、なかなか昨今協力隊のほうも増えておりますので、確保等は確かに困難にはなっております。</p> <p>それで、基本的にめばしい住居があれば、個別に確保しているところではございますけれども、全体ですね、村の住宅施策、こちらのほうとですね、絡めながら、うまく住居の配分とかですね。</p> <p>協力隊だけで家を使うというのも少々問題があるかというふうにも思っておりますので、全体的にトータルで考えていかなければならないかなというふうに思います。今、現状でですね、すぐにどうこうというところがあるわけではございません。</p>

	以上です。
委員長 6 番	6番 高橋委員 以前、決算委員会だったか予算委員会の折に、協力隊の住居がもう既に使われはじめてから何年経過してますか、という資料を出していただきました。 やっぱり住居によっては、かなり長い年月もう賃借関係が継続されているということでもありました。 にもかかわらず、空き家市場、空き家バンク等々はなかなか回転がしていかないという現状を申し上げた中で、そこを進めていかないといけないですよねという話だったかと思います。 やはりここを進めていかないと、なかなか東峰村に移住をしていただける住居の確保というのが進まずに、協力隊の方の住居はどんどん埋まっていくけれども、というところがあるという質問でございました。 ですので、その協力隊の住居の、やはり要件というのを、ある程度決まりを持っていただきたいなと思います。何年協力隊の住居で使ったら、あとは空き家バンクに出しますよと、そういうふうにしていかないと、ちょっと借りてる側も、貸してる側も、やっぱり村と契約してますので、安心してずっと貸しますよということはあると思いますので、もう一度その答弁いただきたいと思うのが、協力隊にお貸しする場合の空き家の要件というか、賃借の条件をしっかりと整備していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員長 ふるさと推進課長	ふるさと推進課長 なかなか今のところ現状ですね、協力隊を募集するというのが先に立って、なかなか空き家のほうを見つけないというのが困難でございます。 しっかりした貸し出しの条件、こういったものをですね、整備するという事は重要なことかとは思いますが。 ただ、現実とですね、その状況との乖離というところがございまして、その辺も考慮しながらですね、今後進めさせていただければというふうに思います。以上です。
委員長 4 番	4番 高倉委員 徴求資料の資料1、東峰テレビ番組制作仕様書の中の4番目の番組内容、東峰ニュース、テロップとナレーションで行政からのお知らせということで、毎日朝の7時前と夜の21時前に、東峰ニュースに関する番組の放送がっております。 大変申し上げにくいんですが、あの放送のアナウンスで、とても耳に障って聞きづらい、そういうことも近頃あっております。 それで以前、そういうアナウンスのそういう不満が出たときに、確か勉強会というか、練習とか教育とか、そういうことをして、聞きやすいアナウンスをしましょうというふうなことが、何年前にあったような気がするんですが、そのときから聞きやすい放送を流していただいていたと思います。 本当に申し上げにくいんですが、あれで東峰ニュースを見ようと思う人もたくさんいると思うけど、妙に引かかってしまって、これは聞きたくないと思うようなこともありますので、そこいら辺のアナウンスをされる方の練習、聞きやすい、村民に防災無線で流れる聞きやすい、聞き心地の良い練習というか、そういうふうなことは、計画とかはなされているのでしょうか。 これはなぜかという、かなりの評判を聞くんですね。誰ね、あの人はと、聞きづらいと。そういうふうなことも言われることも今、多々聞きますので、どうかそこいら辺はどのような人選という言い方はよくないんですが、アナウンスをする方を選んでらっしゃるのか教えていただけますか。

	<p>それか、もしそういう練習というか、アナウンスの練習をされて放送されるのかというところをお尋ねしたいと思いますが、よろしくお願いします。</p>
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	<p>防災無線のですね、放送につきましては、株式会社プリズムのほうに委託をしておりますので、社長の岸本さんのほうにですね、そういった話を伝えて、改善をさせていただくようにお願いをしたいと思います。以上です。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>本当に申し訳ございません。どうかよろしくお伝えください。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>徴求資料のですね、東峰村の観光整備基本計画、デザインガイドライン、立派なものが出来上がって非常にいいなというふうに思っています。</p> <p>これを早くですね、実施していただきたいということで、前回も説明会のときにですね、話したとおりです。</p> <p>そのときの答えでは、いわゆる3駅整備の中で、補助金等が出る場所から始めたいというふうな返事だったと思いますが、そのときはこのサイン計画は見えていないんですけども、今回見せていただくと、改めてこのすばらしさにですね、感じているところがございます。</p> <p>それは何かと言ったら、やっぱりメンテナンスを村民みんなでやろうということがね、一番最後に謡ってあります。本当にそれが可能であればですね、非常に私たち自身がサインを大切にするとということで、大変良いことだと思います。</p> <p>ですから、財政大変だと思いますけども、これを早くやはり実現してもらいたいということが1つと、こういったメンテナンスを村民みんなであげようという啓発のほうですね、そういったところについて、どのように考えているかお尋ねします。</p>
委員長	池田係長
ふるさと推進課係長	<p>観光サインの件につきまして、評価いただきましてありがとうございます。</p> <p>まず、早く実現をというお話なんですけども、決算説明のときにもお話をさせていただきましたけれども、事業費等の関係もでございますので、財源確保は当然必要になってきますので、今後3駅周辺整備が、まず今、動いている関係もありますので、そういったところからかかっていきたい。</p> <p>また、そういう整備であればですね、日田彦山線の補助金なんかも活用ができますので、整備をしたいというふうに考えております。</p> <p>また、今後観光の関係で言えばですね、インバウンドの需要の高まりなどに合わせて、観光庁の補助メニューでそういう看板整備ですね、インバウンドの受け入れ整備で、看板整備などができるメニューなどもありますので、そういったものを活用しながらですね、整備を進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>先ほどの、もう1つ、村民の方を交えたですね、この看板サインの整備なんですけれども、今回現状の調査を最初に行っていたいただいておりますが、大体数が350ほどあったと思います。村内全域のですね、道路標識とか民間の方が立てられたようなものは除外してるんですけども、大体300を超えてあったと思います。</p> <p>それを一度にですね、整備していくというのはなかなか難しいところがございますし、やはり行政だけではなくて、村民の皆様、今、景観整備も併せて進めて行ったりとかですね、道路愛護なんかも皆さんでやってあったりすると思うんですけども、皆さんの力をお借りしながらですね、きれいなサインと言いますか、整備を進めていきたいというふうに考えておるところです。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員

2 番	<p>担当者がですね、財源のことで心配するのはごもっともだと思います。</p> <p>ただ、やっぱり合併後20年近く経っているわけですね。やはり村のランドデザインなりこういったサインは、やはり早急にですね、もう合併して20年になるから、本当はもっと早くできなかったんですかって、来られる方は思うのではないかなと思いますので、村長さん、ここ辺はですね、大変だとは思いますが、やはり何らかの形でですね、年を追って少しずつ整備を進めるということで、ぜひ、優先事業の中でですね、取り組んでいただきたいというふうに思いますが、村長さんのお考えをお尋ね申し上げます。</p>
委員長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>サインについてはですね、すべてを1回でやろうとすると、やはり桁が1つ上がるぐらいの事業になります。</p> <p>ただ、これを何年もすると、やっぱり財源の確保に苦労しますので、日田彦の基金もちょうど協議を行っております。できるだけ早く全体的な整備を行いたいというふうには思っております。</p> <p>ちょっと年はですね、まだ何年にやりますというところはないんですけど、やはり2、3年中にはかかれるようにはしたいと思っております。</p> <p>ただ、今年度については、とりあえず3駅の周辺のサイン、これはもう日田彦の振興協議会の会議、基本計画の中でも、やはりサインがないと、やっぱり降りたときに何があるか分からないというのがあります。これについては、まず、今年度予算を立てさせていただいておりますので、この分については、しっかり今年度ですね、やりたいというふうに思っているところであります。</p> <p>すべての事業に言えることなんですけど、やっぱり村の中で優先順位等。公共性、公益性、また、緊急性、そういった話の中で当然取り組んでいっておりますので、皆様方にもご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6 番	<p>先ほどの防災無線の読み上げの件に戻って申し訳ないんですけども。</p> <p>株式会社プリズムさんのほうに委託をしているということがあったんですが、ちょっと決算書と成果説明書のどこに位置するのかという部分をお尋ねいたします。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらのほうの記載といたしましては、成果説明書のほうでございますと27ページ、こちらのほうの委託料のほうになります。</p> <p>2款1項22目の光地域情報通信費、この中で番組制作委託料653万4千円、それから、東峰村魅力発信番組制作委託料376万2千円、こちらのほうがプリズムのほうに委託をしておるものです。</p> <p>それと、決算書のほうですね、こちらのほうが併せまして、32ページのほうになります。</p> <p>こちらの2款1項22目光地域情報通信費ですね。これの委託料の中で、一番下に番組制作委託料、これ合算で出ております。1,029万6千円、こちらの分になるところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6 番	<p>この番組制作委託に関しては、説明会の折に、仕様書の徴求が同僚議員からされていて、仕様書が出ております。</p> <p>この読み上げに関して、仕様書の中に記載が見当たらないんですけども、そこもこの番組制作委託の中に織り込まれているという話なんですか。</p>
委員長	ふるさと推進課長

ふるさと推進 課長	すみません、説明がまずかった部分がございます。 成果説明資料の番組制作委託料、こちらのほうに含まれているわけではなくてですね、基本的に防災無線の、そちらの放送の委託ということで、別で委託のほうをさせていただいております。 ですので、その決算書のほうの金額の中に含まれている部分というところになります。こちらのほうで個別にですね、記載のほうは、ちょっとすみません、しておらないところがございます。以上です。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 その仕様書がもし、今でなくていいので見せていただきたいなというのと、要は、発注様式に関しては、1日何回か、年に何回というふうな回数的な発注の仕方をしてしているのか。それに対しての単価というふうな計算手法をもって委託契約を結んでいるのか、お尋ねいたします。
委員長	室井主査
ふるさと推進 課主査	契約の仕様書でございますが、方法としましては、朝夜2回、3分から5分、6分ということで、毎日朝6時50分、夜8時50分の2回、定時試験放送を行うということで上げております。1回いくらという単価計算で委託はしておりません。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 すみません、金額が出てこないの、引き算すれば分かると思うんですけども。その、要は、委託料の計算自体は、どういうふうな積算根拠を持ってされてるのかなという話です。
委員長	室井主査
ふるさと推進 課主査	委託料としては、年間66万で委託をしております。
委員長	室井主査
ふるさと推進 課主査	すみません、手持ち資料で根拠の資料がございませんので、後でお示しをしたいと思います。よろしいでしょうか。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 結論のほうから言います。 その根拠を明らかにしていただきたいと思うのが、放送に協力隊が関わることが今まで多々あったと思います。その積算根拠が、結局、日数、回数が掛かっているのであれば、協力隊が読み上げた業務に関しては、どういう実績になっているのかというところを、しっかり明らかにしていただきたいと思います。
委員長	室井主査
ふるさと推進 課主査	積算根拠を後でお示しをしたいと思います。 協力隊のかかわりがどうなっているのか、というところを明らかにして、積算根拠をお示しをしたいと思います。
委員長	休憩を取ります。休憩を14時46分まで。 <p style="text-align: right;">(14時41分)</p>
委員長	再開いたします。 <p style="text-align: right;">(14時49分)</p>
委員長	室井主査
ふるさと推進 課主査	積算根拠につきましては、今からお配りをしたいと思いますので。 (資料配布)
委員長	室井主査
ふるさと推進 課主査	今お配りした見積書になりますが、これが積算根拠になります。 制作費が、単価が1,600円、日数が365日で58万4千円と修正等の対応

	で、単価1,600円、これが10回程度で1万6千円、合わせまして60万で、消費税が6万円ということで66万というふうになっております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	令和5年度の決算額はいくらだったでしょうか。支出済額です。
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	令和5年度の決算額も同額でございまして、66万円でございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	協力隊の方が読み上げを行われたときは、協力隊の方にこの制作費が支払われるというふうになっているのでしょうか。
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	この金額はプリズムのほうと契約しておりますので、プリズムのほうにお支払いを全額しております。
委員長	6番 高橋委員
6番	一般の方が読み上げた部分に関して、お支払いするのは当然のことだと思います。協力隊の方が読み上げた場合は、一応会計年度職員という村の職員にもあたるかと思えます。そういった場合の、村としての考えはどうなっているのでしょうか。そういった部分に関しては、プリズムから仕事を受けると副業という形にもなるかと思えますが、そういった部分も込々の地域おこし協力隊の業務として扱っているのか、その辺の部分は、まず村としてはどういうふうに考えているのでしょうか。
委員長	村長
村長	さまざまな指定管理施設等にも協力隊行っているわけですが、基本的にプリズムさんに対しては委託料という形で番組制作、またこういった放送等の委託を行っているところでございます。 そういった部分の中で、番組制作の中にも協力隊さん派遣してやっていただいている部分もありますので、そういった部分に対して、この業務に対しても委託料の額の範囲の中で協力隊が業務を行っているというところの認識になるというふうに思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	やっぱりちょっとこの制作費、単価1,600円×365日という数字が上がってくると、この数字の日数の中で協力隊の方が読み上げてしまうと、やっぱり委託料のあり方としてどうなんだという話になってしまいます。 協力隊の方は、プリズムさんは人件費はかかってないわけですね。協力隊の方がそれを読み上げると。すごく、ちょっと言葉で整理しづらいんですけども、違和感しかない部分をちゃんと整理していただくか、もし、これからも番組制作委託であったり、こういう防災無線の制作委託ですね、委託をするのであれば、やはり協力隊の業務と、この委託業務は切り分けていかないと、結局委託した業務内容の中に協力隊の方が業務してしまうと、それはちょっと委託料のあり方としてはおかしくなってしまうと思うんですよ。 協力隊を使うのであれば、協力隊を使った業務分を差引く形か何かで見積書を出して、委託契約を結ぶべきじゃないですか。 それか指定管理施設のように、指定管理料として、年間こういうことを協力隊も含めてやってくださいとか、そういうふうな形に切り替えていかないと、結構住民の方々も、協力隊入ってて、業務委託してってどういうことなんって、そういう疑問は消えないです。 そういったまま協力隊の方の業務をしていただくのも、やっぱりちょっとすごい

	<p>心苦しい部分もあるし、事業者の方だって、そういうことはしてないって言われればそうだと信じたいしです、そういう疑念というのは、しっかりと行政としてクリアにしていかないと、東峰テレビ自体の信頼に関わってくると思います。</p> <p>ですので、今この場でしていただきたいと思いませんが、明日の総括質疑の折には、ぜひ、その回答をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>この防災無線制作の委託につきましてはですね、全体の業務をプリズムのほうに投げて、運営のほうを行っていただいているところでございます。</p> <p>それで、協力隊のほうが支援という形で入らせていただいているというところにはなっております。</p> <p>他の分と番組制作等も同じようなことではございますけれども、プリズムが会社として行っている部分、こちらのほうの業務、こちらがこの額というところの確認等は取れておりますけれども、もう少しですね、この辺のほうももうちょっと分かるようにですね、協議と十分な確認等はしていかなければならないというふうに思っておりますので、これからそのようにですね、また努めていかせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	村長
村長	<p>高橋委員が言わんとしているところは、非常に理解できるところでございます。</p> <p>ただ、この番組という形のないものを作るうえにおいて、1本いくらという単価で契約、これも1本いくらですけど。その範囲内でどういうことができるのか、1回当たりの番組が、例えば10万円といったときに、10回の番組を作るときに、20万かかるときもあれば5万円かかるときもある。</p> <p>だから、番組に対する単価というものについては、そこにどれぐらいの人件費が含まれているかという部分は、委託という形で、全体で1本いくらでやっていますので、ちょっと見えない部分があります。その整理は当然必要なというふうには思っておりますが、番組制作として地域おこし協力隊、企画部分とかに入っていく中で、それを切り分けるという部分については、非常に困難な面があるというふうに思っております。</p> <p>もう極論すれば、もう協力隊制度やめて、普通に職員で入っていただいて、その分の委託料が大きくなる。人件費を当然見るとすればですね。</p> <p>それだけの番組を作っていたらと思っておりますので、これは、言葉のあやではないですけど、そういった形で委託料というものの算定をしておりますので、個別の人件費に対しては、なかなか切り分けがしにくいというのは、現実であるというふうに、自分としては思っているところであります。</p> <p>ですので、明日までに整理をするというのは、非常に困難であるというふうに回答させていただきます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>番組制作委託は大枠の部分なんで、その制度全体を変えるという話は、早急にできる話じゃないと思うんですけども。</p> <p>元に戻って、この防災無線の制作費に関しては、こういう単価の上げ方をして、やっぱり読み上げているのが会計年度職員の方になっていること自体は、やっぱり委託発注の仕方として、いささかちょっと問題があるんじゃないかと。</p> <p>じゃあ、その日数分、結局協力隊がした分の制作費ってどうなっているんですか、という話です。おそらくこの1,600円はほぼ人件費に換算される金額だと思いますので、その部分がしっかりしないと、じゃあ、この決算を認定するか、しないかという話だと思うんです。</p>

	それについては、しっかりと答弁をお願いしたいと思います。
委員長	村長
村長	ちょっと全体の方で答えてしまいました。 こちらの防災無線の入力については、実際には書類を整理している文書を作ったり、それを誰がしているかという、ものすごくこれは気の遠くなる作業になると思いますが、その地域おこし協力隊さんが関わっている部分に関する人件費の考え方と整理については、しっかりやらせていただきたいと思います。
委員長	10番 伊藤委員
10番	決算書では56ページ、成果説明書では46ページの商工振興費の18節ですが、負担金及び交付金の中で東峰村商工会補助金、これが、成果説明書の中では650万と、ところが決算書では908万6,862円があるんですね。250万ほど違いますよね。 中身を見比べてみましても、なにもそういうものが見当たらないんですが、この差額についてはですね、どういうものなのかということを説明いただきたいんですが。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらのほう商工会の補助金額が合わないというところがございますけれども、こちら成果資料のほうの商工会の補助金、それから創業塾の補助金、それと伴走型小規模事業支援推進事業補助金、こちらのほうの各種事業の補助金、こちらの合計がそのまま商工会の補助金として上げているものというところになっております。以上です。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	再度ですね、46ページの商工振興費の中で、下段の補助金のところですね、こちらのほうで2段目の右ですね、商工会補助金650万、それから、次の左の1段下で東峰村創業塾の補助金50万、それとその下段ですね、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金158万6,662円というところが、決算書のほうでは1本で出ているというところになっております。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10番	これ足してね、数字が合わないよね。総合型補助金は確か別に書いてあったと思うんだけど、それ言うたとおりましたとしてもですよ、数字が合わないんじゃないですか。50万と158万でしょう。それと650万足したら数字が合わないんですよ、それでも。 だから、内容が、何をこれ出しているんですかと。もう一度説明をお願いします。
委員長	暫時休憩します。 (15時05分)
委員長	それでは、再開いたします。 (10時07分)
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	失礼をいたしました。 あと1件ですね、創業支援の補助金というところで、新たに起業した方に、起業の支援金として支払ったものが50万追加で、この総額の中に入っておりますので、こちら直接商工会に払ったものではないというところで、決算書上合算して同じところから出したので、まとめて出ておって、その額になっていると。50万合わなかったというところになっております。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10番	創業者支援金、決算書の中にね、起業支援金補助金と50万円別にあるとよ。

	それとはまた別に、50万別にあったと。もう一度説明して、きれいに。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>もう1つ50万とあった分がですね、創業塾の補助金ということで、創業塾の創業支援セミナーとか、そういったところを商工会が開催した分の補助金、こちらが50万。</p> <p>それと、今言いましたのは、個人の方が起業をされたときに、このセミナーを受けて起業を創業したときに、補助金としてお支払いできる分がございますので、こちらのほうが50万というところで、これが同じところで1カ所で支出しておりますので、合算して計上されているというところになっております。以上です。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>すみません。</p> <p>それともう1件、ちょっと出すところが同じ、もう1件の分と同じものなんですけれども、たまさかこちらのほうで支出のほうをしておりましたので、ちょっと50万合わなかったと。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>ちょっと整理させていただきますね。</p> <p>その商工会補助金、それと、結局この起業支援補助金は、これには載ってないと、載せてないということね、成果説明書には、その代わりこの起業支援金がありましたと、まとめて出したのに。プラス伴走型小規模事業者支援補助金、このものは足してこれになったということで、言われてあるんですね。</p> <p>それでね、要は、前のを踏襲した形だから、この説明書を作りよりたいね。きちっとした数字が合うようなね、形のものを出してもらわんと、決算書と全く合わない。これがこうなったりしましたという話じゃ、ちょっと成果説明書としても話になりませんよと、いう形ではないかと思うんですよ。</p> <p>我々もどういうものに使ったかというのを、しっかり見てるんだから。その辺りのところをもう少しですね、きちっとやっていただきたいと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>この決算の概要の作成にあたりまして、決算の説明会の時から様々な、これは事務が忙しいとかいうのを理由にはいけないということで、厳に各課に伝えたいので修正をしたところがございますが。</p> <p>やっぱり決算書の数字で、少なくとも説明で上がっている部分、これについてはしっかり説明できる数字の整合性は必要であるというのは、もう当然のことだと思っておりますので、厳に反省をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>先ほど申した分についても、細節の設定の中で創業支援補助金ですかね、あれがちょっと違うところから出ていて、それが商工会の補助金の枠の中に入っていたということでございましたので、この点については誠に申し訳ありませんでした。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の47ページをお願いいたします。</p> <p>7款1項1目商工振興費の地域通貨の関係ととほっぴペイの件です。</p> <p>ようやくその、とほっぴペイというものも定着というか認知はされて、仕様という部分もあったんですけども、やはり村民の方からは農協のスタンプで使えないという部分に関しては、多くの不満というか、要望的な部分が上がってきておりますし、お聞きをします。</p> <p>今後の対策として、給油というところの部分に関して、今のところ対応策、使えるようになるというのは、もう現状のところ方策がないというところでしょうか。</p>
委員長	岩下係長

<p>ふるさと推進課係長</p>	<p>議員さんおっしゃるように、確かにJAのスタンドで使えないということで、こちらとしてもですね、なるべくお願いしたいということで、JAの本店の方、幹部の方でもですね、村長と交えてお話は何度もさせていただいたんですけども、どうしてもやはり人件費の関係と、なかなか今、各スタンドに正職の社員さんがあまりいらっしゃらないということで、申し訳ないけど、厳しいですというような回答をいただいておりますので、今後それがですね、人件費の関係等で、あと探しても人が見つからないというようなこともおっしゃってありましたので、この先も結構厳しめな感じかなというふうに思っております。</p> <p>また、来年になりましたらですね、もう一度お願いはしてみたいと思います。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>6番 高橋委員</p>
<p>6番</p>	<p>私も何かできないかなと、いろいろ考えた中で、今、物価高とコロナのときから、元々は商工支援という部分が大きかったんですけども、消費者支援のほうに変わってきているので、何かしらか給油というところ、燃料というところの必要性はあると思うので、とほっぴペイはとほっぴペイで推進するのと、やっぱりちょっと方向性を変えて、つい最近、僕もQRコードをよく使うんですけども、ペイペイで宇美町の商品券というのが、どんどんどんどん通知が来てですね、ありました。</p> <p>そもそもJAさんも、要は、QRコード決済をかなり推し進められてたりするところの、やっぱりメジャーなQR決済というところに、乗っかるのも一つの手ではないかなというところで、QRコードの商品券決済ができることと仕組みを作ったりして、そういうふうな消費喚起の部分と、とほっぴペイの推進はちょっと切り分けたりする工夫で、住民の方々への受けというか、も可能ではないかなと。</p> <p>もちろんこれにはまた、じゃあ、ペイペイ使えない人はどうなるのか、スマホはどうなのというのは、もちろん出てくる気はするんですけども、そういったちょっと発想の転換も必要かなと思います。ご検討いただけないでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>岩下係長</p>
<p>ふるさと推進課係長</p>	<p>そうですね、おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>今回のですね、プレミアム付き商品券は、あくまで先ほど申し上げられましたように、事業所の振興のためにという観点がありますので、なかなかこちらは厳しいと思うんですけども、以前ありましたコロナの消費喚起のときの商品券というような形であればですね、そういったとほっぴペイにこだわらずですね、住民の方が使いやすい方策というのを、今後は考えていく必要があるなというふうに思いました。ありがとうございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>村長</p>
<p>村長</p>	<p>なんか教科書みたいな答弁でございましたが。</p> <p>実際、農協さんのスタンドが使えないというのは、非常に大きな問題ということで、農協さんとも問題提起をしたうえで協議をさせていただいたところではございましたが、やはり事務手間の関係、また、確認の関係とか、あと本店とのやり取りの関係で、やっぱりどうしてもできないという回答だったというところでございます。</p> <p>プレミアム付き商品券については、うちも協議しました。ただ、不便であるという部分については、もっと住民の方がどんどんスタンドに声を上げてくださいますよと言っているんですけど、それが伝わっているかどうか分からないんですけど。</p> <p>それともう1つ、先ほどご提案のありました部分、QRコード決済等の活用については、非常に共感するものであります。</p> <p>今回プレミアム付き商品券、当初は4,000万という枠を確保する予定でした</p>

	<p>が、農協さんの、特定の企業を出してもあれなんですけど、ちょっと使えない部分があるということで、3,000万という形に下げさせていただきました。</p> <p>予算上は1,000万円分のプレミアムが枠としてありますので、先ほど申されたペイペイの地域応援商品券というやつを活用についても、一応検討はですね、課のほうにさせていただいているところでございます。</p> <p>ただ、あれが、準備期間と実際の期間が、大体1カ月とか2カ月とか結構短いんですね、朝倉市も結局あさくらペイが使えないので、地域応援のペイペイの商品券でスタンドさんはやっているとかいう実情も伺っておりましたので、それを導入するかどうかについては、いろんな制度とか契約とかありますので、ちょっと結論は出ておりませんが、検討はしているということでご了解いただきたいと思います。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>成果説明書の47ページをお願いします。</p> <p>観光事業費の中段以降の補助金のところですね。ちょうど赤で地域振興イベント活動支援助成金26万3,094円。この内訳が竹棚田の火祭り助成金19万3千円、福井神社秋祭り助成金7万円ということですけども。</p> <p>私たちがイベントをいろいろ今までしてきた中で考えると、あれだけの竹棚田の火祭りをやっとして、非常にこの補助金が安いというふうな印象を持っております。福井神社の秋祭り助成金も含めてですね。その下のプロモーションのほう金額的にはかなり大きいので。</p> <p>この2つの補助金の出し方、たぶん事業申請書から計算しているかなというふう印象を持っているんですけど、もっと大きくできないかということと、この助成金をどんなふう決めてるかをお尋ねいたします。</p>
委員長	池田係長
ふるさと推進課係長	<p>福井神社の助成金ですとか火祭りの助成金というのはですね、観光プロモーションができる以前から予算措置がずっとされてきているものと認識しております。</p> <p>その団体さんが行う事業の中で、どのくらいの助成金が必要かって、おそらく協議検討があったと思うんですけども、そういった経緯の中でこの金額で、上限額一定設定をして、予算措置をされているというふうに考えております。</p> <p>観光プロモーションの補助金につきましては、総合戦略が最初出来上がったときにですね、その折に立ち上げた補助金でございます、1件50万ですね、今、上限で出しておりますけれども、その枠の中でやっていただいているというふうなすみ分けとか整理をして、執行しているところでございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>経過は私も大体よく分かります。</p> <p>ただ、最初に申しましたように、非常にやっぱり、特にいろんなイベント、高齢化の中でですね、本当によく頑張っているなというふうに感心しているわけですね。</p> <p>ですから、予算が厳しいかもしれませんが、来年度以降ですね、もっと何か増額するような工夫ができないかということの、再度のお尋ねでございます。</p>
委員長	池田係長
ふるさと推進課係長	<p>また、各団体さんともですね、協議をさせていただきまして、団体さんもいろいろと苦慮されているところ、特に高齢化などが著しいというのは、皆さんご承知のことかと思うんですけども、いろいろこういった、人件費がここはもうちょっとかかるんだとか、委託でここはカバーしたいとか、いろんな、さまざまなご事情があると思いますので、そういった声を拾いながらですね、反映できるところは反映をさせていただいて、措置していきたいというふうな考えております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員

6 番	<p>成果説明書の47ページをお願いいたします。</p> <p>7款2項1目観光事業費の報償金、ふるさと観光大使についてです。</p> <p>もうここ数年毎度、2年に1回ぐらいずっと、ふるさと観光大使は、ずっと同じ方が務められてきてというところの話をしております。もちろん活躍されているのはですね、その業務に関しては申し分ないかと思えます。</p> <p>ただ、やっぱり人事の硬直化というか、やっぱりいろんな観光大使の方は、東峰村に人脈であったり、いろんな面白い話というかですね、持ってきていただく窓口的な意味合いとPRの可能性秘めているかと思えます。</p> <p>今後の観光大使のあり方と、つい最近退任された協力隊の方が、ぜひ、この観光大使を務められたら、みたいな言葉もお残しされてた部分もありましたので、こういう観光大使でもっともっと発信をしたいとかいう方がいた場合に、やっぱりこの窓口がどうなったら観光大使になれるシステムになっているのかを含めて、今後のちょっと体制について、お伺いしたいなと思えます。</p>
委員長	池田係長
ふるさと推進課係長	<p>観光大使の選考に、まず、つきましては、東峰村ふるさと観光大使の設置要綱、選考委員会の要綱がございまして、その中で、村の出身者であるとかご縁がある方とか、という方を候補者として庁議に諮って、決定をするという建付けで選考している、要綱上はそうなっております。</p> <p>今、委員さんがおっしゃられた方々も含めてですね、今、課内のほうで協議をさせていただいております。</p> <p>私が、今、ふるさと観光大使が身内なものですから、なかなか申し上げにくいところもあるんですけども、今後どう再任するかとか、新規の方にするかとかですね、それも含めてちょっと検討協議はさせていただいておりますので、また、しかるべきタイミングでお示しというか、広報紙等でお知らせ等ができればというふうに考えておるところでございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6 番	<p>すみません。なかなか答弁しづらいところをお話しいただいたかと思うんですけど。</p> <p>今までやっぱり、かなりこう頼ってた部分もあったのかなと思います。適材適所というか、適任な方がなかなか見つけるのが難しい部分もあったかと思えます。</p> <p>あと、それと、なかなか人材の動いていかないというのも、やっぱ定期的に選考を行うというシステムができてなかった部分もあるのかなと。年に1回なり2年に1回とか決めて、そのときになったら選考するという任期というか、そこをしっかりと定めていかないと、次なった方も、なったけれども、ずっとなんか継続していくという可能性も出てきますので、もう一度選考過程の流れというのをしっかりスケジュール感というかですね、複数年かけてでもいいですので、そういう年度間のスケジュールを決めていただく検討をしていただけますでしょうか。</p>
委員長	池田係長
ふるさと推進課係長	<p>選考のスケジュールにつきましてはですね、計画的に進めていく必要が。確かにあるというふうに感じております。</p> <p>現状、今の設置要綱上ですね、観光大使の任期は3年というふうにさせていただいております。3年が終わるタイミングを見計らってですね、現状のところ今、上野観光大使は3期9年務めていただいているわけなんですけれども、今後のことはスケジュールもですね、ちょっと整理をしながらですね。</p> <p>特に、観光大使も人数の制限をしているものではないので、複数の方いらっしゃっても問題ないと思えます。村のことを、魅力を発信していただける方であればで</p>

	すね、我々とタグを組んで積極的に発信ができる方というのは、我々も求めているところがございますので、委員さんの中でも、この方が適任じゃないかみたいなものがあればすね、ぜひ、ふるさと推進課のほうまでご意見等お寄せいただければと考えているところです。以上です。
委員長	1番 和田委員
1番	成果説明書の28ページ、2款1項29目のところの移住・定住のことなんですけれども、移住支援金14件、定住支援金8件と数字が上がっているんですけども、移住・定住に関わる成果を教えてくださいと思います。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	こちら東峰村移住支援金と定住支援金というのがありまして、こちらは若年層世帯、45歳以下の方向けに、東峰村に移住したときに移住支援金、3年間いたらですすね、その際に申請できる定住支援金というもの、2つに分かれておるところです。 この件数に対しての効果についてなんですけれども、先ほど申しあげましたように、若年層、45歳以下という制限を設けておりますので、新しい家族とかですすね、そういった子育て世帯の方がより入りやすくなっているところかな、と思っているところです。
委員長	1番 和田委員
1番	この村に移住してきた人とかの具体的な数字とか成果はありますか、お願いします。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	東峰村に移住支援金を貰って移住した人の人数としましては、令和5年度は16名となっております。以上です。
委員長	1番 和田委員
1番	16名、何世帯ぐらい、個人個人で。 村が、なかなか子どもがいる人とかが来てもらうとありがたいんですけども、そういう施策の中で、単身者のアピールと家庭のまたアピールが違うと思うので、そういうところは分かりますか。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	16名の内訳としましては、単身がほとんどで、14人が単身で、残り2人が世帯だったと記憶しております。
委員長	2番 樋口委員
2番	同じページ、成果説明書27ページ、2款1項26目地域おこし支援事業費の中の一番上に地域おこし協力隊8名とあります。その中で、一番最初の人ですけど、情報発信1名、この方の詳しい具体的な業務と勤務場所をお尋ねします。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	こちらにあります情報発信の担当についてなんですけれども、勤務場所としましては、東峰村役場ふるさと推進課となっております。 主な業務としましては、村の魅力の発信ということで、村のホームページであったりSNS等の魅力の発信、あとはすね、そういった情報発信をしているところでございます。
委員長	2番 樋口委員
2番	ホームページによる発信というふうに、今、回答がありましたけど。 ホームページのどの部分、例えば観光だけに特化しているのか、そういったところを、ホームページも何ページもありますよね、種類も多いんですけど。 こういったところをこの方が受け持っているか、お尋ねします。
委員長	室井主任主事

ふるさと推進 課主任主事	主にはですね、村で開催されますイベントやまた行事等をホームページやSNS等で発信をしていただいている状況です。
委員 長	2番 樋口委員
2 番	<p>関連です。</p> <p>24ページにですね、企画振興対策費の中に東峰村行政・観光サイト更新運用業務というふうにあります。これは、たぶんサイトですから、村のホームページのことだと思いますが、これに55万3,740円があります。</p> <p>これは、たぶん最近変えた業者に年間契約でされてるんじゃないかなと思いますが、この業務と、今の地域おこし協力隊の業務は、どのようにすみ分けされているのかをお尋ねします。</p>
委員 長	室井主任主事
ふるさと推進 課主任主事	<p>こちらにあります東峰村行政・観光サイト、ホームページの更新運用業務につきましては、東峰村と委託契約している事業者がおりますので、こちらはホームページの管理をしていただいております。セキュリティの面であるとかですね、そういったものの管理をしていただいている費用に55万かかっているところです。</p> <p>先ほど申しあげました地域おこし協力隊の情報発信の関係はですね、村のホームページを利用して、イベントがこういうのがありますよという発信をしていただいている、全く別のものになります。</p>
委員 長	2番 樋口委員
2 番	<p>非常にホームページはですね、対外的な情報発信で非常に役割が大きいと思いますし、大切な業務だと思います。</p> <p>私が前、再三要望してきたのが、入札情報のですね、充実だったと思います。今、かなりですね、充実してきていますが、この更新はどなたがやっているかお尋ねします。</p>
委員 長	室井主任主事
ふるさと推進 課主任主事	入札情報に関しましては、各担当課、事業を行います担当課のほうですね、ホームページに入れていただいております。
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>成果説明書の13ページをお願いします。10款1項使用料、総務使用料のほうしゅ楽舎使用料です。</p> <p>令和6年度当初予算の折にも大体の数字はお聞きしたところではあったかと思うんですけども、この利用開始からですね、この令和5年度の宿泊者数及び日帰り利用というか、研修室の利用数とか、その利用数を上げていただけますでしょうか。</p>
委員 長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	<p>令和5年度のほうしゅ楽舎の利用の内訳としましては、昨年度立ち上がったのが9月からになりますので、9月から今年の3月までですけども、宿泊が88名。ちなみに申し上げますと、村内が内7名です。</p> <p>それから、一時利用の方のほうが152名、内こちらの場合は、村内が139名ということとなっております。以上です。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>あと、この出てきた数字自体の、ほうしゅ楽舎自体の稼働日数と、あと一時利用の方の回数ですね、も併せてお教えいただけたらなと。</p> <p>おそらくその152名の方も、団体で何名ごとに何回利用されたのかなというところが分かればお願いいたします。</p>
委員 長	岩下係長
ふるさと推進	稼働日数ですかね、ちょっと今資料がございませんので、後ほどご提出させてい

課係長	<p>ただきたいと思います。</p> <p>理由の回数につきましてははですね、月ごとにはあるんですけども、回数としても、こちらちょっと今、手元には持ち合わせがありません。</p> <p>回数は、1回につき何名がということですよ。何名ぐらいが、何回ですね。</p> <p>一時利用はですね、回数で言いますと、合計で、和室が4回とかですね、多目的室が5回、下の和室が2回、こういった形での統計はございますけど、こういった形でよろしかったでしょうか。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	最後に、一時利用に関しては、どういった目的で利用された方々がいらっしゃったのか、いろいろお話でも法事であったりという話を聞きますけど、実態としてこの回数上がってきてますけど、どういった利用だったのか、お尋ねいたします。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	<p>利用としましてはですね、同窓会が数回あったというふうに聞いております。</p> <p>一番多かった利用は、村内の方の利用が多かったんで、同窓会での利用、あと地区でのですね、ご利用があったりということが多かったというふうに聞いております。以上です。</p>
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	追加ですけども、ほうしゅ楽舎ではですね、よく女性の方や高齢者の団体の方がコミュニティでですね、村の補助金使って、そういった寄合いをされているというのもよく聞いておりますので、付け加えをさせていただきます。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	いきいきサロンで使っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっと最後の答弁がなかったら聞く予定なかったんですけど。</p> <p>いきいきサロンで使う場合の使用料というのは、どうなっているのでしょうか。一般的な使用なのか、また違う使用料になるのか、お尋ねします。</p>
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	<p>先ほどですね、課長補佐のほうから女性団体が使われているとお話がありましたけれども、確か、私が聞き及んだ話ではですね、ほうしゅ楽舎の管理をしている方なんですけども、こちらの方がですね、女性の方集まられているので、代わりにサロンの申し込みをしましょうかと言ったところ、確か、サロンでは利用できないというふうなお話だと思いますので、サロンの補助金を貰っての利用は行っていませんで、あくまでお集まりの皆様が実費ですね、談話室の村内使用料をお支払いして、使っているということは聞き及んでおります。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっとだいぶ長くなってきているので、最後、私としては最後なんですけど。</p> <p>成果説明書の46ページをお願いいたします。7款1項1目商工振興費の旅費、特別旅費、ベトナム国フーラン村陶器生産者向上事業です。</p> <p>職員2名の方が行かれているということで、私もこれに携わられる方から、どういった内容かというのは、お話は聞いているんですけども。村としての立ち位置がちょっと見えない部分もあって、村としてはこの事業を、どういうふうに応援する立ち位置なのかということと、この事業を村としては、どうしていく予定があって、この特別旅費を組んでいるのかなと思っております。</p> <p>海外に行っている話でもありますので、やっぱりしっかりと村としての理由を持って、この特別旅費を支出していただきたいなと思っておりますが、村としての、こ</p>

	の事業に対する立ち位置、意義、目的についてお尋ねいたします。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	<p>まず、このフーラン村の事業についてはですね、村が事業主となって、鬼丸さんが事業主体となります。</p> <p>これです、ベトナムのバクニン省クエボのフーラン村と鬼丸雪山窯とですね、クエボ郡とフーラン村の住民委員会による草の根技術協力事業で、陶器生産者生活向上事業を実施しております。</p> <p>これについてはですね、まず、事業内容としてはですね、ベトナムの地元の天然資材を利用した効率化による環境保護、若手の陶芸従事者の育成、フーラン村陶芸村の地域経済発展に貢献することを目指しております。</p> <p>村としてもですね、この事業、併せて人材不足、技術の継承という問題の解決に向けて有効であるというところですね、実施をして、事業協力をさせていただいております。</p> <p>今後村としてはですね、クエボ郡フーラン村のほうと協力をして、陶器生産の技術交流を続けていけるようなですね、体制を陶器組合と図っていきたいと思っております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	そのうえで、職員が随同行する意義というかですね、その意味合いというのは、今回行かれた方々も含め、職員が随同行する目的というのは何かあったのでしょうか。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	<p>まず、職員が随行していった理由としてはですね、まずカウンターパートナー、相手の町や郡と対応になります。こういったことですね、実際、日本、国がどのように対応しているか、自治体が関わっているかということ、ジャイカ事業でもですね、確認を求められておりますし、相手の国に対してもですね、どのくらい熱意があるかということをお尋ねしておりますので、そのために職員が行ってですね、対応したという経緯がございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>そのジャイカ事業があるからってという部分で、ちょっと村がですね、随行していく感じで続くのであれば、ジャイカ事業が終わったら、これ、もし止まってしまうという建付けであれば、少しこの特別旅費に意義があるかなと思います。</p> <p>これがもし継続していくのであれば、もうぼちぼちフーラン村と連携をするのであれば、何かしら協力の協定であったり、何か友好村であったり、何か次の発展にいくような構えがないと、ちょっと毎年こういう支出が続くのであれば、何のために行かれていますかと言ったら、ジャイカのために行ってますという話じゃ、ちょっと村からの支出としては意味があるのかなという感じがいたします。</p> <p>世間的にも今、海外視察であったり、そういった部分の厳しい目もございます。やっぱりしっかり説明できる形と、今後の展開について、ぜひ、村としても考えて、これをしっかり継続していく村としての構えを作るのか、これはもうジャイカ事業のそれまでの話なのか、その整理をしっかりとさせていただきたいと思いますが、ご検討いただけますでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>令和5年度、これは3カ年事業だったですかね。ジャイカという組織の中でフーラン村の生活向上、陶器をベースとした生活の向上を行うプロジェクトということで、東峰村とフーラン村、クエボ郡という郡も入りますが、そここの事業で行ったというものでございます。</p> <p>その中で、この特別旅費でベトナムに行ったという部分については、このときは</p>

	<p>私も行っております。これは、向こうのクエボ郡のもう1つ上の、何か副知事的な方だったかな、が、この事業についてのディスカッションをしたいということで、一応自分が行って、そしたら向こうも、やっぱりどちらかと言うと、今、どんどん経済発展してますけど、ちょっと後進国のほうに入りますので、少なくとも、少しでも日本から、日本からというのが見えてたんで、そこをちょっと抑えながら、今後陶器の技術を向上した中で、そのフーラン村の焼き物の生産者の所得を上げる。そのために何をすればいいか。</p> <p>まずは陶器市をベトナムでやりたい。そういったプロジェクトの支援、また、作り方の技術向上を、今、鬼丸さんと言いましたけど、5人ぐらいですかね、が交代でベトナムに行って交流を行う、技術指導と交流を行ったところですね。</p> <p>職員がついて行った分についても、そのプロジェクトの中で進捗の確認等もあったので、事業の範囲内で行ったというところでございます。</p> <p>今後のことにつきましては、フーラン村自体は、実は姉妹村の締結をしたいというお話まであったんですけど、ちょっとそこは最近姉妹村ってなかなか、海外との姉妹村ってすごいハードルが高いので、この陶器の振興に対しての技術的な支援について、市町村としても継続的にお互い支援しましょう。</p> <p>その中でも、もっとフーラン村で所得を上げて、やっぱり日本に来て、いろんなことを勉強しようというところの目標を持って、アドバイスをしていくというところで、日本から旅費を出して来てもらうとか、そういうのはないですよという形で。今後身の丈に合ったじゃないですけど、そういった部分で継続的に活動はやっていくというところで、確認はしているところでございます。</p>
委員長	以上で、ふるさと推進課の質疑を終結し、農林建設課に移ります。
休憩	
委員長	16時まで休憩します。 (15時48分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、農林建設課の質疑を行いたいと思います。 (16時00分)
委員長	<p>所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。</p> <p>質疑の前に、本日の決算特別委員会は、農林建設課の質疑が終了するまで時間を延長したいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本日の決算特別委員会は、農林建設課の質疑が終了するまで時間を延長することに、ご意義ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認め、本日の決算特別委員会は、農林建設課の質疑が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。</p> <p>それでは、農林建設課の質疑を始めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>徴求資料の方でお尋ねいたします。</p> <p>農業振興基金の集落割算定を出していただいております。これまでにかなり使用されている集落と、そこまで使用されていない集落到結構分かれてきているかなと思います。</p> <p>この基金がなくなるまでは、という部分もあるかと思いますが、今後この基金のあり方、なくなるまでずっとこの、要は、持続していく部分というところで、</p>

	意味合いで思っていてよろしいでしょうか。
委員長 村長	<p>村長</p> <p>基金の今後の考え方については、やはりしっかり協議しなければいけない、検討しなければいけない問題だと思っております。</p> <p>元々の基金の設立された経緯というのはご存じだと思っておりますが、その役割をいつ達成したと見るかという部分で、これを未来永劫枠があるからといって、ずっと使うという部分を認めるのかという話、また、ある程度年限を切って、効果がある程度目途がついたということで一般会計化するか、これについては、今後の検討課題になると思っております。</p> <p>最終的には、やっぱり何らかの形で一般財源化することにはなるというふうには思っております。以上です。</p>
委員長 6番	<p>6番 高橋委員</p> <p>その達成されたときという部分に関しては、これから検討であったり協議する内容にはなってくると思うんですけども。</p> <p>やはり、そもそものこの基金の成り立ちからすると、やっぱり使い切ることに越したことはないかと思えます。ぜひ、その辺の周知であったり、もしそういった期限的なもの切るのであれば、やはり早く通知というかですね、その意向をしっかりと示していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員長 村長	<p>村長</p> <p>期限を切るという形に、もし検討の結果なるとすれば、必ず条例の中に、何年何月をもって失効するなどの部分をきっちり、やっぱり議会の同意というか、それを踏まえたうえで決定をさせていただきたい。それに伴います協議は継続的にやりたいと思っておりますが、少なくとも5年とかで切るという部分は考えておりません。</p> <p>ただ、何十年という部分も、ちょっとあり得ないかなというふうには思っているところです。</p>
委員長 8番	<p>8番 佐々木委員</p> <p>この農業振興基金について、関連で質問をしたいと思います。</p> <p>この農業振興基金、地域では、会計さんとか役員さんによって、この振興の基金をどのように使うかというのはまちまちだろうと思えます。</p> <p>それで、やっぱり何かあったときに使う基金として持っておくものと、やっぱり用水が必ず通らないかんから、水の保全として、必ず順位を決めて工事をしていくとか、そういうもの等がなければ、今度は、これはずっとこのままの状態ではないかなと。</p> <p>先ほど村長が、5年とか云々じゃなくても、やっぱりある一定と。</p> <p>だから、やっぱりこの中山間地域の集落、用水集落さんでもきちんと使う計画はあるのかどうかの調査等も、やっぱり必要ではないかなと。</p> <p>だから、私たちの御手水用水でも、先日の総会のときにもこの問題は出ました。</p> <p>やはり順位を決めて、きちんと整備計画をするべきではないかというふうな意見も出ておりますので、役員さんによって取り方が違うと思っておりますのでね、やっぱり。</p> <p>そこがどんどん、どんどん先送りされてしまうと、持っとくだけで本当に、本来の整備ができるかという、整備ができない場合もあるかなと思っておりますので、ここは、やっぱりきちんとした調整と言いますか、計画を課内でも取ってもらいたいなというふうな気持ちがあります。</p> <p>ただ、言ってるのは、短い期間でやれということではないんです。やっぱり、ある一定の時間は絶対必要ですから、それをお願いしたいと思います。いかがですか。</p>
委員長	農林建設課長

農林建設課長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見で、そういった優先順位と各集落ごとの計画ということですので、実態調査を私もしたいと思いますので、その実態調査を踏まえうえで、今後の見通し、また計画をきちっと調整なりしたうえです、今後地域の方と一緒に検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>45ページ、6款2項10目森林環境税なんですけど、一般質問でも何度か質問いたしました。</p> <p>この頃ですね、山持ちの方に、村からの調査表は届きましたかと聞きましたら、届いてないと。そういった方が何人かいらっしゃいました。届いてるけど開けてないのか、それは分かりませんが。</p> <p>課のほうではですね、大体返ってくるから大体分かると思いますけど、大体どのくらい調査が終わっているのか、お聞きします。</p>
委員長	梶原主事
農林建設課主任主事	<p>森林所有者意向調査につきましては、計画が、約10年での計画を進めておりまして、地区ごとに割り振りまして調査を行っておりますので、意向調査の調査表が届いてない方も、まだいらっしゃると思われれます。</p> <p>計画どおりにですね、区域を区切って調査をさせていただきますので、また、今後調査表が届きましたら、回答をお願いいたします。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>一般質問のときも、調査は早く終わってほしいみたいなことを言ったと思います。</p> <p>なんで地区、地区で遅くなるのか分かりませんが、いっぺんに送ることはできないのか、お聞きします。</p>
委員長	梶原主事
農林建設課主任主事	<p>調査につきまして、区域等を区切っている理由につきましては、範囲を区切らなければ、その後のですね、施業判断というのがちょっとしづらい部分がありまして、ある一定の区域ごとに調査を行って、その後の施業判断を行い、また、その次、施業判断結果をもって、意向をいただいた調査の方に、こういった施業ができますというご提案を、順次していく流れとして、今計画を組んで進めているところでございます。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>山主がですね、村内でない方も結構いらっしゃると思います。そういったところの方たちの調査がうまくいかんところもあると思いますけれども、その辺りを早く進めていただいでですね、なるだけ工事に早く取り掛かっていただきたい、そう思いますので、よろしくお願いいたします。答弁は結構です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>43ページをお願いいたします。</p> <p>6款1項4目農業振興対策費の宝珠山ふるさと便補助金についてです。</p> <p>このふるさと便に関しても、かなり長い年月続けられてきているかと思えます。会員数が22名ということで、昨年も見ました。22名ということで、増減なしではあったんですけども、続けていくからには、これをどういうふうに振興に役立てていくのか、という位置づけをしっかりと持っていただきたいなど。</p> <p>この22名が増えていく方向にいくのか、やっぱり22名という部分で1事業持つとしたら少ないような感じもいたします。おそらく最盛期もう少しあったんじゃないかなと思う中で、ちょっと今後のこのふるさと便のあり方、現状維持というよ</p>

	りか、何かもう少し発展的な要素を検討していくべきところではあるかなと思います すが、いかがでしょうか。
委員長	阿波係長
農林建設課係 長	ふるさと便につきまして、こちら成果説明書記載のとおり22名というところで 推移しておりまして、少ないときでは13名とか行ったときがありました。 毎回、年3回発送してますので、運営委員会のほうに役場のほうに参加をさせて いただいているんですけども、その中で令和6年度については、4名増えて26名 というところで、今、6年度はなっているんですが、それはなぜかという、エフ コープさんのほうのかかわりでというところで、役場のほうも参加しておりますの で、ふるさと村の会議の折にですね、広報活動を一緒に取り組んでいきたいと思 います。 ふるさと便のまた経費と言いますか、支出の中でチラシ等ありますので、その中 をですね、チラシの配布等につきましても、いろいろ実行委員会のほうと役場のほ うと足並みそろえて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	なかなかこの、いろんな商品詰め合わせるの、取りまとめ大変という話も事業 者の方からお聞きはしたりします。 ただ、やっぱり産業振興のためには増えていくべきところであるかと思 います。 いろんなイベント等にですね、チラシ等持って会員数を増やす取り組みというの は、ぜひ進めていただきたいのと、やっぱりふるさと納税、ここまで3億規模の東 峰村、納税額を持っているので、そういったところで、これからのふるさと納税シ ーズン、12月末に向けての、まだまだ間に合う部分もあるのかなと思います。 そういった部分の絡みで、年間通してなんで随時やっていくべきでしょうけど、 途中加入の難しさであったり、いろいろあると思います。しっかりと時期を狙った 告知の仕方があると思いますので、ちょっとふるさと納税もぜひ、ご検討をいただ けるものなのかどうか、お尋ねいたします。
委員長	阿波係長
農林建設課係 長	議員のほうからご提案いただいた分につきまして、効果的なですね、取り組みを させていただきたいと思います。
委員長	8番 佐々木委員
8番	これ、私どもと言うたらいかんのでしょうか、農協職員時代にこのふるさと便 を携わっておりました。一番多いときで百十名、少ないときで60名、70名の 便を、農協、商工会それから森林組合、いろんな団体の中で発送していった経緯が あるんですが、現在ほどのような団体の中の取り組みになっているのか、お尋ねし たいと思います。
委員長	阿波係長
農林建設課係 長	ふるさと便につきまして、以前は商工会さんのほうで取り組みしていただ いておりましたけども、一昨年ですかね、4年度か5年度からふるさと村さんのほう が事務局という形で、今、していただいているような流れになっております。 その部会員さんというところで、各出荷をいただいている村内の農家の方で 構成をされて、現在の発送と、また商品の選定等をしていただいているところ でございます。それに加えて発送をいただいている、受託をしている郵便局の局長 さんも入っていただいて、取り組みをしているというような状況になっております。 以上でございます。
委員長	8番 佐々木委員
8番	先ほど同僚議員も言いましたように、やっぱり村の中の経済振興ということで考

	<p>えると、村の産物を宅配便でいかに出していくかと。その取り組みが、逆に言うと、じゃあ、経済の中でどのように進められているのかというのが、1つあるのかなと思って、今の阿波係長の答弁を聞いていたんですが。</p> <p>やはり22名という数字をどうやって増やしていくかというのは、これからの問題だろうと思いますので、あきらめずに取り組みはやっぱりやってほしいなというような気持ちがあるんですが、考え方を聞きます。</p>
委員長	阿波係長
農林建設課係長	<p>先ほどから申し上げておりますが、ふるさと便の運営委員会が開催されておりますので、そういったですね、今まで減少している現状なり、今後どうしていくかといったところをですね、この運営委員会の中では、まずちょっとお話を進めていければというふうに考えております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>災害の部分ですね、成果説明書の59ページをお願いいたします。59ページ、60ページですね、全般的にお伺いしたいと思います。</p> <p>令和5年度に再び大きな災害が起きて、その災害復旧工事が令和5年度から令和6年度にかけて開始する部分があったかと思えます。</p> <p>災害対策室も、本当に令和5年がなければ、もう縮小というか一体化するところではあったにもかかわらず、もう1回災害対策室となったかと思えます。</p> <p>今後の見通しとして、今の災害対策室の規模を維持していく年限ですね、どれぐらいを目途に、この災害事業を消化していくか、計画の部分をお尋ねいたします。</p>
委員長	災害対策室長
災害対策室長	<p>一応今の規模ですね、私の計画ではございますが、来年度まで今の人数ではやりたいと考えております。</p> <p>その後ですね、今年度発注率が100%迎えるのが公共災、林道、地がけ災ということがありますので、それを来年度。ただ、農災がですね、どうしても最後のほうの工事になりますから、その辺りを考えて、来年度まではこの体制で行かせていただきたいと今のところは考えております。以上でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>平成29年災についても、農災は、いまだに続いているという部分もあります。</p> <p>規模的には、そういう規模感では今回はないとは思いますが、今の感じで言うと、令和8年度辺りであらかたの濃災あたりも終結、終息するというような見込みでよろしいのでしょうか。</p>
委員長	災害対策室長
災害対策室長	<p>令和8年度で一応農災もですね、終了したいと考えております。</p> <p>29年災みたいな、大きな災害と言ったら悪いんですけど、そういった災害がございませんので、一応令和8年度を完成目標にしております。以上でございます。</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>引き続き、認定第2号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>徴求資料の年間配水・有収水量の部分についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>本当に数年前、かなりもうだいぶ経つと思うんですけど、一度この浄水場の漏水率的部分は拝見したことがあるんですが、やはり千代丸浄水に関しては、漏水率がすごい高い状況があります。</p> <p>全般的な部分、千代丸だけに限らず、当時よりも有収率が落ちてるような気もす</p>

	<p>るんですけれども、この近年ですね、有収率の割合の変化がどういう傾向にあるのかということ、この有収率で浄水場の機能として、今後も維持可能かどうかについてお尋ねします。</p>
委員長	<p>靱井係長</p>
農林建設課係長	<p>令和5年度の有収水量のほう提出させていただいております。令和3年度、4年度と比べますと、毎年漏水修理のほうを、発生したら修理を行っておりますので、有収水量としては増加しております。漏水率は若干ですが減少しております。</p> <p>浄水場の現在の配水の能力につきましては、現在のところ取水量が安定しておりますので、現在の浄水場の能力で配水のほうは賅えることができております。以上でございます。</p>
委員長	<p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>説明会の折にも同僚議員がこの部分に関するところはお聞きしたかと思えます。やはり基本的にこの漏水量、漏水率が発生している部分に関しては、枝管が主ということでしょうか。</p>
委員長	<p>靱井係長</p>
農林建設課係長	<p>漏水につきましては、大きな本管が漏水しておる場合は、莫大な配水量が水道監視システムのほうで計上されますので把握することができます。</p> <p>委員おっしゃられるように、給水管、宅内への引き込み管などの漏水が多数というところはございます。以上でございます。</p>
委員長	<p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>今後、人口と世帯数は減少していく傾向が、かなり強くなっていくかと思えます。そういった際に、よくある凍結したときとかの対応等も、これまでかなり経験はされてきたりするところであったり、空き家部分の管理というのが非常に重要にもなってくるだろうと。その枝管的な部分に関しては、おそらく手が付けられないところにもなっているかと思えます。</p> <p>ましてや漏水率が多いということは、浄水能力というか効率が悪いことになるかと思えます。ここに関しても現状維持を続けるというところでしょうか。</p>
委員長	<p>靱井係長</p>
農林建設課係長	<p>漏水につきましては、冬期が多ございます。漏水の調査におきましては、各枝管の仕切る仕切弁がございまして、職員と業者と協力して漏水調査を行っております。</p> <p>令和6年度から地方公営企業会計のほうに、水道事業のほうは移行いたしました。これによりまして、効率的な経営が行われているかどうかというのは、6年度の決算から見えてくるものがございまして、そのところを確認しながら、今後の経営にあたってまいりたいと思えます。</p>
委員長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>なかなか枝管の部分手が付けられないと思えます。このまま現状の漏水率を維持していく方針は、農林建設課としてお持ちなんでしょうか。</p>
委員長	<p>靱井係長</p>
農林建設課係長	<p>失礼いたしました。給水管につきましては現状維持、漏水が発見されれば、即時漏水修理という方向で、今後は引き続き行ってまいります。</p>
委員長	<p>4番 高倉委員</p>
4番	<p>決算書の92ページ、水道の使用料の収入未済額が小石原浄水場から竹の浄水場まで書かれて、かなりの金額のところもありますが、これは、水道料を払わずして</p>

	水道を使っているということですか。 それとも、もう使ってないけど、未納になっているということでしょうか。
委員長	梶井係長
農林建設課係長	水道使用料の収入未済額につきましては、現在水道を使用してあって、水道料金 のほうを納められていない方もいらっしゃいますし、過去に水道を使用してあって、 過去の支払いが現在できない方も、この収入未済額の中には含まれております。
委員長	4番 高倉委員
4番	その、払われないまま使ってらっしゃる人は、払う気持ちが、水を使えば、当然 お金は払うべきだと、私は考えます。基本料金もたまっていけば高くなっていきま すので、払えなくなると思います。 ただ、即ち水を止めることができないということになると、非常に行政のほう もジレンマがあるのだと思いますけども、やっぱりこれは、一旦は止めて、払って いただくとか、そういう方法を取らないと、不公平性が出てくるのではないかなと いう気がします。 もう1つは、今まで過去払ってない人たちは、どういうふうにしてお金を払って いただくのかを教えてください。
委員長	梶井係長
農林建設課係長	まず、過去に水道を使われてあって納められてない方。 水道の使用料につきましては、5年間という納めていただく期間がございますの で、それを過ぎてある方については、不納欠損などさせていただくということにも なります。 現在使われてあって納められてない方、毎月ですね、水道料金については、督促 を送らせていただいております。約半年に1回にはなりますが、督促を送らせてい ただいても払われない方は、催告ということで送らせていただいております。 催告の中には、給水停止日時なども記載させていただいておりますが、水という のは生活に直結しておるものなので、直接使用者様とお会いして、どのような形で 払っていただくかという分納誓約などをいただいて、分納していただいている方も いらっしゃいます。
委員長	6番 高橋委員
6番	簡易水道の事業運営協議会についてお尋ねしたいと思います。 地区で水道委員さん、水道委員さんと言われて各年選ばれているかと思ひます。 現状でこれ、近年開催されているのかというのと、公営企業会計になった場合に、 この水道委員さんの運営協議会という立ち位置は変更があるのでしょうか、ないの でしょうか。
委員長	梶井係長
農林建設課係長	近年の簡易水道運営協議会のほうは、令和3年度に開催いたしました。 本来なら令和5年度に公営企業会計移行するにあたっての協議会のほうを開催さ せていただこうかとは思っておりましたが、災害等がございまして開催することが できませんでしたので、6年度に開催するように、現在計画中でございます。 運営委員さんの公営企業会計になってからの立場というのは、会計が公営企業会 計になるというだけなので、お立場としては今までと変わらずご参加していただく 内容になります。
委員長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。
散会	
委員長	これもちまして、本日の審査は終了します。

	<p>明日12日は、午前9時30分から再開します。 本日は、これにて散会します。</p>
--	--

(16時32分)

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和6年9月12日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和5年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和6年9月12日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 認定第 1号 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2号 令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3号 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4号 令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、11日に引き続き決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1～ 日程第4	
委員 長	<p>日程第1 認定第1号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第4 認定第4号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までの総括質疑を行います。</p> <p>総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。なお、各課における答弁で回答が得られていない件についての質疑といたします。</p> <p>なお、質疑を行う前に、昨日の徴求資料が提出されていますので、担当課より説明を行います。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>住民福祉課は資料1、2、2つでございます。</p> <p>まず、資料1でございます。税の使用料滞納状況というものでございます。</p> <p>まず、番号を左側に打っております。一連番号です。</p> <p>番号の1番をご覧いただきたいと思ひます。右に見ていきますと、固定資産税5,400円、国民健康保険税8,800円、介護保険料2万1,610円、滞納額3万5,810円とあります。この方は複数の税を滞納されておりますので、番号の右側に丸を付けてございます。このような形でご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>昨日お尋ねされたのは、重複滞納が何人いらっしゃるかというお話でございました。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>5ページの一番下、左端でございますが、全体で104人ほどいらっしゃいまして、重複の方については36名という状況でございます。</p> <p>続きまして、資料2のご説明をさせていただきます。</p> <p>こちらはがんの受診率等ということで、資料を準備させていただいたところでございます。</p> <p>1ページ目は、がん検診に関する事業評価指数ということで、1つだけご説明をさせていただきますが、まず、一番上ですね、精検受診率というものは、下に説明が書いてございます。精検受診率は、要精検者のうち精密検査を受けた者の割合ということで、精密検査が必要と言われて、精密検査を受けた者の割合ということで、福岡県では88.7、全国では84.8%ということで、福岡県のほうがきちんと受けているという状況がありますが、村の数字で比較をしますと、非常に小さいものですから、このような資料をですね、準備させていただいたところでございます。</p> <p>2ページ目をお願いいたします。</p> <p>2ページ目はですね、がんの受診率で、村の集団検診でがん検診を受けた方の割合ということになっております。</p> <p>一番上が胃がんの検査ということで、東峰村は色を付けております。左側から5番目のところにあります。13.7%の方が受けていると。</p> <p>その下は肺がん受診率でございますが、東峰村は一番左側に色を付けておりますが、17.4%。大腸がんが10.8%、乳がんが28%、子宮がんが18.8%ということで、東峰村は県内でも上位のほうに入っているということが、これで分か</p>

	<p>るかと思ひます。</p> <p>続きまして、3ページをお願いいたします。これは、県内市町村の比較、各がんについての比較でございます。</p> <p>3ページは胃がんということで、一番上の要精検率というのはですね、検診を受けて精密検査が必要と言われた方になります。東峰村は一番右側のところにありますが、このときはですね、お二人の方が要精検と言われたようでございます。</p> <p>2番目が精検受診率でございますので、精密検査を受けた方、要精検ということで2人いらっしゃいまして、今回は東峰村は一番左側に100%となっておりますので、精密検査を受けてくださいねと言われた方は2人とも受診をしたということになります。パーセントですね、2%の方がいらっしゃったということになります。</p> <p>それから3番目は、がんの発見率ということで、精密検査でがんが発見された方ということで、このとき東峰村の方は0というふうになっておりますので、がんではなかったということになります。</p> <p>その下が陽性反応的中度ということで、精密検査を受けてがんが発見された者の割合ということで、東峰村では発見されなかったということで0ですね。</p> <p>5番目が、精検未受診率ということで、精密検査が必要と言われた方で精密検査を受けていない者の割合ということで、東峰村は全員受けられたということになります。</p> <p>一番最後、6番目が、精検受診未把握率ということで、精密検査が必要な方で受診の有無が分からない方ということで、東峰村は皆さん受けられていますので0ということになります。</p> <p>4ページ以降もですね、それぞれのがんについて、このように資料ございますので、お目通しいただければと思ひます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>昨日の委員会の中で地域おこし協力隊の起業支援金の返還の関係でご質問をいただきました。お手元のほうにですね、要綱のほうをお配りさせていただいております。</p> <p>そもそもこの補助金等ですね、地域おこし協力隊として1年以上任務にあたった者が、東峰村内でですね、起業するときに、その起業を支援するという、会社等を設立するためのですね、必要な経費について100万円を上限に交付するというものでございます。</p> <p>裏面ですね、13条に返還の文言がございますけれども、基本的に偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があった場合には、一部または全部について返還を求めるところになってはおります。</p> <p>この補助金を受けた方はですね、その後3年間にわたって状況の報告等をしていただくようになります。</p> <p>当然、交付の決定のときにもですね、内容のほうを精査しまして、交付のほうを決定、また、確定して支払いを行います、その後についてもですね、報告書等を出していただいて、その後追跡をして、確認をしているというところ。</p> <p>その中で、何か重大な過失等がございましたら、返還の規定、こちらのほうの規定で判断をして、返還等を求める場合があるというような流れになるかと思ひます。</p> <p>総務省の交付金制度ではございますけれども、こちらのほうもですね、返還について、特に総務省のほうで取り決めがあるわけではなく、市町村のほうの裁量に委ねられているところがございます。</p> <p>こちらとしても地域おこし協力隊のですね、起業の支援という観点、できるだけ</p>

	<p>村内で起業していただきたいというような思いですね、こちらのほう作成をしております。</p> <p>また、今後はですね、そういった現状の確認、こちらのほうもですね、しっかりやっていく、その辺のところの整理等もしながら、進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
委員長	<p>説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。</p> <p>総括質疑、質疑はありませんか。</p> <p>2番 樋口委員</p>
2番	<p>同僚議員がですね、徴税のことで非常に心配して、滞納が多いということですね、何度も質問されてました。その件で私も質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>決算の監査委員の意見書の中で、滞納関係調書があります。これがですね、今年度がやっぱり、私3年分比較したんですけども、やはり残念ながら上がってきているわけですね、徴税額がですね。</p> <p>令和5年度が、現年度、過年度合わせて件数が2,124件、1,808万1,461円になっております。</p> <p>各課の徴税の方は大変だと思いますけど、どのような徴税方法を行っているかを、2つの課にお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>収納対策ということでございますが、村・県民税におきましては、久留米県税事務所、筑後地区の特別対策班と連携しまして、定期的な会議を行いながらですね、情報共有と徴税に取り組んでおります。</p> <p>また、県と協定を結ぶことで、滞納が多い方の徴税業務をですね、県に委託して、県が県税を徴収する際に、併せて村税もですね、徴収をいただき、収納率の向上に努めているところでございます。</p> <p>また、固定資産税、軽自動車税は、県税事務所のOBの収納アドバイザーにお越しいただいておりますので、県のノウハウをですね、村職員に教示いただきながら、村の納税推進会議を行いながら、収納アドバイザーと職員とで徴税に訪問するなどの取り組みをですね、行っているところでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、納税推進会議でですね、各課との情報共有をしまして、対応の検討、それから戸別訪問、隣戸で個別訪問をしております。</p> <p>さらに滞納額が多い方等につきましては、役場への呼び出し、それから、そのときに納税契約と分納誓約等をいただくという流れになっております。</p> <p>さらに、それでもですね、分納誓約を出していただいても、履行していただけない方がどうしてもいらっしゃいます。そういった方につきましては、財産調査ということで、預金等ですね、調査を行いまして、そういった財産がある場合はですね、差し押さえという形で取り組みをさせていただいているところでございます。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>農林建設課については、水道と住宅のほうに関しての滞納ということでございます。</p> <p>先ほどの住民福祉課と同じなんですけれども、まず1つは、督促の通知をしているというのが1点目です。</p> <p>2点目は、同じなんですけど、収納対策協議会のほうで議論しまして、意識づけということになっております。</p> <p>3番目としては、収納アドバイザーと職員のほうも一緒に、本人のほうにお話に行きましてですね、意識づけということでですね、対応しているところでございます。以上でございます。</p>

委員長	2番 樋口委員
2番	<p>詳しく説明していただいております。職員の方ですね、努力されている様子がよく分かりました。</p> <p>私もかつて経験したことがありますからですね、本当にその大変さはですね、よく存じているところでございます。</p> <p>ただ、やっぱり社会情勢の変化ですね、納める意識、義務感が、少しやっぱり国民意識として薄らいできている中で、大変な業務ではないかなと思っております。</p> <p>今、県税事務所等の経験のある方を収納アドバイザーとして依頼しているということで、それはそれでいいと思うんですが、今年予算の執行率がですね、100万8千円あったんですけど、60何万しか確か使ってないと思います。</p> <p>ちょっと他の課の方に聞いたら、大型の収納が1つ落ち着いたからだというふうには聞きましたけれども、それでもやっぱり滞納額そのものは増えてますからですね、何らかの工夫は必要ではないかなと思います。そういったところを、今後の徴税の方法について、何か方法がありましたらお願いしたいと思います。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>今、県税事務所と連携をしながら行っておりますので、そういった収納のやり方等についてですね、県のほうからいろいろと指導をいただきながら、取り組んでいきたいというふうに思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>私もこの滞納状況のほうからお尋ねしたいと思います。</p> <p>昨日も質問させていただいて、この資料を出していただいた部分はあるんですけども、やはり重複の滞納者の方が結構おられて、額に関しても、やはりかなり高額、積み重なっている滞納者の方もいらっしゃいます。</p> <p>滞納される方もいろんな事情があるかと思う中で、やはり収入が今後も得られる見込みが無かったりとか、そんな事情を加味する中で、福祉との連携というところに関しては、どういった取り組みがされておりますでしょうか。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>確かにですね、家庭の状況等ありまして、どうしても税金を納められないという方もいらっしゃいます。そういった方については、福祉もうちの課で担当しておりますので、今度は福祉部門からですね、生活保護等に繋ぐという取り組みをさせていただいているところでございます。</p> <p>そういった方については、本当に少ない、少数の方にはなりますけれども、そうやって家庭の事情で生活ができない方については、そのような対応を取らせていただいております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>別の質問です。</p> <p>昨日、防災無線の放送の件、お尋ねしたんですけども、ここで回答があるかなと思ったんですけども、何か、その後検討されたりしましたでしょうか。</p> <p>協力隊が委託業務に携わっていることについての、この5年度決算としてのしっかりとした考え方、村としての考え方の整理をお伝えいただきたいと思います。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>協力隊がですね、防災無線の放送の業務、こちらのほうに支援をさせていただいている、その関連ということですけども。</p> <p>あの後、昨日ですね、東峰テレビ、プリズムさんのほうにも話等させていただきました。</p> <p>向こうの回答としてはですね、そういった協力隊への業務等発生してはならず、</p>

	<p>貰った委託金は、すべてプリズムのほうで管理している、業務経費のほうに充てていますというような回答ではございました。</p> <p>ただ、議員さんおっしゃられるように、明確なですね、切り分けと言いますか、分かりやすい格好ですね、整理等が必要なのかなというふうには思っておりますので、ちょっと今後その辺のところはですね、さらに検討のほうをさせていただきたいなというふうには思っているところです。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>やはり今後、村の事業、特に委託事業の中で、協力隊がその業務に何かしらか携わることがある場合において、見積積算というところの、やはり仕組みを作っていたかかないと、今後同じようなことが多々発生してくるかと思えます。</p> <p>このケーブルテレビ関連に関しては、ずっと議会の中でも指摘されていた事項でもあるかと思えます。</p> <p>ですので、やはり村民の方にも税金の使い方として、明確な使途というか、その辺は明らかにするような、しっかりとした仕組みを作っていただきたいなと思えます。</p> <p>ですので、令和7年度の予算編成の折には、もし協力隊委託事業に関して、協力隊が関わる場合においては、明確な基準を示したうえで予算計上していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>言われることは、もっともだというふうに思っております。</p> <p>業務の内容上ですね、それが明確に切り分けられるかどうか、この分については、しっかり協議をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>すみません、先ほどの続きでございます。</p> <p>ちょっと私の質問が分かりづらかったと思うんですけど、毎年ですね、徴収員報酬を100万8千円組んでいます。大体毎年100万前後の支出があっていますが、令和5年度が68万1千円ですかね、いや、失礼しました。</p> <p>全額使ってなくて、残金が多量にもったいないんで、かといってそれで収納率もものすごく上がった分もあるし、まだ残っている分は令和4年度よりも多いということで、せっかく予算化された徴収員の報酬が、もったいなかったなど自分自身の感想等はですね、だからぜひ、使って、もっと違ったところでの収納を上げてもらいたかったと思えますけど。</p> <p>これはもう終わったことなんですけど、今年度にかけてですね、その原因と今年度にかけての意気込みをお尋ねします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>すみません、徴収員報酬ということで、昨年度よりも30万ほど減っているというご指摘だと思いますが。</p> <p>昨年は古賀さんという方が来ていただいておりました。家庭の事情によりましてですね、11月で退職をされまして、その間、不在の間ですね、定期的に月に1、2回程度ですね、役場のほうにお越しいただいてたんですけども、退職をしたということで、ここの報酬がですね、少し減っていると、30万ほど減っているというところでございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	現在、その方の後任はおられるわけなんですか。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	今現在ですね、4月から新たに県職員のOBの方、行武さんという方が来ていた

	だいておりますので、しっかりですね、職員のほうにもいろいろと徴税の方法について教示いただいております。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴求資料のほうでお尋ねしたいと思います。</p> <p>総務企画課の3ページをお願いします。ふるさと基金の取り崩し計算書についてです。</p> <p>この取り崩しした各事業の財源に充当されている部分に関しては、いろんな課にまたがっております。毎回この質問をさせていただきます。</p> <p>やはり、なぜこういった事業に充当されたのかという部分について、しっかりと説明できるものが必要かなと思っております。せっかく3億超えるふるさと納税をしていただいて、それが何に使われたかという部分が明確になっていく必要があるかなという観点からです。</p> <p>このふるさと基金の取り崩しのさまざまな事業への充当については、どのような過程を経てこの事業に充当されているのか。それは、各課からの意見、要望であったり、そういった部分があるのか、あるいは財政関係のほうで、集中してこれを充当する部分を決めているのか、お尋ねします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>こちらふるさと基金の取り崩しの基本というか充当についてはですね、やはり基金の中の、条例の中の基金の項目に充当するようにしております。</p> <p>その充当する4項目ほどあるんですけども、それに関して各課からの補助等がない普通一般財源の部分で該当する部分を財政のほうで抽出して、それを充当しているような状態でございます。</p>
委員長	村長
村長	<p>概ね正解なんですけど、実際のふるさと納税の繰入の配分でございますが、まず事業を選び出す、これは、各課と一緒に言いながらやっているというところでございます。</p> <p>実際にいくら繰入をするか、この分については、本来であればある程度基金に充てて、計画的にいくら、いくらという部分ではございますが、そういった部分で、今年については、いくらをこの事業に対して配分をする。</p> <p>それから、細かい配分については、案分という形にはなるんですけど、どの事業費に対してふるさと基金を充てるかという部分については、財政と担当課、その調整の中で決めているということでございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ホームページにおいても、やはりこの、今出していただいた資料と、そこまで変わらないような項目でしか上げられておらずに、例えば、甘木・朝倉・三井環境施設組合負担金、こんな書き方はしてないですけども、ごみ処理に関してみたいなどころであったりとか、そもそも自治体が義務的にしなければならないものに対して、ふるさと納税使ってますと言われると、そもそもそれは村のちゃんと予算化した部分ですべきじゃないかなって、納税した人も思わないかなと思います。</p> <p>これも前も言わせていただいたんですけど、やっぱりそもそも村がしっかりと税金を管理して、していく部分と、ふるさと納税の使い方というその切り分けをしっかりとしていくべきなのかなとも思いますけど、今、なかなか財源が不足している部分もあって、一般財源化してきているのは非常に分かります。</p> <p>ただ、ちょっとやっぱりこの、1つ取り上げて申し訳ないですけど、こういうごみ処理関係とかですね、そういった部分に使う理由というのは、1個1個各項目ごとに、ふるさと納税を使うという理由立てはしたうえで、この充当をされているの</p>

	<p>かお尋ねします。</p>
委員 長	<p>村長</p>
村 長	<p>考え方が違うのかなというふうに、ちょっと思っておりますが。 ふるさと納税で頂いた基金についての使途、これは分野に分けていろいろ頂いているものでございます。</p> <p>これを有効に使うということで、先ほどごみ処理の関係ございました。これは、自然環境の保護、また、そういった環境対策についての部分でございますので、これが外部に出るものではないか、経常的な経費ではないか、そういうご意見もございしますが、そういったものに使うことに対してと申しますか、それについては、ホームページ等でお知らせできる部分に、あんまり細かくはね、お知らせはしていませんが、こういった部分に活用させていただきましたという書き方をさせていただいているところでございます。</p> <p>今後の切り分けと申しますか、説明部分については、やはり目的に合った事業かどうか、これについてはきっちり協議と精査を行っているということで、ご理解いただきたいと思っておりますので、この分について、もし疑義等ございましたら、この場に限らずさまざまなご意見をいただければというふうに思っているところでございます。</p> <p>村としては、きちんと協議をして、事業目的に合っているということで、使わせていただいているところでございます。以上です。</p>
委員 長	<p>6番 高橋委員</p>
6 番	<p>納税していただく方々へのプレゼンス、要は、公表というかですね、お願い的な部分で、この事業に充ちたいな感じで伝わっていくと、どうしてもなんか、そもそも決まった事業に充てられてるだけじゃんという話になってしまって、やっぱり意図があって、皆様が納税していただいたお金が、こういうふうに使われましたよっていう、そのストーリーが立たないんですね。</p> <p>なので、公表されているふるさと納税の使途に関しても、こういうふうに使われましたという、要は、こういう事業にじゃなくて、こういう事業をして、こういうふうになりましたと、そういうふうな公表にしていかないと、ちょっとなんか税金の一部に組み込まれているだけじゃないかっていう、ふるさと納税になってきているかなと思います。</p> <p>もうかなりの村の一般財源、財源額からすると大きな額を貰っているの、いろんな使い方ができるようになっていますけども、そこをしっかりしていかないと、いざ東峰村、いろんな自治体がふるさと納税合戦をしている中で、しっかりとその根拠を作っていたいただきたいなと思います。</p> <p>ふるさと納税推進会議も行われていると聞いております。ふるさと納税を集めるという議論の中で、しっかりと何の事業に使ったかっていう使い方の部分に関しても、しっかりと議論をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員 長	<p>副村長</p>
副 村 長	<p>ふるさと納税推進会議の会長を務めておりますので、お答えさせていただきます。</p> <p>基本的には、その会議の中ではですね、金額の部分、納税額の部分についての議論が主かなと思っております。</p> <p>その中で特に、毎回論点になりますのは、村内の率はどれぐらいだったかと、村内物品をどれだけ増やせるかというような議論が、主な論点になっております。</p> <p>それから、あとは制度改正の部分ですね。その辺が主になっておりまして、使途については、正直あんまり、これまで議論はしていませんでした。</p> <p>そういったご意見をいただきましたので、来年度についてはですね、そういった</p>

	<p>使途の部分、お示しの仕方はですね、公表しているような部分、やり方がメインになるとは思いますけども、1つ議題としてですね、上げるようにはしたいと思います。以上でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>最後の課題に質問させていただきたいと思います。</p> <p>さまざま今回決算で、事業について質疑をさせていただきましたけれども、ずっと継続されてきた事業で、なかなか手が入ってなくて、そのまま継続されている事業というのも多々質問して、見受けられる部分もありました。</p> <p>毎年決算を行う時期、あるいはその予算を編成するときに、どういうふうな事業の評価をされているのか、今、大蔵委員長、総務常任委員会のほうでも事務事業評価という取り組みをですね、試行的に住民福祉課さんの協力を得て、させていただいた経緯もございますけれども、どういうふうに事業を評価し、次年度に繋げていくのか、今の村の取り組みについて伺いたします。</p>
委員長	村長
村長	<p>昨年まで財政の査定をしておりました課長がおりませんでしたので、ちょっと自分のほうの経験から話させていただきたいと思います。</p> <p>査定については、当然財政査定、あと副村長査定、村長査定において、業務の精査は行う部分でございます。</p> <p>事務事業評価、先ほど言葉申されました。これは、合併して直ぐくらいに行政改革の流れの中で行った経緯でございます。</p> <p>ただ、その反省ではございませんが、ものすごい事務的な負担が大きいということで、やっぱり県とかですね、大きい中核市以上の部分については執り行われておりますけど、町村においての、最近の事務事業評価の実施率というのは非常に低いというのがあって、やっぱりそれが実情かなというふうに思っております。</p> <p>ただ、だからと言って、全く査定なしで行っているわけではございませんので、実際に予算査定の中で、事業についてはきちんと予算書の根拠の中に事業の概要、またその必要性、そういった部分をしっかり明示したうえで、査定は行わせていただいているというプロセスになっております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>やはりこの決算期において、その年度の事業がどこまで達成できたであったり、そういった評価がなければ、その指標がなければ、なかなかやっぱり次にどうしていくかって方向性がなく、予算を貰えれば、そのままやればいいという、ちょっと流れが習慣化されてくる気がします。</p> <p>1つ伺いたいのが、せっかく県から副村長来ていただいておりまして、やっぱり県はさらに厳しい基準を持って、その事業執行にあたっているかと思えます。</p> <p>1つ伺いたいのが、県での厳しさであったり、逆にそれがうまく村に生かせる部分、まだまだ村として足りない部分の視点について、伺いたいと思います。</p>
委員長	副村長
副村長	<p>あまり言いすぎてですね、職員を委縮させるんじゃないかと思って、ちょっと気を付けて発言をしたいと思えますけれども。</p> <p>私も県のほうで、県の体制としてですね、財政当局がありまして、そちらのほうとは別に、各部局ごとに予算を管理する職員がおります。予算を要求すると言いますけれども、そういう職員がおります。</p> <p>その担当はしたことがございまして、やはり厳しくですね、査定というものはされておりました。</p> <p>その予算要求する中で、年度ごとに、確か3カ年だったと記憶しておりますけど</p>

	<p>も、3カ年分のですね、計画、数値目標などは立てることを要求されておりまして、その達成状況によってはですね、この予算はもう要らないんじゃないかとか、達成してない理由を厳しく追及されるとか、そういったことは、毎年予算要求の段階ではされておりました。</p> <p>それとは別にスマイルビューという、さわやかな名前ではありますけれども、毎年削減枠を設定されてですね、その額については必ずひねり出して、事業を見直すと、財源を生み出すというような査定ですね、そういったことは行われておりました。</p> <p>村におきましては、委員がおっしゃられるようなですね、数値目標のようなものを厳しく設定するというようなところは、やはり県ほどはですね、行われてないというふうには思っております。</p> <p>ですので、PDCAサイクルですかね、そういったところをうまく回すという部分では、改善がかなり必要かなと思っておりますけれども、やはり事業を行う中でですね、村民の方にどういった事業が求められているかというところを、くみ取って事業化するというスピード感においてはですね、村のほうが県よりもはるかに優れていると思います。</p> <p>それが数値目標という目標設定するというところまで至ってないというところは、かなり課題ではあると思っておりますけれども、そういった行政課題をすぐに事業化するというスピードにおいてはですね、村のほうが優れていると思いますので、その部分と、成果をしっかりと出せるような部分で示すようになるというところ、これを組み合わせることができるになればですね、より効果的な行政運営というものは推進できると思います。</p> <p>ちょっとその辺りが一番の課題だと思っております。以上です。</p>
委員 長	2 番 樋口委員
2 番	<p>今の質問にも少し関連するかと思います。</p> <p>私、議会だよりでですね、ちょっと表現は適切ではなかったんですけど、人口は減り続け、予算は増え続けてますというふうなことでですね、予算比較をさせていただきました。</p> <p>過去10年分の当初予算とか、いろんな基金とかですね、比較表を作っていますが、当初予算で言えば、26年、27年は20億台ですね、それから28年度からは30億台になって、それから平成29年の九州北部豪雨があった翌年の30年度からは54億になっています。当初予算がですね。</p> <p>それからはずっと50億が続いて、令和3年度に35億になりました。</p> <p>ところがまた、たぶん昨年の水害があったことで、今年の当初予算は48億、そして今、補正予算を合わせると51億5千万になっています。</p> <p>比重に大きな予算だと私は思います。村長も本当に財政詳しいからですね、いろんなことで苦し紛れに、業務は執行しなくちゃいけないので、そういった予算を組んでいるんだと思いますが。</p> <p>村長として、この村の規模とか人口規模、あるいは事業規模とか、そういったことの中で、大体どれくらいが標準かな、こういう災害とかいうようなことがない場合はですね、どんなふうな予算だったら適切かなというふうな、もし思いがあればですね、言っていただきたいというふうに思います。</p>
委員 長	村 長
村 長	<p>自分がここで、いくらという話はできにくい部分ではございますが、議員さんの議会だより、毎回見させてはいただいております。予算の部分についても見ております。</p>

	<p>災害の枠という部分がですね、外したところでの考えにはなると思いますが、議会だより、郵便で来るんで、それはどうかという話は置いてですね。</p> <p>予算の規模といたしましては、今、災害復旧関係が大きな部分を占めている。それと、ダムは終わりました。一時期はですね、ダム関係の予算が結構占めてた部分もございます。</p> <p>あと、今、ふるさと納税関係で3億から4億の予算が、単純に歳入歳出が膨らんでいるという部分はございます。</p> <p>そういった部分を除いて、投資的事業を最小限に行うという部分については、率直なところ村の予算規模としては、27、8億ぐらいだというふうには感じております。</p> <p>それに、いろんな投資事業が掛かります。そういった部分で足していきます。今年については、もう今50億を超えております。</p> <p>予算規模については致し方ない部分もございますが、やはり村の予算としては、非常に大きいという実感はございますので、これをいかに平常時のところまで持っていけるか。災害優先ということで、結構事務費の査定等もですね、やはり県の方が来ていただく、他の自治体の方も来ていただく、正直言って緩いところがあるというふうには思っております。</p> <p>これについてはしっかり、本当は去年の災害、1回樋口議員さんも申されましたけれども、去年の災害がなければ、やはり縮小を、今年、来年に向けて行っていくところで、標準に戻るところであったんですけど、この分についてはですね、さまざまな要件がございます。</p> <p>ただ、一応目標としては、そういった形で、概念と言いますか、は持っているというところをご了解いただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>以上で、質疑を終結いたします。</p> <p>認定第1号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>認定第1号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。</p> <p>本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
委員長	<p>日程第2 認定第2号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>認定第2号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。</p> <p>本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。</p>

	よって、本案は、原案どおり認定するものと決定いたしました。
委員長	日程第3 認定第3号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結いたします。 認定第3号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。
委員長	日程第4 認定第4号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結いたします。 認定第4号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。
委員長	以上で、本決算審査特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。 これもちまして、決算審査特別委員会を閉会したいと思います。 ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。
閉会	
委員長	皆様のご協力によりまして、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。 厚くお礼申し上げます。 これもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。 次は本会議でございますので、10時30分まで休憩いたします。 (10時17分)

	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを称するために署名する。</p> <p>委員長</p>
--	--